

欧州製品環境規制（WEEE、RoHS）に対する 各国の取り組み状況

在欧州トルコセンター・事務所、欧州ロシア CIS 課

廃電気・電子機器(WEEE)指令、電気・電子機器における特定有害物質の使用制限(RoHS)指令が各国で施行されてから3年以上が経過した。このため、ジェトロではEU25カ国とスイス・トルコの両指令への取り組み状況について調査を行った。

目次

1.	総論.....	3
2.	英国.....	12
3.	フランス.....	27
4.	ドイツ.....	37
5.	アイルランド.....	42
6.	イタリア.....	47
7.	ベルギー.....	58
8.	オランダ.....	64
9.	ルクセンブルク.....	71
10.	ギリシャ.....	74
11.	スペイン.....	78
12.	オーストリア.....	89
13.	スウェーデン.....	103
14.	デンマーク.....	108
15.	フィンランド.....	116
16.	ポーランド.....	127
17.	ハンガリー.....	132
18.	チェコ.....	138
19.	スロバキア.....	142
20.	スロベニア.....	152
21.	ラトビア.....	156
22.	リトアニア.....	162
23.	エストニア.....	170

24.	ルーマニア	181
25.	ブルガリア	185
26.	スイス（非 EU 加盟国）	191
27.	トルコ（非 EU 加盟国）	196

【ご注意】

- ・ ジェトロはレポート作成に際しできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。
- ・ 本レポートは参考情報としてご利用いただくことを前提に作成されております。各国とのビジネスを行われる際には必ず EU 指令、各国原典法、関係各署への確認を行っていただきますようお願いいたします。
- ・ また万一、不利益を被る事態が生じましてもジェトロは責任を負うことができませんのでご了承ください。

1. 総論

(1) WEEE、RoHS の各国法制化の動き

製品のライフサイクルを考慮し、すべての段階での環境負荷低減を目指す「包括的製品政策（IPP）」の一環として廃電気・電子製品（WEEE）指令と電気・電子機器における特定有害物質使用制限（RoHS）指令が 2003 年に公布された。環境・人体に有害な化学物質が自然環境に暴露されないように、電気・電子製品の製造段階で水銀、鉛、カドミウムなどの特定有害物質 6 種類の使用を制限する RoHS 指令と、廃電気・電子機器の不法な処理により自然環境が汚染される事をリサイクルシステムの構築により防ぐ事を目的とする WEEE 指令は姉妹指令であり、両指令の対象品目もほぼ同様のものとなっている（RoHS 指令の対象製品は今のところ、WEEE 指令の対象 10 品目から医療機器と監視・制御機器を除外した 8 品目となっている）。

EU 加盟国（公布当時は 25 ヶ国）は両指令について、2004 年 8 月 13 日までを期限として、国内法制化が求められたものの、ほとんどの加盟国は期限内に手続きを終了することができなかった。特に英国では WEEE 指令の国内法発効が 07 年 1 月となるなど、国内法制化の期限から 2 年以上遅れた。その後 07 年 1 月に EU に加盟したルーマニア、ブルガリアは加盟前の 06 年に既に国内法制化を終了したため、EU27 ヶ国全てでの国内法制化が完了した（図表 1 参照）。

図表 1 欧州各国における WEEE/RoHS 国内法制化状況

	英国	フランス	ドイツ	ベルギー
期限	2004年8月13日	2004年8月13日	2004年8月13日	2004年8月13日
WEEE 公布日	2006年12月14日 (SI3289/2006)	2005年7月22日 (2005-829)	2005年3月23日 (ElektroG)	2004年10月20日
WEEE 発効日	2007年1月2日 (SI3289/2006)	2005年7月22日 (2005-829)	2005年3月24日 (ElektroG)	2004年10月30日
RoHS 公布日	2005年9月25日 (SI2748/2005)	2005年7月22日 (2005-829)	2005年3月23日 (ElektroG)	2004年10月20日
RoHS 発効日	2006年5月25日 (SI 1463/2006) 2006年7月1日 (SI2748/2005) 2006年7月1日 (SI1463/2006)	2005年7月22日 (2005-829)	2005年3月24日 (ElektroG)	2004年10月30日
	オランダ	ルクセンブルク	アイルランド	スペイン
期限	2004年8月13日	2004年8月13日	2004年8月13日	2004年8月13日
WEEE 公布日	2004年7月6日 (Decree)	2005年1月18日 (18/01/05)	2005年6月22日 (SI290/2005)	2005年2月26日 (208/2005)
WEEE 発効日	2004年7月19日 (Regulation)	2005年1月31日 (18/01/05)	2005年7月6日 (SI340/2005)	2005年2月27日 (208/2005)
RoHS 公布日	2004年7月6日 (Decree)	2005年1月18日 (18/01/05)	2005年7月6日 (SI341/2005)	2005年2月26日 (208/2005)
RoHS 発効日	2004年7月19日 (Regulation)	2005年1月31日 (18/01/05)	2005年7月6日 (SI341/2005)	2005年2月27日 (208/2005)
	ポルトガル	イタリア	ギリシャ	デンマーク
期限	2004年8月13日	2004年8月13日	2004年8月13日	2004年8月13日
WEEE 公布日	2004年12月10日 (230/2004)	2005年7月29日 (151/2005)	2004年3月5日 (117/2004)	2005年6月27日 (664/2005)
WEEE 発効日	2004年12月15日 (230/2004)	2005年8月13日 (151/2005)	2004年3月5日 (117/2004)	2006年4月1日 (664/2005)
RoHS 公布日	2004年12月10日 (230/2004)	2005年7月29日 (151/2005)	2004年3月5日 (117/2004)	2004年10月12日 (1018/2004)
RoHS 発効日	2004年12月15日 (230/2004)	2005年8月13日 (151/2005)	2004年3月5日 (117/2004)	2004年10月30日 (18/2004)
	スウェーデン	フィンランド	オーストリア	スイス
期限	2004年8月13日	2004年8月13日	2004年8月13日	-
WEEE 公布日	2005年4月26日 (SFS2005:209)	2004年6月4日 (452/2004)	2005年4月29日 (EAG-VO)	1998年1月14日 (OREA)
WEEE 発効日	2005年8月13日 (SFS2005:209)	2004年9月17日 (852/2004)	2005年4月30日 (EAG-VO)	1998年7月1日 (OREA)
RoHS 公布日	2005年4月26日 (SFS2005:217)	2005年8月13日 (852/2004)	2005年4月29日 (EAG-VO)	-
RoHS 発効日	2006年7月1日 (SFS2005:217)	2004年10月1日 (853/2004)	2005年4月30日 (EAG-VO)	-
	ポーランド	ハンガリー	チェコ	スロバキア
期限	2004年8月13日	2004年8月13日	2004年8月13日	2004年8月13日
WEEE 公布日	2005年9月20日 (2005/180/1495)	2004年9月23日 (264/2004)	2005年1月6日 (7/2005)	2004年12月29日 (733/2004)
WEEE 発効日	2005年10月21日 (2005/180/1495)	2004年10月8日 (264/2004)	2005年9月15日 (352/2005)	2005年1月1日 (733/2004)
RoHS 公布日	2004年10月6日 (2004/229/2310)	2004年9月23日 (264/2004)	2005年1月6日 (7/2005)	2004年12月29日 (733/2004)
RoHS 発効日	2006年7月1日 (2004/229/2310)	2004年10月8日 (264/2004)	2005年9月15日 (352/2005)	2005年1月1日 (733/2004)
	スロベニア	ラトビア	リトアニア	エストニア
期限	2004年8月13日	2004年8月13日	2004年8月13日	2004年8月13日
WEEE 公布日	2004年11月4日 (118/2004)	2004年11月13日 (923/2004)	2005年6月28日 (X-279/2005)	2004年12月24日 (376/2004)
WEEE 発効日	2006年10月17日 (107/2006)	2004年11月14日 (923/2004)	2005年8月13日 (X-279/2005)	2005年2月9日 (9/2005)
RoHS 公布日	2004年11月19日 (118/2004)	2004年11月14日 (923/2004)	2004年4月30日 (V-258/2004)	2004年4月30日 (158/2004)
RoHS 発効日	2006年11月1日 (107/2006)	2004年8月20日 (723/2004)	2004年5月1日 (V-258/2004)	2004年5月1日 (158/2004)
	ルーマニア	ブルガリア		
期限	2007年1月1日	2007年1月1日		
WEEE 公布日	2005年6月10日 (448/2005)	2006年8月4日 (63/2006)		
WEEE 発効日	2005年7月9日 (448/2005)	2006年8月4日 (63/2006)		
RoHS 公布日	2006年7月7日 (992/2006)	2006年8月4日 (63/2006)		
RoHS 発効日	2006年7月7日 (992/2006)	2006年8月4日 (63/2006)		

注：カッコの中は法令番号

出所：各国 WEEE/RoHS 国内法を基にジェトロ作成

製造者は各国で法制化された WEEE/RoHS 規制に対応する事が求められるが、統一市場の構築を目的とする EU 運営条約 114 条 (旧 EC 条約 95 条) を根拠に策定された RoHS 指令は、国内法制化にあたって各国の裁量は認められていない。例えば加盟国間で使用を制限する特定有害物質が異なると、特定の加盟国でしか販売出来ないケースが生じ、EU の基本原則である「物の自由移動」に反する事になる。この為、各国 RoHS 法の間で差異を設ける事が認められておらず、製造者は各国の RoHS 法に対して一律に対応する事が可能である。

一方で、環境保全の達成を目的とする EU 運営条約 192 条（旧 EU175 条）を根拠に策定された WEEE 指令については、各国は指令に規定されている最低条件を満たしていれば、指令より厳しい国内法を策定する裁量が認められている。この為、WEEE 指令の国内法については、各国で差異が出る可能性があるため、製造者は各国毎の対応が求められる。

(2) WEEE 各国法の差異

WEEE 各国法の差異は、製造者に対して大きな負担となっている。例えば、製造者は上市¹を行っている EU 各国において製造者登録を行い、WEEE を回収し報告する義務を負っているが、同じ製品であっても、その製品がどの製品区分に当たるかは各国によって違う。このため、自社製品がどの区分に当たるか各国で確認作業を行った上で、当局へ登録する作業が発生することになり、製造者はその時間とコストを負担することになる。また、通常一人あたりの WEEE 回収量は 4kg と定められており、製品カテゴリーごとの WEEE 回収率、再生率、リカバリー率などは各国が達成義務を負っているが、ポーランドなど数カ国では回収量の達成義務は製造者が負う事になっている。

このほかにも、ビジブルフィー（VS）制度を採用している国では WEEE 回収費用を消費者にも負担させる場合にインボイスに回収費用を明示する義務を負う必要がある一方で、消費者が回収費用を負担する義務がない国では製造者が回収費用を全額負担せねばならない場合もあるなど、同じ WEEE 指令の国内法といえども製造者は上市を行っている EU 各国でそれぞれの対応を行わなければならない。

(3) 英国エビデンストレーディング・システム

WEEE 各国法の差異として顕著な例として英国のエビデンストレーディング・システムが挙げられる。英国の電気・電子機器製造業者は WEEE の回収義務を負っており、製造者コンプライアンス・スキーム（PCS）と呼ばれる製造業者による WEEE 回収の為のコンソーシアムに加入し、PCS が WEEE 回収量を達成することで当該義務を果たすことになる。PCS は WEEE 処理業者（AATF）または WEEE 輸出業者（AE）と契約を結び、AATF または AE が PCS に替わって WEEE 回収ポイントから WEEE を回収し処理を行う。AATF または AE は WEEE 処理にかかった費用を PCS に請求し、支払いを受けた後に WEEE 処

¹ EU 環境総局の定義によると、「上市（put on the market）」とは、EU 域内での流通・使用を目的として、EU 市場で初めて製品を利用できるようにする最初の行為で、有償・無償を問わない。実際には、自己認証による CE マーク（安全マーク）の添付が義務付けられ、基準を満たしているかどうかは事後的に判断される。

理を証明した書類であるエビデンスノートの譲渡を行う。製造業者は PCS が WEEE の回収義務達成に必要なエビデンスノートを購入することで回収義務を達成することになる。しかし、PCS が自己の回収義務達成に必要なエビデンスノートを買取業者から購入できなかった場合は、他の PCS からエビデンスノートを購入することで回収義務を達成する必要がある。これがエビデンストレーディング・システムであり、余剰分のエビデンスノートを持つ PCS は回収義務未達成の PCS に対して高値で売却することが可能なため、英国では問題となっているが、製造業者はエビデンストレーディング・システムで売買されたエビデンスノートの購入費用を転嫁される可能性もあることから、注意が必要である。

(4) WEEE/RoHS 違反に対する各国の罰則規定

EU 各国では WEEE/RoHS 違反に対する罰則規定を設けている。しかし、よほど悪質な事例で無い限り、当局による提訴は行われておらず、違反事例についても各国当局は原則公開を行っていないのが現状だ。WEEE 違反に対する罰則規定は、例えば製造業者が製造業者登録を行わず、いわゆるフリーライダー（ただ乗り）として回収システムを利用しようとした場合などに適用されるが、イタリアなどでは WEEE 回収制度の管轄機関が機能していないため、実際には運用が行われていないケースもある。

RoHS 違反に対する罰則規定は主に上市された電気・電子製品に特定有害 6 物質が制限以上に使用されている場合に適用されることになる。ジェトロが各国税関に対して行った聞き取り調査によると、調査対象 27 カ国中 5 カ国が税関での確認を行っており、4 カ国が市場流通後の抜き打ち調査により確認を行うとしている（図表 2 参照）。

図表 2 各国での RoHS 対応確認状況

税関などによる当局の確認がないとの回答があった国	市場流通後の抜き打ち検査を実施していると回答があった	税関での適合検査を実施していると回答があった国	回答が得られなかった国
アイルランド	英国	ドイツ(ゴミ箱×マークの添付)	ルーマニア
フランス	スペイン	ベルギー(製品分析)	イタリア
オランダ	デンマーク	ハンガリー(サンプル調査)	ルクセンブルク
オーストリア	スウェーデン	ラトビア(適合宣言書との比較)	ブルガリア
スイス		ポルトガル(品質管理証の確認)	スロバキア
フィンランド			スロベニア
ポーランド			ギリシャ
チェコ			リトアニア
エストニア			トルコ

出所：各国税関への聞き取り調査を基にジェトロ作成

(5) WEEE、RoHS 指令の改正案について

① WEEE、RoHS 指令改正案の内容

a. WEEE 改正案

公的機関や企業にとって廃電気・電子機器指令の実施、履行は容易なものではないことが明らかになっている。このため欧州委員会は、こうした状況を改善し、実施コストを削減するための修正を提案した。指令を修正し、シンプルでわかりやすく、有効かつ実施可能なものにする。

このため欧州委員会は以下のような提案を行っている：

- ・ 製造者登録・報告義務について EU 各国で調和を図り、登録簿を加盟国間で相互運用可能にする。製造者は、複数の加盟国で上市を行う場合についても、1つの加盟国での登録・報告で義務が履行可能となる。これにより約 6,000 万ユーロのコスト削減が見込まれている。
- ・ 指令の適用範囲や用語の定義を明確にすることで、WEEE の回収・処理を促進する。
- ・ 廃棄物指令や REACH 規則のようなほかの EU 法規との整合性の改善を図り、企業の行政的負担を軽減する。
- ・ 現在、1人当たり年平均 4kg の WEEE の分別回収目標が設定されているが、改正案では、各加盟国の電気・電子製品の消費規模に応じ回収目標が設定されることとし、欧州委員会は、回収目標を各加盟国で過去 2 年間に上市された電気・電子製品の重量の 65% とすることを提案した。製造者は、2016 年以降、回収目標の達成義務を毎年負う。
- ・ 原稿指令では規定されていない医療機器の回収・リサイクル・再利用目標を設定し、環境保護を強化する。
- ・ 指令適用を強化するため、加盟国の実施する検査の最低基準を設定する。

b. RoHS 改正案

- ・ 欧州委員会は以下のような修正を提案している：
- ・ 指令の適用範囲や用語の定義を明確にすることで、対象電気・電子機器製造者の RoHS 対応を促進する。指令の適用範囲を、現行指令では対象外となっている医療用機器、監視・制御機器に段階的に拡大する。新たに 2 つの附属書（製品カテゴリーのリストと各カテゴリーに含まれる製品のリスト）が添付される。
- ・ 特定有害物質のリスト、最大許容濃度に関する附属書を添付する。

- ・ 適用範囲に関する WEEE 指令の附属書の一部を RoHS 指令に移す。
- ・ 新カテゴリー（医療用機器、監視・制御機器）の適用除外品目に関する附属書を添付。
- ・ 特定有害物質のリストは、REACH との兼ね合いで評価が行われ、将来の使用禁止の可能性も視野に入れる。
- ・ 廃棄物指令や REACH 規則のようなほかの EU 法規との整合性の改善を図り、企業の行政的負担を軽減する。
- ・ 「適用除外の 4 年ごとの見直し」を、「最大 4 年間の有効期間」に置き換え、代替努力を加速する。
- ・ 「製品の販売に関する共通の枠組みに関する欧州議会・理事会決定 no.768/2008」に沿う形で、製品の適合性評価に関する要求並びに市場監視メカニズムについての新条項を導入する。適合性評価に関する要求の調和を図ることで、法的環境を明確にし、加盟国や製造者の負担を軽減する。
- ・ 規制対象物質の拡大。議会の修正案では、規制物質として 7 物質をとにかく新しく追加し、さらに 7 物質を候補として追加する。この中には、PVC、臭素系難燃剤、塩素系可塑剤などが入っている。

② 改正案に対する業界団体の反応

a. 欧州家電工業会（CECED）

欧州委員会は、WEEE が EU 域外に不法に搬出されていること、EU 域内、域外において指令の設定する基準以下での WEEE 処理が行われていること、公的機関や企業にとって WEEE 指令の実施、履行は容易なものではないことを WEEE 指令の主要な問題であるとしているが、CECED は、これらが WEEE 指令の主要な問題であることを認めているものの、欧州委員会の提示した改正案は、これらの問題の解決に資するものではないとしている。欧州委員会は、生産者を分別回収目標達成の責任者とし、家庭から出る WEEE の回収費用を生産者に負担させようとしているが、こうした提案は、上記の問題を解決できないだけでなく、企業に非常にネガティブな影響を及ぼすとしている。

生産者は、廃棄物の流れをコントロールしておらずコントロールできないため、生産者を国内の WEEE 回収目標達成の責任者とするのは現実的とは言えず、目標達成の責任者は、引き続き国内の廃棄物処理の所轄当局であるべきであるとしている。

また CECED は家庭から出る WEEE の回収費用を生産者に負担させるという提案については、以下のような理由で反対している：

- ・ 生産者は自らコントロールできない活動の費用面での責任を負わされてしまうため。
- ・ 生産者が費用を負担する場合、コストを消費者に転嫁せざるを得なくなる一方で、自治体は、生産者が費用面での責任者となった場合も廃棄物に課す税金を引き下げないと考えられ、消費者の負担が増すことになるため。
- ・ 多くの WEEE が、分罰回収、登録、適切な処理の対象になるという保証がなく、生産者の回収、処理システムのコストが増す可能性があるため。

CECED の提案：

- ・ WEEE にかかわるすべての者が指令遵守の対象であるべきで、生産者に課されるのと同じ条件に従い登録、報告、処理の義務を負う必要がある。
- ・ WEEE 処理の国際的な基準を定め、EU 域内、域外での基準以下の処理によるコスト面での利点を解消する必要がある。
- ・ 「指令の適用を強化するため、加盟国の実施する検査の最低基準を設定する」ことを歓迎するが、こうした規定がすべての関係者に課される義務とならなければ効果的とはいえないため、義務的な要求、義務的な活動を強化する必要がある。

また、CECED は欧州委員会が既存の法規を簡素化し、不要な行政手続き、コストをなくす努力を行っていることを支持し、新規性枠組みに沿う形で、RoHS 指令を改正することを歓迎している。しかし、改正案には多くの矛盾が存在するため実施は難しく、矛盾点の是正が行われないと法的な空隙が生じ、単一市場の機能に問題が生じるとしている。

また、同工業会は EU 法規の重複に起因する法的な不確実性や不要なコストをなくすため、RoHS 指令に新たに導入されるいかなる物質に関する制限も、REACH 規則の基準と手続きに準拠すべきだとしている。特に新物質の評価を REACH 規則の基準と手続きに準拠すべきであり、改正 RoHS 指令はこの点を明確にする必要があると述べている。

b. DIGITALEUROPE

DIGITALEUROPE の WEEE ポジションペーパーによると、「2016 年までに回収目標を 65%に引き上げる」提案について、WEEE 回収の公式システム外で回収されている WEEE

が存在し、生産者以外にも多くのステークホルダーがかかわっているため、生産者のみを回収目標の責任者にするのは適切ではなく、加盟国が責任者であり続けるべきだとしている。

回収量の計算については、生産者以外のものが回収したものも含むべきであり、「過去の販売量をベースにして回収目標を計算する」という提案についても、電気・電子製品の寿命は1～10年と製品により異なることから、過去の販売量だけを基準にすると市場の現実を反映したものとはならず、回収目標は、「指令の附属書Ⅱに従い処理された重量」に置き換える必要があるとしている。

また、現行のWEEE指令では、指令の適用範囲やWEEEの回収目標、家庭から出るWEEEと家庭以外のユーザーから出るWEEEを区別する基準などが加盟国によって異なるケースがあり、生産者はEU27カ国それぞれの異なった法律に対応がひつようであるため、各国法の調和が必要となるとしている。一方で、指令の適用範囲や用語の定義を明確にし、廃棄物指令やREACH規則のようなほかのEU法規との整合性の改善を図ろうとする改正案の趣旨については賛同している。

③ WEEE/RoHS 指令改正の見通し

2009年10月21日、EU加盟国の環境相は、環境理事会でWEEE/RoHS指令改正案についての討議を行い、両指令の適用範囲について協議を行った。過半数の加盟国は、指令の法的根拠や目標を考慮し、両指令の適用範囲を区別することを支持した一方で、欧州委員会は、法的な安全性を改善し、強化するために改正案では両指令の適用範囲を同じにし、EUレベルでの調和を図りたいとしている。

また、多くの加盟国が、意図的に除外されたものを除き電気・電子製品（EEE）を含めるためRoHS指令の適用範囲を拡大することを支持する一方で、一部の加盟国は、生産者の負担するコストが明確ではないことなどからこれに反対、インパクト調査の実施が必要になるとの見解を示している。

WEEE指令の適用範囲については、一部の加盟国は、現行の指令と同じく、電気・電子製品の最低限のリストの形で適用範囲を定義することを希望した。他の加盟国は、環境保護の強化を理由に、原則的にすべての電気・電子製品を含むオープン（open scope）な適用範囲の設定を希望した。

④ RoHS 指令と REACH 規則の重複問題

欧州委員会は、RoHS 指令と REACH 規則の重複の問題を考慮し、以下の点を RoHS 指令の改正案に盛り込んでいる。

- ・ 環境に有害な優先物質のリストは、REACH との兼ね合いで評価が行われ、将来の使用禁止の可能性も視野に入れる。

廃棄物指令や REACH 規則のようなほかの EU 法規との整合性の改善を図り、企業の行政的負担を軽減する。

2. 英国

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

英国における WEEE 指令施行のための規則は「[Statutory Instrument 2006 No. 3289 The Waste Electrical and Electronic Equipment Regulations](#)」(2007年1月2日施行、以下、WEEE 規則)である。現時点では、英国国民一人当たりの電気・電子機器廃棄物の回収目標値は EU 指令で定められているものと同じ年間 4kg となっている。英国政府はこの目標値を上げることが議論してきたが、現在 EU 全体で WEEE 指令の見直しが進行中のため、新たな目標値は EU レベルの見直しを反映したものになることが予想される。英国は WEEE 指令で定められる回収目標値に再利用分(リユース分)を含めている唯一の加盟国である(他の加盟国は回収分やリサイクル分のみを WEEE 目標にカウントしている)。英国の WEEE に関する規定は、EU の WEEE 指令を反映したものに過ぎず、EU 指令と比較して英国でより厳しい規制は存在しない。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

英国では WEEE 規則の施行は環境庁(EA)及び自動車安全証明局(VCA)の管轄である。WEEE 規則の違反には下記のものがある。

- ・ WEEE 規則 10 条及び 73 条 (1) (a)

製造者が関係当局による認可を受けたリサイクル・スキーム(以下、スキーム)のメンバーとしてスキームに登録をしなかった場合、WEEE 規則 71 条(1)(a)に定められている警告を環境庁が出し、それでも改善されない場合は訴訟となる。

- ・ WEEE 規則 11 条及び 73 (1) (a)

製造者がスキーム に対し上市された電気・電子機器廃棄物の量について報告をしなかった場合、WEEE 規則 71 条(1)(a)に定められている警告を環境庁が出し、それでも改善されない場合は訴訟となる。

- ・ WEEE 規則 12 条及び 73 (1) (a)

製造者が定められた期日までに WEEE 規則を遵守している旨の申告を行わない場合、

WEEE 規則 71 条(1)(a)に定められている警告を環境庁が出し、それでも改善されない場合は訴訟となる。

- WEEE 規則 13 条及び 73 (1) (a)

製造者が書面で必要とされている記録を取らなかった場合、WEEE 規則 71 条(1)(a)に定められている警告を環境庁が出し、それでも改善されない場合起訴される可能性がある。

- WEEE 規則 73 条 (1) (b) (i)

製造者が虚偽と知っている情報をスキームのオペレーターに出した場合、訴訟となる。

- WEEE 規則 73 条(1) (b) (ii)

製造者が不注意に虚偽のまたは誤解を招く情報をスキームのオペレーターに提供した場合、訴訟となる。

- WEEE 規則 73 条(1) (c) (i)

製造者が WEEE 規則遵守の申告に関連する情報が、虚偽であると知っているにもかかわらず、そのような情報を当局に提供した場合、法律違反となり、起訴となる可能性がある。

- WEEE 規則 73 条(1) (c) (ii)

製造者が WEEE 規則遵守のための申告時に、不注意に虚偽または誤解を招くような情報を提供した場合、法律違反となり、起訴となる可能性がある。

- WEEE 規則 18 条及び 73 条(2)

製造者が当局に対し、英国外の市場に出した電気・電子機器について情報提供を行わない場合、71 条(a)で規定されている警告が出され、それでも従わない場合は、法律違反の警告が出される。

- WEEE 規則 19 条

スキームのオペレーターが新規メンバーの登録を行わなかった場合、WEEE 規則 71 条

(1)(b) に定められている遵守を要請する警告を出す（執行措置は特になし）。

- WEEE 規則 20 条(2) 及び 73 条 (3) (a)

スキームのオペレーターが製造者の登録を行わない場合、まず、メンバー登録を行うように、WEEE 規則 71 条(1)(b) に規定されている警告を出す。それでも登録が行われない場合は WEEE 規則 44 条 (1)(a)(i)に従ってオペレーターの認可が取り消され、起訴となる可能性がある。

- WEEE 規則 20 条(9) 及び 73 条(3) (a)

スキームのオペレーターができるだけ正確な情報を提供しなかった場合、まず、できるだけ正確な情報提供を行うように、WEEE 規則 71 条(1)(b) に規定されている警告を出す。それが聞き入れられない場合は WEEE 規則 44 条 (1)(a)(i)に従ってオペレーターの認可が取り消され、起訴となる可能性がある。

- WEEE 規則 22 条及び 73 条(3) (a)

スキームのオペレーターが家庭から出る電気・電子機器廃棄物の処理、回収、環境に負荷を与えない廃棄のための費用を負担しない場合、WEEE 規則 44 条(1)(a)(i)に則りオペレーターの認可が取り消され、起訴となる可能性がある。

- WEEE 規則 23 条及び 73 条(3) (a)

スキームのオペレーターが家庭以外から出る電気・電子機器廃棄物の処理、回収、環境に負荷を与えない廃棄のための費用を負担しない場合、WEEE 規則 44 条(1)(a)(i)に則りオペレーターの認可が取り消され、起訴となる可能性がある。

- WEEE 規則 25 条及び 73 条(3) (a)

スキームのオペレーターが電気・電子機器廃棄物が最善の処理、回収、リサイクル技術 (BATRRRT)を用いて、認可を受けた処理施設で処理されない、もしくは認可を受けた輸出業者により輸出されない場合、警告 (WEEE 規則 71 条(1)(b)に基づく) が出され、それでも遵守されない場合は、WEEE 規則 44 条(1)(a)(i)に則り、オペレーターの認可が取り消される。

- WEEE 規則 26 条及び 73 条(3) (a)

スキームのオペレーターが WEEE の回収システムを設置しない場合、もしくは WEEE が再処理業者により回収・リサイクルされるシステムを作らない場合、承認を受けた輸出業者による輸出のシステムを作らない場合、もしくは WEEE の回収率が目標値に達しない場合、オペレーターに対し、これらのシステムを作るよう WEEE 規則 71 条 (1)(b) に基づく警告が出される。それでも遵守されない場合は、オペレーターの認可が取り消され、起訴となる可能性がある。

- WEEE 規則 27 条及び 73 条(3) (a)

スキームのオペレーターが、環境庁に対して「認可された処理施設 (AATF) に搬送された WEEE の量」と「認可を受けた輸出業者の輸出量」に関する四半期に一度の報告書の提出義務を怠った場合、まず警告が出され、それでも改善されなければ、オペレーターの認可が取り消され、起訴となる可能性がある。

- WEEE 規則 28 条及び 73 条(3) (a)

スキームのオペレーターが、環境庁に対して「各製造者が市場に出した電気・電子機器の量」に関する四半期に一度の情報提供の義務を怠った場合、WEEE 規則 71 条 (1)(b) に基づく警告が出される。それでも遵守されない場合は、オペレーターの認可が取り消され、起訴となる可能性がある。

- WEEE 規則 29 条及び 73 条(3) (a)

スキームのオペレーターが WEEE 規則遵守の申告を怠った場合、WEEE 規則 71 条 (1)(b) に基づく警告が出される。それでも遵守されない場合は、オペレーターの認可が取り消され、起訴となる可能性がある。ただし、申告の遅延に対しては訴訟が適切な処置ではないことがあり、そう判断された場合は、まず警告の手紙が出され、翌年になっても申告がなされない場合は、公式な警告が出されるか、または起訴となる。

- WEEE 規則 30 条及び 73 条(3) (a)

スキームのオペレーターが必要とされる記録を 4 年間取らなかった場合、WEEE 規則 71 条(1)(b) に基づく警告が出される。それでも遵守されない場合は、オペレーターの認可が取り消され、起訴となる可能性がある。

- WEEE 規則 27 条、28 条及び 73 条 (3) (b) (i)
スキームのオペレーターが各製造者により上市された電気・電子機器に関して、虚偽または誤解を招くと知っていながら、そのような情報を提供した場合、オペレーターの認可が取り消され、起訴となる可能性がある。

- WEEE 規則 27, 28 条及び 73 条(3) (b) (ii)
スキームのオペレーターが、各製造者により上市された電気・電子機器に関する 4 半期に一度の報告書に、虚偽または誤解を招く情報を載せた場合、オペレーターの認可が取り消され、起訴となる可能性がある。

- WEEE 規則 29 条及び 73 条(3)(c)(i)
スキームのオペレーターがコンプライアンスの申告に関連して、虚偽または誤解を招くような情報を提供した場合、オペレーターの認可が取り消され、起訴となる可能性がある。

- WEEE 規則 24 条及び 73 条(4)
スキームのオペレーターが機器全体のリユースを優先させるためのシステムを構築しない場合、オペレーターの認可が取り消され、起訴となる可能性がある。
訴訟の結果、治安判事裁判所の即決判決で、製造者、流通業者、スキームのオペレーターに非が認められた場合は、5,000 ポンド以下の罰金、刑事法院での起訴で有罪判決が出た場合は、上限は設けられていない罰金が科される (WEEE 規則 Part 14)。

b. RoHS 罰則規定

「Statutory Instrument 2008 No. 37 ENVIRONMENTAL PROTECTION The Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment Regulations 2008」(2008 年 2 月 1 日施行、以下 RoHS 規則) の Part 3 で罰則について以下の通り定められている。

- i. RoHS 規則で禁止されている有害物質に関する規定に違反した場合、または警告に従わない場合、責任者に対し、即決判決で最高 5,000 ポンドの罰金、または起訴の結果、有罪判決が出た場合は上限が設定されていない罰金が科される。

- ii. 執行当局（National Measurement Office : NMO）の要請で RoHS 対応を示す文書が提出できない場合、即決判決で最高 5,000 ポンドの罰金が科せられる可能性がある。
- iii. 手続き上の違反（執行担当者の邪魔をする、虚偽もしくは誤解を招く情報を執行当局に提出するなど）も罰せられることがあり、その場合は、即決判決で 5,000 ポンドの罰金が科せられる可能性がある。

裁判所は状況によって、上記の罰則の代替または追加として、有罪判決が下された被告に対して違反状況の改善を命じる場合がある。さらに裁判所は i. で有罪になった被告に対し、執行当局が規則違反の調査を行うのにかかった費用を負担するように命じる可能性がある。

c. WEEE 国内法違反の事例

英国内では 2010 年 1 月時点で WEEE 規則の遵守に関し、訴訟は行われていない。環境庁は警告を行ったにもかかわらず、WEEE 規則を遵守しない企業数社を 2010 年中に告訴する予定である。ただし、出来る限り訴訟とにならないようにするため、関連企業の問題意識を高め、同規則の遵守を奨励する方策が取られている。

d. RoHS 国内法違反の事例

RoHS の執行当局である国立計量庁（National Measurement Office : NMO、訴訟の当時は NWML）が 2007 年 9 月に初めて RoHS 規則不履行の企業を起訴した。被告企業の情報は開示されていないが、同案件では特定有害物質として使用が制限されている鉛を使った製品の販売が問題となった。同件では原告 NWML と被告企業の間で和解が成立した。NMO はその後も RoHS 違反の有無を調査しているが、2007 年以後、訴訟は提起されていない。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

a. 必要書類

RoHS 対応が求められる製品を英国市場に上市する際に、英国の税関が特別な書類の提出を求めることはない。英国では、税関および国境において製品の RoHS 遵守確認を行っていない。企業が RoHS 対応を求められる製品を英国市場に上市する場合、それらの製品は RoHS を遵守しているものとみなされる。

b. 税関での検査、確認方法

税関における RoHS 対応の申告義務がないため、執行機関である NMO は市場からの情報を基に確認を行っている。場合によっては RoHS 対応済みを示す証拠の提出を求められることがあるが、英国では RoHS 対応を示す証拠にするための定められた書類のリストは特段無い。

c. RoHS 対応違反時の対応

RoHS 違反が発覚した際、執行機関である NMO は違反企業に対しどのように RoHS に対応する予定かを問い合わせる手紙を送る。違反企業はその手紙に対して 28 日以内に回答をしなければならないが、通常は企業が対応策を当局に回答することで解決する。もし企業が当局からの手紙に回答をしない場合、当局はその企業の製品を購入して製品検査を行い、RoHS 対応済みか調べることができる。未対応の場合、当該企業は起訴され、試験費用の負担を要求される可能性がある ([SI 2008 No. 37 ENVIRONMENTAL PROTECTION The Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances, Part 3](#))。

ただし、NMO は基本的に、RoHS 規則を遵守しようとする企業に対しては協力をする姿勢をとっている。NMO は RoHS 規則遵守に必要な情報提供を可能な限り行い、コンプライアンスセミナーなどのイベント開催を支援し、問い合わせに回答するなど、支援体制を整えている。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況**① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関****a. 登録先**

英国では認可を受けた WEEE 製造者コンプライアンス・スキーム [WEEE Producer Compliance Scheme (PCS、以下 PCS)] に登録する必要がある、登録は毎年行う必要がある。2010 年 1 月時点では 35 のスキームがある。そのうちの 34 スキームは、オープンなもので、製造者であれば誰でも参加可能である。製造者はどのスキームに参加するか選択可能である。PCS のリストは [Environment Agency のウェブサイト](#) で確認することができる。

b. 登録方法

製造者登録は PCS に対して直接行う。PCS によってはオンラインでの申し込みも可能。

オンラインの登録を受け付けるかどうかはあくまでも個々の PCS が決定する。製造者は PCS に対し登録費用を払い、毎年どれくらいの量の電気・電子機器を英国市場に上市するか、供給する機器が家庭用か、それ以外の用途か（例えば業務用）を PCS に申告する。登録費用は登録企業の売り上げに基づいて環境庁が決定する。

現時点の登録費用は以下の通りである。

- ・ 売り上げが 5 万ポンド未満：30 ポンド
- ・ 売り上げが 5 万ポンド以上 100 万ポンド未満：220 ポンド
- ・ 売り上げが 100 万ポンド以上：445 ポンド

さらに、PCS の会費を支払う必要がある。会費を支払うと製造者登録番号がもらえ、その番号を登録企業の製品を販売する流通業者や販売業者に渡す必要がある。

② 回収の仕組み

a. 回収所設置

家庭の電気・電子機器を処分する時は、指定の回収施設（自治体および民間の回収施設、スーパーマーケットなどに併設されていることもある）か、店舗で引き取りを行っている小売店に持っていく必要がある。

b. 回収

回収された WEEE は、再利用のために認可を受けた処理施設（AATF）もしくは認可を受けた輸出業者（AE）のもとに搬送される。指定を受けた回収施設及び AATF もしくは AE で生じた費用は PCS でまかなわれる。指定を受けた回収施設で回収された WEEE はすべて PCS の中で処理をする必要がある。AATF が WEEE の回収・再利用をし、WEEE エビデンスノート PCS に販売する。PCS はその費用をメンバーに請求する（出所は [Guidance Note \(GNO4\)](#)、5～6 ページ）。

企業が WEEE を処理する場合は、廃棄物処理業者を通して廃棄物を搬送するか、または PCS の代表者と合意の上、AATF もしくは AE にて処理・再利用する。廃棄物を処理しようとする企業はこれらの業務のために費用を徴収されるかもしれず、これに対処するための契約を結ぶ自由が与えられている。家庭から出る WEEE と同様、AATF が作成するエビデ

ンスノートは PCS が購入し、PCS のメンバーが WEEE 規則で定められている回収・再利用の義務を果たせるようにする。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

WEEE 指令は EU 加盟国レベルで適用される指令であるため、実質的には WEEE は廃棄物が生じた国の中で処理がなされなければならない。したがって、EU 国境を越えて取引される製品は、該当する製品が販売された国に所在する企業の責任になる。

例を挙げれば、ある製品が日本から英国に輸入され、英国内で販売された場合は、責任はその製品の輸入者が負う。もし輸入者が製品を日本から英国に輸入したものの、ドイツで販売するためにドイツに送った場合は、ドイツの輸入業者の責任となる。この場合、製品がドイツに送られるため、英国の企業は英国の WEEE システムに輸入について報告する義務はない。輸入者であるドイツの企業がドイツの WEEE システムの中で輸入の報告をしなければならない。同様に、英国内で製造された製品を販売のためにイタリアに送る場合、イタリアで同製品の輸入をおこなった企業が WEEE 対応の責任を負う。

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

英国では、WEEE の監督機関は公的機関であるが、PCS や回収・再利用を行っているのは民間企業である。PCS は 2010 年 1 月時点で 35 あり、すべて民間企業が運営している。PCS 運営者は環境庁に対し、PCS 運営の認可申請を行わなければならない。流通業者引き取りスキーム (DTS) も民間企業が運営を行っている。2010 年 1 月時点では 1 社 (Valpak) のみが DTS として認可を得ている ([Valpak ウェブサイト](#))。

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

英国においては原則的に、家庭用機器の廃棄について消費者の負担はない ([WEEE 規則 Part 5](#))。英国においては新製品販売時に電気・電子機器廃棄物の回収費用として“ビジブルフィー (Visible Fee : 以下、VF) を利用するのは必須ではない。VF を利用したい企業は利用する自由が認められている ([Government Guidance Notes 27](#) ページ‘Showing the costs of WEEE to consumers’)。

企業によっては新しい製品を配達し、古い電気製品を引き取る時に費用を徴収するところもあるが (例えば、冷蔵庫や洗濯機など)、これは WEEE の搬送費用であり、回収・再

利用の費用ではない。

業務用 WEEE の費用負担の扱いは別である。企業が 2005 年 8 月以前に購入した製品（以下、旧製品）を新製品（2005 年 8 月以降に販売された製品）と買い換える場合、新製品の販売者に旧製品を回収してもらうことが可能。一方で、企業が旧製品を廃棄するだけで新たに買い替えを行わない場合は、同企業は WEEE の回収・再利用費用を負担しなければならない。企業が所有する新製品の WEEE は、製造者が回収・再利用費用を負担する義務を負う。英国国内での標準的な扱いは上記の通りであるが、英国の WEEE 規則は、EU 指令に準拠しているため、製造者及び企業に、上記以外の取り扱いをすることも許している（WEEE 規則 Part 6）。

⑥ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

製造者の費用負担は以下の通りである。

- ・登録費用

費用は登録企業の売り上げに基づいて環境庁が決定する。現時点の登録費用は以下のとおり。

- 売り上げが 5 万ポンド未満：30 ポンド
- 売り上げが 5 万ポンド以上 100 万ポンド未満：220 ポンド
- 売り上げが 100 万ポンド以上：445 ポンド

- ・ PCS 会費

会費の額は PCS ごとに異なる。会費の金額は各 PCS が決定し、環境庁には決定権はない。

- ・ DTS 費用

製造者が機器を家庭のユーザーに直接販売する場合（例えばインターネット、カタログ、店舗での販売）、無償の WEEE 引き取りサービスを提供するか、もしくは DTS に参加して、流通業者の義務を果たさなければならない。

2010～12 年の DTS 料金は 2007～09 年の期間から変更された。費用は企業の規模によって A、B、C の 3 つのバンドに分けられており、バンドは電気製品の総販売額に応じて決

められている。

- ーバンド A の小売業者：総販売額 150 万ポンド以上
- ーバンド B の小売業者：総販売額 10 万ポンドから 150 万ポンド
- ーバンド C の小売業者：総販売額 0 から 10 万ポンド

DTS の会費はバンドを鑑みて決定される。バンド C の料金は年間 200 ポンドで、バンド B については年間およそ 800 ポンドである。バンド A の料金は販売額のパーセンテージを元に計算する（会費に関するさらに詳しい情報については [Valpak 社ウェブサイト](#) で見ることができる）。

・管理費用

管理費用は企業により異なり、上市された電気・電子機器の量と WEEE の管理を内部で行うためのシステムにかかる費用によって決まる。

・WEEE の回収・再利用費用

これらの費用は基本的に PCS が AATF から購入するエビデンスノートの費用である。この費用は WEEE のタイプにより、また時期により左右される。後者の理由としては、エビデンスノートは市場で取引されており、価格が変動するためである。

なお、英国における 2009 年の推定される 1 トン当たりの WEEE のエビデンスノートの価格はおよそ下記の通りである。

図表 3 1 トン当たり WEEE のエビデンスノート価格 (2009 年)

分類	エビデンスノート価格
冷蔵庫、冷凍庫を除く大型家庭電気製品	9 ポンド
冷蔵庫及び冷凍庫	84 ポンド
小型家電製品	18 ポンド
IT 及び通信機器 (ディスプレイを除く)	24 ポンド
IT 及び通信機器のディスプレイのみ	216 ポンド
消費者機器 (テレビを除く)	18 ポンド
テレビ	216 ポンド
照明器具 (放電式ヘッドライトを除く)	1.20 ポンド
放電式ヘッドライト	150 ポンド
電気・電子ツール	12 ポンド
玩具、レジャー用・スポーツ用品	2.40 ポンド
医療機器	1.20 ポンド
ディスプレイ及び制御機器	14.40 ポンド
自動販売機	1.20 ポンド

出所：各種資料よりジェトロ作成

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① 個別企業の WEEE 対応事例

a. 日系電機メーカーA社の事例

A 社の場合、REACH や RoHS は実質日本側で対応が行われるところ、各国で差異が認められる WEEE に関してはそれぞれ各国の法人に対応が委ねられている。

欧州においてグループ販売は各国の WEEE 回収スキームに参加して一定コストを支払っている。製造者登録を行った上で毎年報告と支払いを WEEE 回収スキームに対して行っている。製品が拠点から移動する場合、搬入先の国の販売が負担、もしくはディーラーと販売との調整などの処理が行われている。

A 社では WEEE に関する問題は特に発生していない。欧州において A 社は契約により製品を A 社にて回収するケース、また一般（民間）回収スキームを利用して回収するケース

の両方がある。再使用・処理・リサイクル施設に対する情報提供に関しては、問い合わせがあった際にコードを提供して A 社製品情報にアクセスできるよう対応しており、登録もすべて行っている。そのほかは各ディーラーに任されている。

b. 日系電機メーカーB社の事例

B 社では、英国、フランスについては注視しているものの、基本的には各国の営業拠点でコンサルタント会社を活用して対応している。この背景には、家庭用製品と業務用製品で実際のスキームなどが異なるという事情もある。

英国では、PCS によって多額の費用負担を迫られるケースも報告されているところだが、B 社では費用負担で特に問題は生じていない。また A 社同様、WEEE に関する問題は特に発生していない。

② WEEE、RoHS 国内法の問題点

大多数の英国の電気・電子機器製品の小売業者は DTS に参加し、WEEE の義務を遂行している。小売業者は DTS に会費を支払い、この会費が指定の回収施設の運営をまかなうのに利用されている。DTS 会員の小売業者は WEEE の引き取りを行う必要はなく、ただ最終消費者に WEEE の回収場所を知らせる義務があるのみである。

なお、Curry などの大手の小売業者は DTS に参加していない。これらの大手は WEEE を店舗で引き取り、引き取った製品を回収・再利用に回している。この場合、回収費用は Curry が負担するが、製品の再利用は製造者の責任で PCS を通して対処する。

これまで、英国における WEEE 並びに RoHS システムはあまり問題なく機能しているようである。英国は回収・再利用の目標を達成している。WEEE のエビデンスノートの価格は変動しているが、これはリサイクル費用やリサイクルされる原料の価値の影響を受けて市場で決められるため、WEEE システムのコントロールの範囲外である。WEEE Settlement Centre が WEEE の処理の証拠を記録しエビデンスノート発行のモニタリングを行っている。WEEE の不法輸出に関する懸念もあるが、環境庁が不法輸出抑制の努力を行っている。WEEE 規則に関して、英国内では起訴事例は無く、RoHS に関しても取り立てて大きな問題は無く機能しており、前述のように、2007 年 9 月以降訴訟は起きていない。しかし、NMO は引き続き RoHS 規則対応に関するモニタリングを行っており、RoHS 規則遵守が危ぶまれる企業に対しては規則に対応するよう働きかけている。

③ 国内法対応の相談窓口情報

コンサルタントあるいは弁護士で、WEEE および RoHS 対応をしているところは多数ある。以下に例を紹介する。

図表 4 コンサルタンの例

名称	URL
Eco3	www.eco3.co.uk
Environ	www.environcorp.com/United%20Kingdom
WEEEco	www.weeeeco.co.uk
C-Tech	www.ctechinnovation.com/engineering-services/weee-consultancy.html
Rathroy	rathr.jacobyte.co.uk

出所：各種資料よりジェトロ作成

図表 5 法律事務所の例

名称	URL
Eversheds	www.eversheds.com

出所：各種資料よりジェトロ作成

また、WEEE に関する公的機関は以下の通り。

図表 6 WEEE に関する公的機関

名称	URL
The Environment Agency	www.environment-agency.gov.uk
The Vehicle Certification Agency	www.vca.gov.uk
The Department of Business Innovation and Skills	www.bis.gov.uk

出所：各種資料よりジェトロ作成

RoHS に関する機関には以下のものがある。

図表 7 RoHS に関する公的機関

名称	URL
The National Measurement Office (NMO)	www.nmo.bis.gov.uk
The Department of Business Innovation and Skills	www.bis.gov.uk

出所：各種資料よりジェトロ作成

3. フランス

フランスにおける電気・電子機器廃棄物（以下、WEEE）規制は、2006年11月15日付のエコ・オーガニズムの認可により、リサイクルシステムの運用に関する全ての法規制が整った。エコ・オーガニズムとは製造者の代わりにWEEEの廃棄などの管理を行う組織である。エコ・オーガニズムを軸にしたリサイクルシステムの稼働により、フランスは2008年にEU指令の目標である1人当たりの最低回収量4kgを超える4.47kgを達成したものの、WEEEの回収率は約20%と低い水準にとどまっている。他方、RoHSについては特定有害物質が6物質に限定されており、大きな問題とする声はほとんど聞かれない。

ただし、WEEEは製造者の定義、登録方法、目標設定、RoHSについては適用除外項目、制限物質の見直し等が懸念材料となっており、今後の指令の改正に向けた動きに注視する必要がある。

(1) 国内法とEU指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE国内法とEU指令との比較

特にEU指令より厳しい点はない。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE、RoHS罰則規定

WEEE指令とRoHS指令を一本にまとめ国内法化した2005年7月20日の政令2005-829により、罰則規定は以下のとおり制定された。

図表 8 WEEE、RoHS 罰則規定一覧

指令	罰則(罰金)	内容
WEEE指令 関連	450ユーロ	製造者が「ごみ箱×マーク」を製品に表示していない場合
		製造者が廃棄物処理にかかる費用をインボイスに明示していない
		製造者が廃棄物処理業者に廃棄物処理に必要な情報を提供しない場合
		製造者が製造者登録、報告義務を怠っている場合
		流通業者が回収製品の引き取りを行わない場合
		流通業者が消費者に廃棄物処理にかかる費用を知らせていない場合
	1,500ユーロ	独自のシステム、またはエコ・オーガニズムに委託し廃棄物リサイクルシステムの構築を行わずに家庭用電気・電子製品を上市して市場へ投入された家庭用WEEEの回収、処理を行わない場合
		回収した部品を選別、処理を行わない場合
		家庭用WEEEに関しエコ・オーガニズムへ負担金を支払わない、あるいはギャランティー(ディポジット)を支払わない場合
業務用WEEEの回収、処理を保証しない場合		
RoHS指令	1,500ユーロ	特定有害6物質を制限以上使用した製品を上市した場合

出所：環境法典 R543-205、R543-205 を基にジェトロ作成

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

RoHS 指令により特定有害 6 物質を制限以上使用した製品の上市を禁止しているが、その適合性を証明する検査、品質証明書書の提出は義務付けられていない。任意の自主申告となっているのが通例であるが、税関検査の際には上市している製品が RoHS 指令の特定物質使用制限を遵守していると証明できなければならない。違反が発見された場合、地方関税局の係争課が違法の内容に応じた処罰を判断する。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

a. 登録先

2009 年 9 月から下記の環境・エネルギー管理庁 (ADEME) のホームページ²から直接電子登録、申告を行えるようになった。数量以外のデータは一般公開している。また、2009 年 6 月 30 日付の省令により製品の申告は年一回となった。登録は製造者が行なうが、加入しているエコ・オーガニズムが代理登録することも可能である。

² <https://registredeee.ademe.fr/anonyme/deee/html/gestPartenaire/inscriptionProducteur.php?aidefonctid=24>

b. 登録方法**i. 企業登録（一回のみ）**

企業の連絡先、登録用ユーザー名、メールアドレスなど連絡先を送付、ADEME からログイン名、パスワード、登録番号、登録日、電子証明書を受領。通信販売の企業は外国からも登録可能。

ii. 製品登録

上市する電気・電子製品を1～9のカテゴリー別に、HSコード番号4桁、家庭用機器か業務用機器か、家庭用機器の場合は加入しているエコ・オーガニズムの機関名を明記し登録。

iii. 申告(上市、回収、処理)

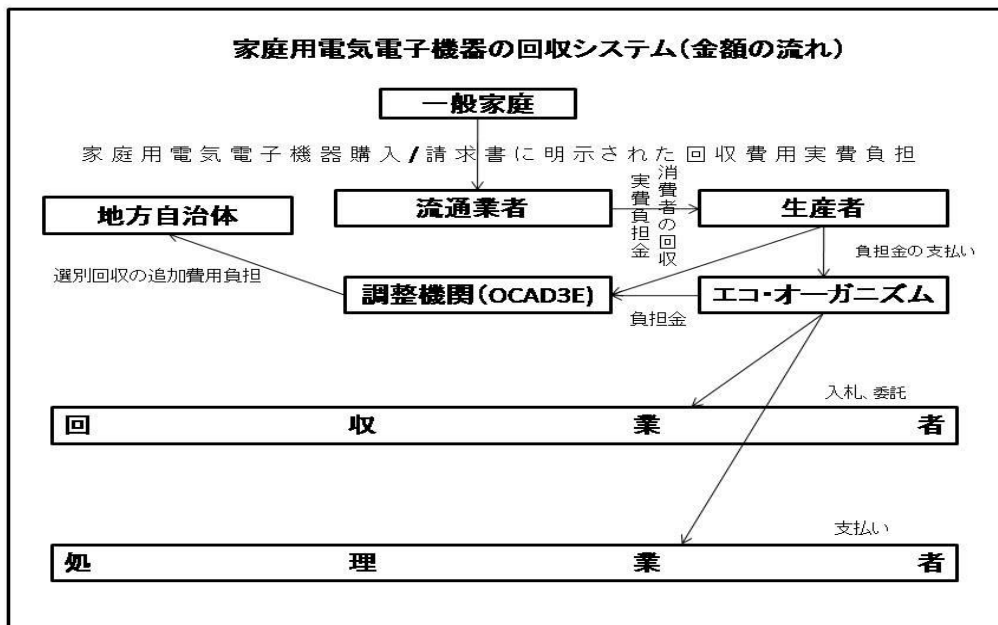
毎年1回3月1日を締切りとし前年に上市した製品の数量及びトン数、回収、処理した製品のトン数をカテゴリー別に申告。

② 回収の仕組み**a. 回収所設置、回収****i. 家庭用電気・電子機器**

製造者は、WEEEの回収について、家庭用機器が上市された日付によらず、①政府の認可を受けた調整機関への分担金の支払い、あるいは②政府の承認を受け独自の選別回収システムを設置、のいずれかにより選別回収を実施する。

またWEEEの処理についても①政府の認可を受けたエコ・オーガニズムへの加入・委託によるWEEEの処理、あるいは②政府の承認を受け独自の処理システムを設置、により回収・処理の義務を遂行する。

図表 9 家庭用電気・電子機器の回収システム（金額の流れ）

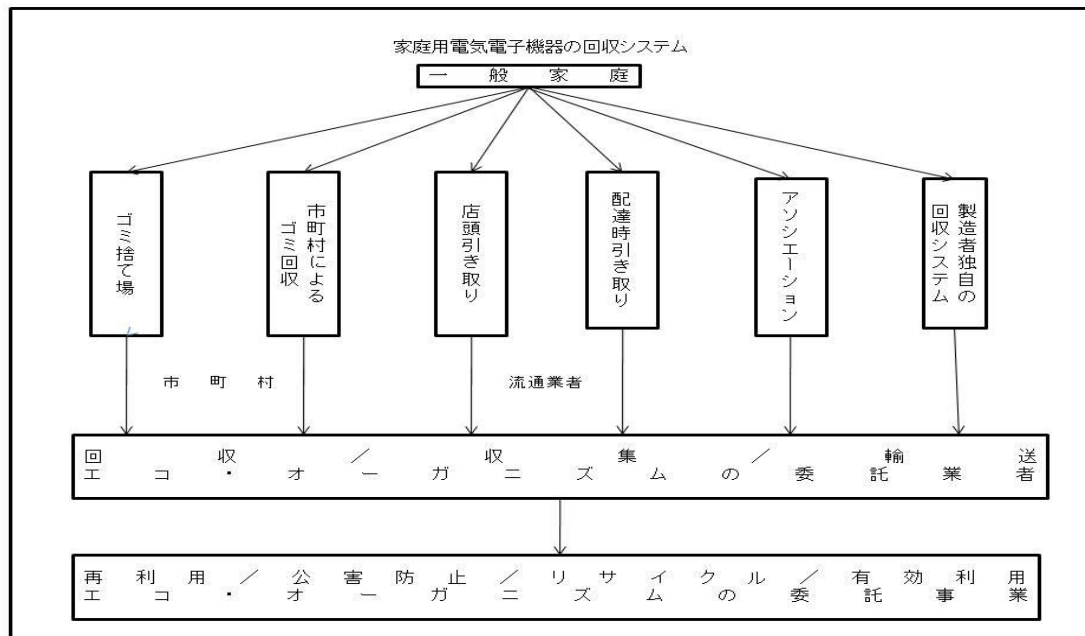


出所：ADEME の資料を基にジェトロ作成

流通業者は、家庭用電気・電子機器を販売する際、自身で同種の古い機器を引き取るか、または費用を負担して第三者に引き取らせなければならない。引き取りは販売 1 台に対し 1 台引き取る制度となっており、無償で行うものとする。

家庭用 WEEE の一次回収は地方公共団体、流通業者もしくはリサイクルを行う団体が、二次回収及びリサイクルはエコ・オーガニズムが行う。製造業者は加入しているエコ・オーガニズムへ負担金を支払い、エコ・オーガニズムは製造業者に代わり WEEE の回収、処理を行う。また、エコ・オーガニズムの共同出資により設立された調整機関の OCAD3E (Organisme coordinateur sur les déchets électriques et électroniques) は製造業者へ負担金を支払い、エコ・オーガニズムは製造業者に代わり例であるが、税) が地方自治体と交渉・契約を結び WEEE の選別回収に関する地方自治体の追加費用を負担する。

図表 10 家庭用電気・電子機器の回収システム（WEEEの流れ）



出所：ADEME の資料を基にジェトロ作成

フランスでは家庭から排出される廃棄物は自治体が一般財源から一部負担して、回収、処理している。WEEE のリサイクル制度施行以前から廃棄物の分別回収を行っていた自治体もあるが、分別回収を強制的に行うための負担分を、地方自治体、流通業者、製造者がどのように負担するかという議論・交渉がなされた結果、WEEE の回収運用にかかる追加の費用については消費者が使用者と納税者として二重に負荷されないよう調整機関が自治体への追加分を負担することとした。

2005年8月13日以前に上市された製品(旧製品)で家庭用の製品については、WEEE のリサイクルにかかる費用は同じカテゴリーの製品を販売している企業に市場シェアに応じて廃棄物回収の責務が課せられる。

ii. 業務用電気・電子機器

旧製品については製造者との間に特別な取り決めがない限り、最終消費者がその責任を負う。2005年8月13日以降に上市された製品(新製品)については、ユーザー

との間に特別な取り決めがない限り、WEEE の回収・処理体制の構築と財源を確保しなければならない。

業務用 WEEE の回収・処理を目的としたエコ・オーガニズムはないが、回収・処理を既存のエコ・オーガニズムに依頼することは可能である。エコ・オーガニズムの1つである ECOLOGIC は廃棄物回収・処理大手ヴェオリア・プロプレテ (VEOLIA PROPLETE) と組み、業務用 WEEE カテゴリー3 (情報技術・電気通信機器) の回収から処理まで一括して行うサービスを 2009 年 10 月から開始した。また製造業者が集まってコンソーシアムを構築し、回収を行っているケースもある。エプソン、コニカ・ミノルタ、リコーなど情報・事務機器メーカーが 2000 年に設立した CONIBI (<http://www.conibi.fr/>) は、インク、トナーなど消耗品のリサイクルを実施している。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

廃棄物の輸送に関する EU 規則に準拠。

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

エコ・オーガニズム、調整機関は政府の認可が必要である。現在、認可されている機関は ECO-SYSTEMES、ECOLOGIC、ERP、RECYLUM の 4 つのエコ・オーガニズムと、そのエコ・オーガニズムが共同出資し設立した 1 つの調整機関 (OCAD3E) である。エコ・オーガニズムの審査内容は、WEEE の処理方法、有効利用・部品のリサイクル・再使用の目標、消費者・廃棄物処理業者への情報提供の手段、財務上の能力などである。

4 つのエコ・オーガニズムのうち RECYLUM は照明機器のみを扱い、他の 3 つのエコ・オーガニズムは照明機器以外の電気・電子機器全般を扱う。

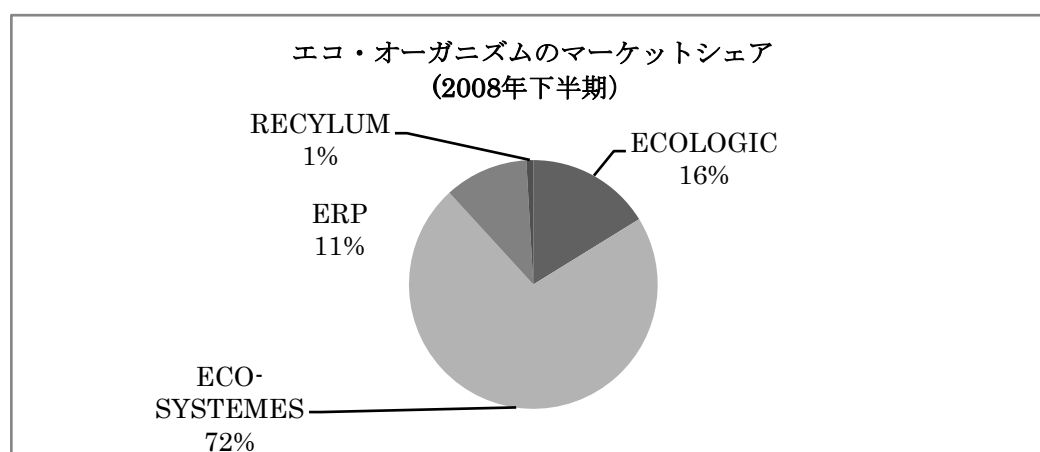
調整機関については、法律上、複数の調整機関が併存することが可能であるが、製造業者、地方自治体とも、調整機関は 1 の方が交渉を行いやすいという理由から、共同で OCAD3E を設立することとなった。

図表 11 エコ・オーガニズム概要と主要参加企業

エコ・オーガニズム	概要、主要参加企業
ECO-SYSTEMES	GIFAM(白物家電メーカー団体)、FCD(流通業界団体)、SIMAVELEC(AV・電子機器メーカー団体)が中心となり設立。参加企業：ミエル、ワールプール、パナソニック、フィリップス、サムスン、カルフル、ダーティなど。 http://www.eco-systemes.com/
ECOLOGIC	FICIME(電気・電子機器輸入事業者団体)、ALLIANCE/TICS(情報通信機器企業)が中心となって設立。参加企業：ブラザー、富士フィルム、コダック、パイオニア、エプソン、シャープ、アイシン精機、東芝など。 http://www.ecologic-france.com/
ERP	メーカー4社(ブラウン、エレクトロラックス、ヒューレット・パカード、ソニー)が出資した欧州レベルのエコ・オーガニズム。その他参加企業：オムロン、コニカミノルタサムスン、フナイなど。 http://www.erp-recycling.org/
RECYLUM	ランプ専門のエコ・オーガニズム。参加企業：日立、パナソニック、フィリップスなど。 http://www.recylum.com/

出所：各種資料よりジェトロ作成

図表 12 エコ・オーガニズムのマーケットシェア



出所：ADEME 資料「Indicateurs de suivi de la filiom"/".org"/"、カルフル、ダーティなど者、製造者がどのように負担するかという議論が、税関検査の際には上市している製品が、ドイツ」を基にジェトロ作成

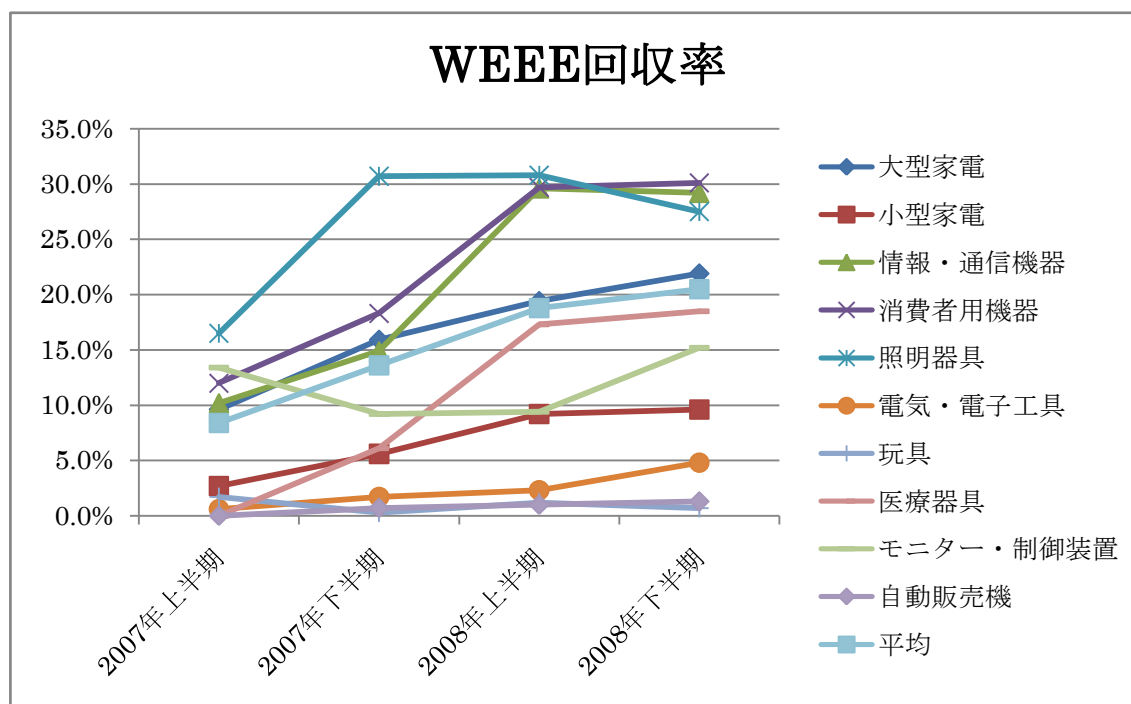
⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

製造者は消費者に WEEE 回収にかかるコスト負担額を明示するビジブルフィー (VF) を行っている。このため、2011 年 2 月 13 日までの間 (大型家電については 2013 年 2 月 13 日まで)、家庭用電気・電子機器について、1 台当たりの WEEE 処理費用をインボイスの下部に明示しなければならない。インボイスに記載される 1 台当たりの処理費用は、各々エコ・オーガニズムが実際のコストに基づき算定、最終消費者に同額転嫁されなければならない。流通業界の強いフランスで値段の交渉の対象になることを避けるため同額転嫁と法律上明記している。

⑥ WEEE 回収率

2007 年上半期の回収率は 8.2%、2008 年下半期には 20.5%と大きく増加したものの、回収率は依然として低い。カテゴリ別にみると、テレビ・ビデオ等消費者用機器(30.1%)、情報・電気通信機器(29.2%)、ランプ (27.5%) の回収率は高いが、玩具 (0.7%)、自動販売機 (1.3%) はほとんど回収されていない。家庭用電化製品については大型家電 (21.9%) が小型家電 (9.6%) の倍となっている。これは、WEEE のリサイクル制度施行以前から、冷蔵庫や洗濯機などは配達時に WEEE の引き取りを行う小売業者が存在していたのに対し、ドライヤーやトースターなど小型の家電については、配達が行われることは少ないため、WEEE の引取りには、消費者が直接 WEEE を小売業者に持って行く必要があるため、回収を進めるためには消費者の自発的な行動が必要であったが、実際に WEEE を小売業者に引き渡した消費者は少なかった。また地方公共団体の WEEE リサイクルシステムもまだうまく機能していないことが理由として挙げられる。

図表 13 WEEE 回収率



(出所) ADEME の資料「Indicateurs de suivi de la fili 電 (者用機器することを避けるため同額転 payments Electriques et Electroniques (DEEE) m め同額転嫁と法」を基にジェトロ作成

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① 個別企業の WEEE 対応事例

複数の日系企業にヒアリングを行った結果、WEEE 指令については、国内法の適用が各国で異なることから、法律情報は欧州レベルで共有するものの、実務に関しては、日本の親会社が一括して取りまとめているケースと各国の現地法人が独自に対応しているケースとに分かれた。

VF への対応に苦慮したとの声も一部で聞かれたが、エコ・オーガニズムへの加入や、負担金支払いなどの面ではとりわけ問題となる点は見当たらない。

RoHS については、WEEE に比較すると各国の国内法に差異が少ないため、ガイダンスに沿って対応している。サプライヤーに不使用証明の提出要求や、随時の抜き取り検査を行うなど、サプライチェーンをグローバルに管理しているところが多い。通関時に証明書は添付しないが、税関に提出を求められた際はいつでも対応できるよう書類を準備してい

るとの回答がほとんどだった。

② WEEE、RoHS 国内法の問題点

日系企業へのヒアリングによると現況では特に問題は見当たらないが、WEEE については、バランスのとれた効率的なリサイクルシステムの構築が課題になると思われる。エコ・オーガニズムの間ではすでに回収量で大きな違いが生まれている。2008 年は回収量を調整するため、調整機関 OCAD3E が一部の地方自治体にエコ・オーガニズムを ERP から EO-SYSTEMES に変更するよう要請するといったことも起こっている。

日系企業からは今後、WEEE および RoHS 指令の改正に向けた動きを注視する必要があるとの声が多く出された。WEEE に関しては製造者の定義や登録方法、目標設定などについて、また RoHS に関しては適用除外項目や制限物質の見直しなどが懸念材料となる。

③ 国内法対応の相談窓口情報

エコロジー・エネルギー・持続可能開発・海洋省 (Minist エネルギー・持続可能開発・海洋省が懸念材料となる。。題になると思われる。エコ・オーガニズムの間ではすでに回収量で大きな違いが生まれている。る)

Grande Arche, Tour Pascal A et B

92055 LA DEFENSE CEDEX

TEL55 +33 (0) 1 40 81 21 22

URL: http://www.ecologie.gouv.fr/article.php?id_article=3215

e-mail : <http://contacts.application.developpement-durable.gouv.fr/contact/contacts.jsp>

環境・エネルギー管理庁 (Agence de l'Environnement et de la Maitrise de l'Energie)

Ile de France

6-8, rue Jean Jaurès

92807 PUTEAUX CEDEX

TEL : +33 (0) 1 49 01 45 47

URL: <http://ile-de-france.ademe.fr/>

e-mail : ademe.ile-de-france@ademe.fr

4. ドイツ

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

- ・ WEEE、RoHS 国内法は廃電気・電子機器法 (ElektroG)。
- ・ WEEE の一人当たり最低回収量は 4 kg (1 条)。
- ・ 2009 年 6 月、13 条 (7) を追加。電子機器に電池を含む場合、製造業は電池の種類などを表示しなければならない。

<http://bundesrecht.juris.de/bundesrecht/elektrog/gesamt.pdf> (最新、ドイツ語)

http://www.bmu.de/files/pdfs/allgemein/application/pdf/elektrog_uk.pdf (旧、英語)

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE、RoHS 罰則規定

図表 14 WEEE、RoHS 罰則規定

23条 (1)	行為	根拠条文	WEEE or RoHS	罰金額上限 (ユーロ)
1	違反製品の上市	5条 (1) 1文	RoHS	50,000
2	未登録	6 (2) 1	WEEE	50,000
3	登録番号の非表示	6 (2) 4	WEEE	50,000
4	未登録での上市	6 (2) 5	WEEE	50,000
5	廃棄費用の提示	6 (4) 3	WEEE	50,000
6	不法処理	9 (7) 3、 10 (1) 3	WEEE	10,000
7	書類不備など	9 (7) 3、 10 (1) 3	WEEE	50,000
8	未回収	10 (1) 1	WEEE	10,000
9	報告義務違反	13 (1)	WEEE	10,000

出所：廃電気・電子機器法を基にジェトロ作成

b. WEEE 国内法違反の事例

- ・ 連邦環境省への電話インタビューによると、2009 年 11 月 20 日までの WEEE 国内法違反事例は計 1,495 件。
- ・ 連邦環境省は同ホームページにて「製造者登録はインターネット上で公開。これは透明性を高め、市場の自己管理のために利用される」と記述する。今後は義務不履行に関して競合他社から訴えられる可能性なども考慮に入れる必要がある。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認**a. 税関での検査、確認方法**

- ・ 通常の通関申告に加え、WEEE・RoHS 対応製品にはラベルを添付（ElektroG7 条）、税関は通関時にこれを確認する。（ElektroG 第 7 条は、EU 域内で上市する電気・電子機器は 2005 年 8 月 13 日以降に上市されたことを示すと共に、WEEE 対応を示すゴミ箱×マークの添付することを要求）

b. 検査にかかる期間、コスト

- ・ 対象貨物の検査にかかる期間、コストについてはケース・バイ・ケースとのこと。

c. RoHS 対応違反時の対応

- ・ 税関が RoHS 違反の証拠あるいは疑いを見つけた時、製品の通関を止め、各州の担当機関などに通知する。

④ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

- ・ 特になし。なお、6 条（4）は 2005 年 8 月 13 日以降に上市する製品について処理費用を表示することを禁止している。

⑤ WEEE 回収率

- ・ 最新データは 2008 年 9 月に連邦環境省が発表したもの（2006 年統計）。

図表 15 WEEE 回収率、再生・リサイクル率（2006 年）³

	製品カテゴリー	回収率 (%)	再生・リサイクル率 (%)
1	Large Household Appliances	91.0	84.0
2	Small Household Appliances	91.6	67.2
3	IT and Telecommunications Equipment	95.3	77.8
4	Consumer Equipment	94.9	77.6
5	Lighting Equipment	100.0	88.2
5a	Gas-discharge Lamp	95.7	95.4
6	Electrical and Electronic Tools	84.0	69.9
7	Toys, Sports and Leisure Equipment	82.7	69.5
8	Medical products	95.1	81.9
9	Monitoring and Control Instruments	69.1	58.9
10	Automatic Dispensers	94.4	64.0
	Total	92.1	80.9

出所：連邦環境省発表資料に基づきジェトロ作成

⑥ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

- 参考可能な情報は入手できなかった。なお、製造者登録の費用などは下記の通り、連邦環境省ホームページで公開されている。

http://www.bmu.de/files/abfallwirtschaft/elektro_und_elektronikgeraetegesetz/application/pdf/elektrogkostv_lesefassung_en.pdf

(2) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① 個別企業の WEEE 対応事例

a. 日系電機メーカーパナソニック・ヨーロッパ（ヴィースバーデン）の事例

- WEEE に関連して、パナソニックは回収機関（コンソーシアム）として、トムソンや日本ビクターと Ecology Net Europe を 100% 出資して立ち上げた。トムソンはその後、日本企業とのコンソーシアムはコストが高いため、脱退。日本企業は本社に伺いを立てると、法を守るのは当然でグレーな場合でも徹底的に対処することが求められ、コストが嵩む。欧州企業は政府がどこまで本気なのか、罰則の適用状況などを見ながら、対応策を判断する予定（同社関係者）。

³ http://www.bmu.de/files/pdfs/allgemein/application/pdf/erlaeuterungen_daten_elektronikgeraete.pdf

② WEEE、RoHS 国内法の問題点

- ElektroG の条文の曖昧が問題として指摘されている。連邦行政裁判所の判決では、6 条 (2)、6 条 (3)、13 条 (1)、3 条 (12) はより明確にする余地があるとされている。
- 回収システムの複雑さについても問題として挙げられた。ドイツでは、①自治体が WEEE 引き取り、②共同管理機構 (EAR) に連絡、③EAR が製造業者に連絡、④製造業者がリサイクル業者に連絡、⑤リサイクル業者が運搬業者に連絡というプロセスを経て回収が行われるが、このプロセスは時間・コストともにかかる。
- 回収された WEEE の違法輸出についても問題視されている。回収された WEEE だけでなく修理品も輸出されており、両者を識別するのは困難。

③ 国内法対応の相談窓口情報

- EAR (連邦環境省から権限を委譲された登録機関)
http://www.stiftung-ear.de/index_ger.html
- Ökopol
http://www.oekopol.de/index_en.htm
- Welecon Consulting & Service
<http://www.welecon.de/index.php?id=35&L=1>
- European Electronics Recyclers Association (EERA)
<http://www.eera-recyclers.com/>
- VERE e.V.
<http://www.vereev.de/en/about-us.html>
- Exitcom Recycling GmbH
<http://www.exitcom.de/en/>
- ZVEI (ドイツ電気・電子工業連盟)
<http://www.zvei.org/index.php?id=69>
- BITKOM (ドイツ IT・通信・ニューメディア産業連合会)
<http://www.bitkom.org/en/Default.aspx>
- GKV (ドイツプラスチック加工産業連盟)
<http://www.gkv.de/index.html>
- VMDA (ドイツ機械産業連盟)
http://www.vdma.org/wps/portal/Home/en?WCM_GLOBAL_CONTEXT=/wps/wcm/c

[connect/vdma/Home/en](#)

- Plastics Europe

<http://www.plasticseurope.org/Content/Default.asp?PageID=933>

5. アイルランド

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

展示会や関連イベントなどに製造者登録を行っていない企業が参加する場合、展示会／イベントの主催者に特別な義務を課している（[IEOA ウェブサイト](#)参照）。

アイルランドの法律では、小売業者や地方自治体がセルフ・コンプライアントである者あるいはコンプライアンス・スキームに代わって回収する者以外の者に回収された電気・電子機器を引き渡すことは禁じられている〔[SI 340 of Waste Management \(Waste Electrical and Electronic Equipment\) Regulations 2005](#)（以下、WEEE 規制<SI 340 of 2005>）、Article 15〕。

またアイルランドでは、ビジブル環境管理コスト（visible Environmental Management Costs : vEMC）を WEEE 指令に従う形で導入している。つまり、小売業者は付則 1 のカテゴリ 2～10 に示される電気・電子機器については 2011 年 2 月 13 日までの間、付則 1 のカテゴリ 1 に示される電気・電子機器については 2013 年 2 月 13 日までの間、現状において確認されているコストを超えないことを条件に、2005 年 8 月 13 日以前に上市された EEE で家庭から発生するものも含めた vEMC のコスト表示を認めている。製造者が vEMC の表示を行う場合、流通・販売業者は購入者に対し、請求書や領収書での表示に加えて“the price of this item includes a contribution to a producer recycling fund to ensure that waste electrical and electronic equipment is collected and recycled in a responsible manner.”と記した付帯文書を用意することを義務付けている〔WEEE 規制(SI 340 of 2005)、Article 16〕。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

アイルランドにおける WEEE 罰則規定は、WEEE 規制（SI 340 of 2005）（2005 年 8 月 13 日施行）および同修正法（[SI 375 of 2008](#)）で定められている。

生産者は登録なしに製品を上市することが許されない。卸売業者は未登録の生産者から製品を購入することはできない。既登録の生産者のリストは [WEEE Register](#) のウェブサイトで閲覧可能である。

b. RoHS 罰則規定

アイルランドにおける RoHS 罰則規定は、[SI 341 of 2005 Waste Management \(Restriction Of Certain Hazardous Substances In Electrical And Electronic Equipment\) Regulations 2005](#) [以下、RoHS 規制 (SI 341 of 2005)] (2006 年 7 月 1 日施行) および同修正法 ([SI 376 of 2008](#)) で定められている。

c. WEEE 国内法違反の事例

[WEEE 国内法](#)に関しては、[調査時点](#) (2009 年 11 月 30 日) までにおいて訴追事例が 6 例となっている。内訳は、小売業者の義務違反が 2 例、製造者の義務違反が 4 例である。

アイルランド環境保護庁 (EPA) が英国 Boots のアイルランド現地法人 Boots Retail Ireland (以下、Boots) を起訴したケースでは、裁判所は Boots に対して 1,200 ポンドの罰金を科し、さらに環境庁の裁判費用として 6,865 ポンドを負担するように命じた (2006 年 1 月、[EPA ウェブサイト](#))。本件で問題となったのは、Boots の店舗で売られていた電気製品の価格に、製造者のリサイクルファンドに対する拠出費用 (Contribution) が組み込まれていることを表記しなかったことである。Boots は同様のことを知らせる広告を新聞に出す義務があったが、それも怠っていた。また、別の判決では英国小売業者大手の Argos が WEEE 料金をカタログに表記せず、また店舗においても WEEE 費用についての表示を行わなかったことが問題になり、1,500 ユーロの罰金が科せられた (2006 年 5 月、[EPA ウェブサイト](#))。

d. RoHS 国内法違反の事例

RoHS 国内法に関しては、調査時点 (=11 月 30 日) までにおいて 1 例が確認されている。これは Euro General Retail Limited が販売したピストル玩具 (鉛汚染) に関するもの。環境保護庁 (EPA) は 09 年 9 月に問題となったピストル玩具 “Toy Foam Pistol with Light and Sound” の回収指令を出したが、EPA によればこれは RoHS に関して EPA が出した初の回収指令であった。これに対し Euro General Retail Limited は控訴したが、11 月に取り下げている ([EPA ウェブサイト](#) 参照)。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認**a. 必要書類**

製造者または販売業者は、供給者から製品に関する証明書を手入れし、証拠書類の確認手

段を持ち、最低 6 年間記録を保持しなければならない。

b. 税関での検査、確認方法、期間、コスト

税関への聞き取り調査によると、通関時に税関では RoHS に関する検査・確認は行われていない。

c. RoHS 対応違反時の対応

RoHS 対応違反時には EPA より商品回収指令が出される（上記違反事例参照）。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

a. 登録先

環境・遺産・地方自治省が指定する [WEEE Register Society Ltd](#)（以下、WEEE Register）に登録する必要がある。

b. 登録方法

登録フォームに記入する。フォームは WEEE Register のウェブサイトで購入可能であるほか、同ウェブサイトにてオンライン登録も可能となっている。

登録にかかるコストは、売上高に応じて異なる。例えば 2009 年であれば、150 ユーロ、250 ユーロ、500 ユーロ、1,000 ユーロ、2,000 ユーロの 5 段階に分かれる（[WEEE Register ウェブサイト](#)参照）。

WEEE Register に登録すると登録番号が与えられ、あらゆる請求書、クレジット・ノート、領収書に番号が記載されていなければならない。また、製造者は毎年 1 月 31 日までに登録更新の申請をする必要がある（Article 10 および 11）。

登録した製造者は、毎月市場に投入した電気・電子製品の数量・重量（対象となる場合はバッテリーの重量・構造についても）のデータを WEEE Blackbox に提出することが求められる。さらに、ERP Ireland または WEEE Ireland（いずれも環境・遺産・地方自治省に承認されたコンプライアンス・スキーム）に加入するか、もしくは WEEE 規制 (SI 340 of 2005) の Article 24 [そして対象となる場合は Battery & Accumulators Regulations S.I. No. 268 of 2008 (Article 30)] で定められたところの「セルフ・コンプライアント」であることが求められる。

② 回収の仕組み

a. 回収所設置

一般家庭は1対1（同等交換）の形で小売業者あるいは地方自治体が設けたりサイクルセンターでWEEEを回収してもらえるほか、コンプライアンス・スキームが一般家庭から排出されたWEEEを回収する。一般家庭以外（B2B）からのWEEEは個々の契約に従って回収される。

b. 回収

回収は製造者およびコンプライアンス・スキーム（ERP Ireland および WEEE Ireland）が行う。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

アイルランドから域内で国境を超えるWEEEはすべて'[Transfrontier Shipment of waste \(TFS\)](#)'として[REGULATION \(EC\) No 1013/2006 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 14 June 2006 on shipments of waste](#)そして[S.I. 419 of Waste Management \(Shipments of Waste\) Regulations](#)で規制される。

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

アイルランドで一般家庭で排出されたWEEEの運用が環境・遺産・地方自治省によって認められた組織として[WEEE Ireland](#)と[ERP Ireland](#)がある。

⑤ WEEE回収にかかる消費者のコスト負担

コストはEEE購入時に含まれる。製品によってはビジブルフィー（VF）の形で消費者の負担額がわかるものがある。

⑥ WEEE回収率

EPAの[National Waste Report 2008](#)によると、大型家電・自動販売機の再生率は82%、IT・通信・消費者用機器の再生率は85%、小型家電・照明機器・電気・電子工具・玩具・レジャー/スポーツ用器具・監視/制御用機器の再生率は85%となっている（WEEE Irelandの回答）。

⑦ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

試算額は存在しない（WEEE Ireland から回答得られなかったため）。

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① WEEE、RoHS 国内法の問題点

ネット上で販売を行う業者の中には、流通拠点をアイルランド国内に持っていない企業も存在するが、こうした企業も法律では「生産者」と位置づけられ、回収義務を果たすために国内における事業の場所を指定しなければならないことが課題となっていた。これに対し、08年以降はオンラインでの登録が可能となった（WEEE Ireland からの回答）。

② 国内法対応の相談窓口情報

国内法対応の相談窓口情報は下記の通り。

図表 16 国内法対応の相談窓口情報

相談窓口機関	URL	メールアドレス
EPA（環境保護庁）	www.epa.ie	info@epa.ie
環境・遺産・地方自治省	www.environment.ie	weee@environment.ie
WEEE Register Society	www.weeeregister.ie	info@weeeregister.ie
WEEE Ireland	www.weeeireland.ie	info@weeeireland.ie
ERP Ireland	www.erp-recycling.org	info@erp-recycling.org

出所：各種資料よりジェトロ作成

6. イタリア

イタリアにおける WEEE、RoHS 実施の為の国内法は、は政令 2005 年 7 月 25 日 151 号 (Dlgs 151/2005、以下、『国内法』) と環境省令 2007 年 9 月 25 日 185 号 (dm 185/2007、以下、『環境省令』) で定められている。イタリア語で WEEE は「RAEE」となるため、固有名詞では「RAEE」が使用されている。

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

EU 指令と比較して国内法の方が厳しい点は特にない。分別回収、再利用の目標値に関して、イタリア国内法は EU 指令に準拠しているため、WEEE の国民 1 人当たり回収量は年間最低 4 kg で、再使用・リサイクル率 (項目 a~d) は EU 指令と同率となっている。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

国内法第 16 条 (罰則) で以下の通り定めている:

- ・ 流通業者が家庭用の新しい電気・電子機器の納入と引き換えに、使用済み WEEE を無料で引き取る義務を怠った場合、WEEE 1 台につき 150~400 ユーロの罰金が課せられる。
- ・ 製造者が WEEE の分別収集・処理・再生システムの構築義務を怠った場合、3 万~10 万ユーロの罰金が課せられる。
- ・ 製造者が電気・電子機器を上市する際に、その機器のリサイクルコストを計上する義務を怠った場合、上市する機器 1 台につき 200~1,000 ユーロの罰金が課せられる。
- ・ 製造者が電気・電子機器の使用説明書において、WEEE 分別回収システムの適用に関する告知義務を怠った場合、2,000~5,000 ユーロの罰金が課せられる。
- ・ 製造者が新たに電気・電子機器を上市してから 1 年以内に、同製品の部品、素材および含まれる危険物質などに関する情報 (機密情報を除く) を WEEE 再生・処理・リサイクル施設が自由に入手可能な状態にする義務を怠った場合、5000~3 万ユーロの罰金が課せられる。
- ・ 製造者が電気・電子機器を上市する際に、機器に【ごみ箱×】マークの表示義務を怠った場合、電気・電子機器 1 台につき 200~1,000 ユーロの罰金が課せられる。
- ・ 製造者が所管の商工会議所への「製造者登録」を行わずに製品を上市した場合、3 万~

10万ユーロの罰金が課せられる。

- ・ 製造者が1年間に上市および回収・リサイクルした製品の数量および種類の報告義務を怠った場合または報告内容に不備があった場合、2,000～2万ユーロの罰金が課せられる。

b. RoHS 罰則規定

国内法第16条（罰則）で以下の通り定めている：

- ・ 製造者が国内法第5条に定める特定有害物質（および今後の改訂を含む）を使用する製品を上市した場合、製品の販売停止および電気・電子機器1台につき50～500ユーロの罰金または台数にかかわらず3万～10万ユーロの罰金が課せられる。

c. WEEE 国内法違反の事例

主要コンソーシアムへのヒアリングによると、政府の準備遅れにより、WEEE回収システムを統括するはずの「監督・検査委員会」が機能していない状況であるため、コンソーシアムに参加していない製造者の動向や違反事例も把握不能とのこと。

d. RoHS 国内法違反の事例

イタリア電子・電気工業連盟（ANIE）によると、同連盟が把握している範囲では、現在までにRoHS国内法に違反した事例はない。EU域外からの輸入品に関しても同様となっている。仮に違反が発生した場合、官報で公示されるため確認可能。

ロンバルディア州税関事務所（ミラノ）へのヒアリングでは、ロンバルディア州でこれまでにRoHS違反を直接の原因とする対応事例は未確認とのことだった。（

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

通関時の具体的な確認方法に関してはANIEでも不明だが、担当は経済財政省下の財務警察（Guardia di Finanzia）に置かれている。

製品のRoHS適合検査は認可を受けたいいくつかの研究所で行われているが、時間およびコスト的にかかなり大きな負担となるため、製品・部品メーカーは財務警察からの確認や指摘を受けた場合にはじめて詳細な検査を実施するケースがほとんどである。このため、最終製品のメーカーは、部品サプライヤーから禁止物質の不使用と規定への適合に関する内容証明を取得し、これを信用することで対応しているというのが実情である。

a. 必要書類

ロンバルディア州税関事務所によると、通関時に特に必要な書類はない。

b. 税関での検査、確認方法

確認方法については RoHS 規制導入以前と以後とで変更されておらず、従来の検査方式に基づいて確認しているのみ。違反の疑いがある製品などについては詳しく調べることもある。

c. 検査にかかる期間、コスト

通関時の検査などにかかる輸出者・企業側によるコスト負担はない。検査用に製品サンプルを数個取ることがある。検査にかかる期間については不明。

d. RoHS 対応違反時の対応

税関で違反の疑いが持たれた場合は検査機関に送って検査を実施、違反が確認された場合、一般的には経済開発省に通告され、同省で内容確認のうえ、3 日以内に上市禁止命令が出される。3 日以内に回答が無い場合は税関から管轄の商工会議所に引き渡され、必要な検査を行うことになる。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況**① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関****a. 登録先**

電気・電子機器の「製造者」が製品を市場に出すためには、事前に「製造者登録」を行う必要がある（国内法第 14 条）。

製造者登録は、環境省下に設置される「監督・検査委員会（Comitato di vigilanza e di controllo）」が一括管理を行うことになっている（国内法第 15 条）（※2009 年 12 月時点で未設置）。

b. 登録方法

製造者登録の具体的な実施方法については環境省令 2007 年 9 月 25 日第 185 号で以下の通り定めている：

登録(第3条)

登録の窓口は、当該企業（製造者）の登記上の事務所を所轄する商工会議所（国内に拠点がない場合はイタリアにおける代理人となる者を所轄する商工会議所）だが、登録手続きはインターネット（www.registroaee.it）経由でのみ受け付ける。

イタリア市場で新たに業務を行おうとする製造者は、業務の開始前に登録しなければならない。また、コンソーシアム（Sistemi Collettivi 「集団対応システム」とよばれる）に参加する製造者は、ひとつまたは複数のコンソーシアムへ加入した後に、登録を行う。

主な登録内容は以下の通り：

- ・ 業務内容（製造、販売、輸入等の別；国内法第3条1項m）
- ・ 業種分類コード（ISTAT）
- ・ 前年に上市した機器の分類別（国内法別添1A、1B）の実数および重量（包装材、マニュアル、バッテリー等を除く）、またその家庭用・業務用の別
- ・ 組織・運営している WEEE 回収システムに関する情報およびその個別・集団の別
- ・ 他の EU 加盟国における製造者登録の有無
- ・ リサイクルのためのコストに関する情報
- ・ 参加するコンソーシアムの名前

など

登録完了後、各製造者に「登録番号（numero di iscrizione）」が商工会議所のシステム経由で交付される。製造者は、交付から30日以内にすべての商業文書に登録番号を明示しなければならない。

報告義務(第6条)

製造者登録をした製造者は、「監督・検査委員会」に対して、年1回の報告を行わなければならない（国内法第13条6,7項）。

報告は登録と同様インターネット経由で行われる。報告内容は、すべての分類別（国内法別添1A、1B）に、前年に上市した機器の実数および重量とその家庭用・業務用の別（照明機器除く）、前年に回収・再利用・リサイクルした WEEE の重量。後者については、コンソーシアムに参加している場合は、これが製造者に代わって報告を行う。

そのほか、現状での登録費用は合計 212.62 ユーロ。

② 民間コンソーシアムの有無と参加方法

製造者により構成される WEEE 回収のための民間コンソーシアム（集団対応システム）は、09 年 12 月時点で 15 団体ある。コンソーシアムごとに取り扱う WEEE カテゴリー（下記）が異なり、単一カテゴリーのみを扱うものと複数を対象とするものがある。製造者は、自社の製造品が含まれる WEEE カテゴリーの回収を行うコンソーシアムを 1 つまたは複数選択して参加することになる。

また、これらコンソーシアムにより「WEEE 調整センター（Centro di Coodinamento RAEE）」が組織されており（国内法第 13 条第 8 項、環境省令第 9 条）、組織間の調整と統括、回収システム全体の運営管理を行う。

<WEEE カテゴリー（環境省令別添 1）>

R1: 大型の冷却機類（冷蔵庫、冷凍庫、エアコンなど）

R2: その他大型家電製品（洗濯機、乾燥機、皿洗機、台所家電など）

R3: テレビおよびモニター

R4: その他家電製品（小型家電、情報通信機器、照明機器など）

R5: ランプ類

主な民間コンソーシアムの例は以下の通り（アルファベット順）:

ECODOM

住所: Corso Italia, 39 21047 Saronno (VA)

Tel: +39-02.92274600 Fax: +39- 02.92274601

Email: info@ecodom.it

URL: <http://www.ecodom.it>

2004 年設立。Indesit、Candy など国内の大型家電メーカーや Whirlpool、Miele などが参加。

主に R1、R2 を扱う。参加方法については上記連絡先へ問い合わせ。

ECOLAMP

住所: Via Traiano, 7 20149 Milano

Tel: +39- 02.37052936/7 Fax: +39- 02.37052935

Email: ecolamp@ecolamp.it

URL: <http://www.ecolamp.it>

照明機器・ランプ類専門 (R4、R5) のコンソーシアム。GE、Filometallica などが 2004 年に設立。ウェブサイトはイタリア語のみ。メールまたは電話で申し込み書類を請求する。

ERP Italia

住所: Viale Assunta, 101 20063 Cernusco sul Naviglio (MI)

Tel: +39-02.92147479 Fax: +39-02.92147917

Email: italy@erp-recycling.org (www.erp-recycling.it)

European Recycling Platform のイタリアにおける組織。2006 年設立。全カテゴリーの WEEE を扱う。欧州サイト (www.erp-recycling.org) 経由で申し込み。

RAECYCLE

住所: Via Aldo Moro, 10 25124 Brescia

Tel: +39-02.47950790 Fax: +39-02.45503700

Email: info@raecycle.it

URL: <http://www.raecycle.it>

2006 年設立。全カテゴリーの WEEE および家庭用・産業用の両方を取り扱う。ウェブサイトの英語ページから申し込み様式をダウンロードまたはメール info@raecycle.eu で問い合わせ。

REMEDIA

住所: Corso Sempione, 41 20145 Milano

Tel: +39- 02.34594611 Fax: +39- 02.34594626

Email: info@consorzioimedia.it

URL: <http://www.consorzioimedia.it>

欧州、日系の電気・電子機器メーカーなどが多数加盟。2005 年設立。全カテゴリーの WEEE および家庭用・産業用の両方を取り扱う。ウェブサイト (英語) からアプリケーションフォーム入手可能。

③ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

国内法発効 (05 年 8 月 13 日) 以前に上市された製品 (旧製品) で家庭用の WEEE の回収・リサイクル処理にかかる費用は、製造者が市場シェアに応じて負担することになって

いる。

製造者は(参加するコンソーシアムを通じて)、新製品の販売価格と別に明示する形で(価格に含めることも可能)、大型家電は13年2月13日まで、その他製品は11年の同日まで、消費者からその費用の負担を求めることができる(国内法10条)。

イタリアのビジブルフィー(VF)は「Eco-contributo RAEE」とよばれ、製品1単位ごとに設定される。金額体系はコンソーシアムごとに異なる。

図表 17 Eco-contributo の金額体系

(単位:ユーロ)

冷却装置(冷蔵庫、冷凍庫)	10.00
エアコン	5.00
湯沸かし器(30リットル未満)	0.00
湯沸かし器(30リットル以上)	4.00
洗濯機	3.00
乾燥機	3.00
皿洗い機	3.00
調理用オープンほか台所用機器	0.00
小型家電類	
2kg未満	0.20
2kg以上10kg未満	0.50
10kg以上	1.50

(注):VAT 込み

出所:ECODOM ウェブサイト資料を基にジェトロ作成

各団体の例

Ecodom :

URL: http://www.ecodom.it/eco_contributo_eng/importi.aspx

RAECycle :

URL: <http://www.raecycle.it/italian/tariffe.php>

ReMedia:

URL://www.consorzioremedia.it/2/distributori/eco-contributi-raee.html

なお、2009年11月時点で15にまで増加したコンソーシアム間では競合も生じているが、その影響により Eco-contributo の価格低減努力につながるなどのメリットも出ている。

インタビューした ECODOM の場合、08年から09年にかけて、冷蔵庫で16ユーロから10ユーロに、洗濯機で5ユーロから3ユーロに、台所機器は2ユーロから無料と改訂された。他のコンソーシアムでも同様の動きがみられる。

④ WEEE 回収率

WEEE 回収率は不明。政府の公式発表もなし。なお、2008年に回収された WEEE の総重量は6万5,713トンだったが、2009年は約18万トンと3倍近い増加が見込まれており（WEEE 調整センター、09年10月時点）、回収システムが機能していることがわかる。また、CODOM の Arienti 最高責任者は、民間コンソーシアムを取りまとめる「WEEE 調整センター」の会長も務めるが、同氏も「回収率はわからない」との回答だった。

「調整センター」の上部で WEEE 回収の実施状況全体を監視するはずの「監督・検査委員会」が、政府の対応遅れにより2009年11月時点でまだ設置されていないため、回収システムに参加していない製造業者の違反行為など、全体の状況を把握できていないことも要因と考えられる。

⑤ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

国内法（第6~9条）では、製造者は、「独自にまたは共同で」、WEEE 回収・リサイクルのシステムを構築することを義務付けているが、製造者が単独で WEEE 回収・処理ネットワークを全国均一に整備することは実質的にはほぼ不可能である。このため、民間コンソーシアムに参加して共同で行う方法が一般的である。

主要なコンソーシアムの1つである ECODOM に質問したところ、同団体の場合、製造者が負担するのは、コンソーシアムへの加入時に支払う参加費用だけとのこと。金額は、前年のイタリア国内における売上高に応じて、3万~10万ユーロを1度だけ支払う。このほかに定期的に発生する費用はなく、回収システムの運営に必要なプロセスはすべてこの参加費でコンソーシアム側が賄う。

回収システム以外の部分では、製造者は製造者登録を個別に行う必要があるため、この

分は別途コストが発生する。

上記はあくまで一例であり、負担内容、金額等は参加するコンソーシアムにより大きく異なる。

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① 個別企業の WEEE 対応事例

コンソーシアムへの聞き取りによると以下の流れが一般的:

- ・ 自社製品の WEEE カテゴリーから、参加するコンソーシアムを選択
- ・ コンソーシアムへの加入後、製造者登録を行う（インターネット経由）
- ・ 登録番号の発効、商業文書への表示

（運搬～処理はコンソーシアムを通じて実施）

- ・ 家庭用 WEEE は自治体が運営する「収集センター」（エコ区画 *Isole Ecologiche* と呼ぶ）から回収、処理施設へ運搬
- ・ 産業用の WEEE は、新品の購入と引き換えに製造者またはコンソーシアムが仕様者（企業）のもとから直接回収、運搬
- ・ 自ら処理施設を保有しないコンソーシアムは、外部の処理会社へ入札にて処理を委託
- ・ 販売店から収集した *Eco-contributo* をコンソーシアム側に納付（毎月）
- ・ （翌年）前年の上市および回収した機器について報告（コンソーシアムが一括して報告）

② WEEE、RoHS 国内法の問題点

イタリアでは、各コンソーシアムが WEEE を引取る「収集センター（エコ区画）」を、WEEE 調整センターが市場シェアに応じて厳格に振り分けて指定し、強力で規制しているため、英国のエビデンストレードのような取引権の売買によるコスト上昇のような問題は発生していない（ECODOM）とのこと。

そのほか、法律およびシステム整備上の問題点としては、政府（環境省）の準備が遅れていることにより、WEEE 関連法の適正な運用の監視を行う「監督・検査委員会」が機能していないことである。設立に関する省令はできているが、具体的な発足時期は 2009 年 11 月時点では未定とのこと。

このため、国内約 5,000 メーカーのうち WEEE 回収システムに参加していない企業がお

よそ 5%あるが、監視委員会の不在により、これら不参加企業による違反行為を誰もチェックできないという弊害が出ている。すべての売上票には製造者登録番号（numero di registro）が記載されており、回収システムの監視が容易に行える状況だが、肝心の監督機関が機能していないため意味がないことも問題である。

もうひとつは、家庭用 WEEE の「1 対 1 の引取り」の義務化が開始されていないことである。国内法では、流通業者は新しい電気・電子機器の購入と引き換えに、「古い」WEEE の無料回収を義務付けているが、これに関する実行法が未施行であるためだ。現状では、消費者は市の清掃会社等へ依頼するなど自分で WEEE のエコ区画（Isola Ecologica）への搬送手続きを行わなければならない。いずれの問題も、民間側の体制は順調に機能しているものの、政府の対応の遅さにより引き起こされているものである。

ANIE によると、RoHS に関しては、国内法第 5 条で禁止 6 物質を使用した製品の上市禁止、第 16 条で罰則を定めているのみで、それ以上の具体的な対処方針が示されていないことが根本的な問題となっている。特定の認証マークの貼付や製品検査の義務化などが確立されていないため、製造者側もどう対応すべきか戸惑いがある。WEEE と異なり、企業側の判断に委ねられている部分が大きく、当局によるコントロールが機能しているとはいえない。このため、税関としても RoHS への明確な対処方針を確立しているかどうかは不明との見方もある。

現在進められている EU 規定の改定（2010 年 6 月までに初案完成予定）では、使用禁止物質の対象拡大や CE マークの取り扱い等に関して修正が加えられる見込みとなっている。EU の各製造者は RoHS 対応の規格化が進むことには概ね好意的であるが、規制対象の拡大には警戒を示している。また、これによって税関の対応がどう変わってくるかに注目したいとしている。

③ 国内法対応の相談窓口情報

ECODOM によれば、WEEE の手続き等を専門に行うコンサル、弁護士事務所は公式には存在しないとのこと。

情報は必要に応じて電気・電子産業協会（ANIE）www.anie.it、家電輸入・製造者協会（ANDEC）www.andec.it に問い合わせる。

ANIE へヒアリングを行ったところ、同連盟でも RoHS 手続きに対応した法律事務所等

の情報はないとのこと。一方、同指令に関連した技術的な話や製品検査を行う認可を受けた研究所等の情報については、イタリア電気技術委員会（CEI）に問い合わせるのがよいとのことだった。

URL : <http://www.ceiuni.it/struttura/body-english-page.html>

7. ベルギー

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

ベルギーでは、各地域（フランダース地域、ワロン地域、ブリュッセル首都圏地域）ごとに目標値が異なる。ワロン地域とブリュッセル首都圏地域では、住民 1 人当たりの最低回収量の目標を EU 指令の規定と同じ 4 キロと定めているのに対し、フランダース地域では 2007 年から 8.5 キロ（注）⁴と定めている。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE、RoHS 罰則規定

所轄当局は、まず生産者と解決策を見出す努力を行う。場合によっては、問題の製品を市場から回収する。

話し合いで解決しない場合、『持続可能な方法、消費並びに環境、健康の保護の奨励を目的とする製品の規格に関する 1998 年 12 月 21 日法』や『商行為、消費者への情報、消費者保護に関する 1991 年 7 月 14 日法』が適用され、下記のような罰則が課される。

- ・ 罰則規定に関する資料

健康省のホームページ

https://portal.health.fgov.be/portal/page?_pageid=56,15628540&_dad=portal&_schema=PORTAL

- ・ 『電気・電子製品中の危険な物質の予防に関する王令』

https://portal.health.fgov.be/pls/portal/docs/PAGE/INTERNET_PG/HOMEPAGE_MENU/MILIEU1_MENU/DUURZAMEPRODUCTIEENCONSUMPTIE1_MENU/ELECTRICALANDELECTRONICEQUIPMENT1_MENU/ELECTRICALANDELECTRONICEQUIPMENT1_DOCS/KB_12_OKTOBER_2004.PDF

⁴ URL で参照できるフランダース地域の法律の 3.5.3.条§1 の規定

<http://www.ovam.be/jahia/Jahia/cache/offonce/pid/176?actionReq=actionPubDetail&fileItem=1099>

- ・ 第 5 条

2005 年 8 月 13 日以降に製品を上市する電気・電子製品(旧製品)のすべての生産者は、製品へのマーキングにより明確に特定できなくてはならない。また、製品の上市日を明確に特定できるようにするため、マーキングで製品が 2005 年 8 月 13 日以降に上市された(新製品)ことを明示する。

- ・ 第 6 条

5 条に関するもの以外の本王令の規定への違反は、『持続可能な方法、消費並びに環境、健康の保護の奨励を目的とする製品の規格に関する 1998 年 12 月 21 日法』に従い調査・確認・追求され、罰せられる。

本王令の 5 条への違反は、『商行為、消費者への情報、消費者保護に関する 1991 年 7 月 14 日法』に従い調査・確認・追求され、罰せられる。

- ・ 『持続可能な方法、消費並びに環境、健康の保護の奨励を目的とする製品の規格に関する 1998 年 12 月 21 日法』

<http://www.ejustice.just.fgov.be/loi/loi.htm>

- ・ 17 条 1 項

禁止された製品あるいは危険とみなされる物質、調剤、殺生物剤に適用される本法律の規定に違反する者や、関連 EU 法規などに違反する者、故意に不正確な情報や文書を提出する者、検査官の訪問やサンプリング、製品の押収などを拒否する者などに、8 日以上 3 年以下の禁固刑、または 160 ユーロ以上 400 万ユーロ以下の罰金刑が課される。人の安全や健康に具体的な危険があることを知りながら上記の違反行為を行う者に対する罰則は、禁固刑は最高 8 年間に、罰金刑は最高 1,000 万ユーロに引き上げられる。

- ・ 17 条 4 項

国民健康や環境の保護のため、刑事法廷の判事は、以下のような措置を課することができる：

- ・ 違反の対象となる製品の輸出入の禁止
- ・ 違反の対象となる製品の市場からの回収
- ・ 罰則を課された者の費用での押収された製品の破棄
- ・ 不法に手に入れた資産の回収

- ・ 罰則を課された者の費用での判決の公示

繰り返し違反を犯す者に対しては、職業活動継続の不可能宣言、生産停止、違反の行われた施設の使用禁止といった措置が採られる。

- ・ 17bis 条

本法への違反が確認された時、担当係官は、違反者に警告を発し、違反に終止符を打つよう命ずる。違反が確認されてから 15 日以内に、違反を何時までに止めなければならぬか、警告を無視した場合には調書が作成され、検事に送付されることなどを記した警告書のオリジナルが送付される。

- ・ 18 条

検事は、国王が任命した公務員に自らの決定を通知するのに、調書を受け取ってから 3 カ月の期間を与えられる。

罰金額には、刑法上の罰金のための付加税が常に加算される。

- ・ 『商行為、消費者への情報、消費者保護に関する 1991 年 7 月 14 日法』

http://economie.fgov.be/fr/binaries/0937_06_01_tcm326-81591.pdf

- ・ 101 条

本法に違反する行為が確認された場合、大臣あるいは権限を移譲された者が、違反行為を直ちに止めるよう違反者に警告を発することができる。

警告は、違反行為の確認から 3 週間以内に通知される。

- ・ 102 条

ラベル表示などの規則に違反する者には、250 ユーロ～1 万ユーロの罰金を課す。

- ・ 103 条

故意に違反を犯す者には、500～2 万ユーロの罰金を課す。

b. WEEE 国内法違反の事例

- ・ フランダース地域

フランダース地域廃棄物公社（OVAM）からヒアリング：

2008年：259件のコントロールを実施。2件の違反。いずれも調書（PV）を作成。

2009年：269件のコントロールを実施。10件の違反。うち5件は調書（PV）を作成、他の5件は報告書（verslagen）を作成。

PVの場合は判事が制裁を決定。報告書の場合は罰金が課される。

- ・ ワロン地域

ワロン地域政府環境省からヒアリング

最近コントロールを開始したばかりで、まだ制裁を課すようなケースは発生していない。

c. RoHS 国内法違反の事例

連邦国民健康・食物連鎖・環境省（環境総局）の製品政策局チーフによると、RoHS 国内法違反については「制裁を受けた企業があったということまでは言えるが、それ以上は公開できない情報」とのこと。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

税関の役割は輸出入、トランジット時のコントロールで、特に WEEE などの廃棄物や中古製品の動きに注意する。問題があると思われる場合は、製品を税関でストップさせ、所轄当局に通知する。

税関への申告は電子化されている。税関内には、リスク分析を行う部署があり、電子申告をもとに CN コード（EU 合同関税品目分類表の関税コード）などからふるいにかけて、リスクのあると思われるもののコントロールを実施する。所轄当局の方から通報がある場合もある。

税関の役割はコントロールに限られ、コントロールの結果、問題のあるものについては、所轄当局に通知する。所轄当局が違反の有無を確認、処置を決める。

WEEE の場合は、ワロン地域、フランダース地域、ブリュッセル首都圏地域、連邦環境総局（DG Environnement）のいずれかに通知する。

a. 税関での検査、確認方法

RoHS については、税関は有害物質の含有量が規定内のものかどうかの検査は行っていない。ただ、製品の安全性に関する検査は実施されており、RoHS 対応はその対象となっている。

b. RoHS 対応違反時の対応

リスク分析に基づきコントロールが実施され、問題のある場合は、所轄当局の連邦保健省に通知する。同省が違反の有無を確認、処置を決定する。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況**① WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担**

ビジブルフィーで、消費者が購入時に支払う。

② WEEE 回収率

RECUPEL は 2008 年度に住民 1 人当たり 8.15 kg の WEEE を回収。総計 8 万 6940 トンの WEEE を回収（前年比 7% 増）⁵。

③ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

技術産業複合セクター協会 (Agoria) の WEEE、RoHS 担当者へのヒアリングによると、製造者は、回収、リサイクルの分担金を RECUPEL に会費として納めるが、分担金は、ビジブルフィーとして消費者に転嫁されるので、メーカーの回収コストは相殺されゼロとなるとのこと。

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点**① 個別企業の WEEE 対応事例**

ほとんどの企業が RECUPEL に加盟。4,000 社あまりが加盟しており、加盟率は 98～99% に達する。

⁵ <http://www.recupel.be/recupel/public/docs/pers/Communique de presse Recupel Resultats de Collecte 2008.pdf>

a. ダイキン (DAIKIN EUROPE) の事例

Kaat WALLYN 氏 (Marketing Project Coordinator) からヒアリング :

- ・ 家庭用の空気清浄機については、RECUPEL のシステムを利用。
- ・ それ以外の業務用製品 (住宅設備用エアコン DX シリーズ、ヒートポンプ・エアコン、氷蓄熱ユニットなど) については、独自のプランを作成、ワロン地域、ブリュッセル首都圏地域、フランダース地域の所轄当局に提出。

これは、RECUPEL にこうした業務用製品の回収システムがなかったためでもあるが、ダイキンは ISO14001 の枠内で、自社が環境問題に熱心に取り組んでいる姿勢を示すための手段と考えている。また、新製品を購入すれば古くなった製品を回収しますというセールスポイントともなる。

ダイキンは毎年、上市した製品数 (+重量)、回収、処理した製品数、処理した物質の割合 (金属、プラスチックなど) といった情報を含む報告書を 3 つの地域にそれぞれ提出している。

② WEEE、RoHS 国内法の問題点

環境問題は地域の権能であることから、3 地域でそれぞれ法律が作られ、内容が異なる場合がある。例えば、ワロン地域とブリュッセル首都圏地域の WEEE 回収目標は住民 1 人当たり 4 kg なのに対し、フランダース地域では 8.5 kg となっている。

③ 国内法対応の相談窓口情報

連邦経済省のホームページにヘルプデスク以外の相談窓口 (consulting、IT-systemes、laboratories) が紹介されており⁶、WEEE、RoHS、REACH を含む環境問題関連のコンサルタント会社がピックアップされている。

6

http://economie.fgov.be/fr/entreprises/domaines_specifiques/Chimie/REACH/REACH_Evenements_prestataires_services/index.jsp

8. オランダ

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

オランダは基本的には EU 指令をそのまま導入している。オランダの国内法は、BEA（「Beheer Electronische Apparatuur」廃電気・電子機器管理法、2004年8月13日発効）で、同法は Regeling（規制）と Besluit（規定）で構成されている。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE、RoHS 罰則規定

罰則規定は、2つの法律によって規定されている。

i. 環境経営法（Wet Milieubeheer）

この法律は行政法であり、この法律に違反すると「販売の停止」や「罰金」などの処分が行われる。

ii. 経済刑法違反（Wet op de Economische Delicten）

この法律は刑法であり、管理規則に違反した場合、同法に基づき最高 6 万 7,000 ユーロの罰金や最長 6 年の懲役刑が科せられる。

b. WEEE、RoHS 国内法違反の事例

違反事案の摘発は、住宅・国土計画・環境省（VRROM）の検査官が各企業や配送会社の配送センターでの抜き取り検査を実施するという方法で行われた。

2008 年はサンプリングした 24 社の 152 製品のうち 10%の製品(9 社内)から基準値以上の鉛が検出され、BEA に違反していた。違反企業の情報は警察に報告され、すべての商品を市中から撤去し、廃棄などの対応が行われた。また、違反企業に対し 500~2,000 ユーロの罰金が科せられた。

2009 年はサンプリングした 47 社の 452 製品のうち 20%の製品(30 社内)から基準値以上の鉛が検出され、BEA に違反していた。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

通関の際に、RoHS 規制に対する特別な対応は求められていない。

<参考>

現在、通関の際に RoHS 規制に関する検査を行うことを検討中。最初に XRFscanner で検査を行い、同検査の結果によってはさらに書類による検査を行うことなどが想定されている。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

製造業者は BEA 規則にもとづき登録しなければならない場合、13 週間以内に VROM に登録しなければならない。届け出用フォームは BEA 規則の Annex to Section 15 で、その内容は、「a：会社概要、b：一般事項、c：具体的な履行方法」となっている。届け出用フォームは VROM に直接ではなく、次のセンターノヴェムに提出する。なお、一般消費者向け商品を扱う企業は必要な手続きを「ICT Milieu」か「NVMP」に委託するケースが多い。

提出先：センターノヴェム・廃棄物処理実施運営局：

Postbus 93144

2509 AC Den Haag

電話番号：+31- 30 - 2147979

URL:

http://www.senternovem.nl/Waste_Management_Department/organisation/helpdesk/index.asp

② 回収の仕組み

i. 独自の物流網を持つ企業の場合：

販売業者が独自の販売流通網（通信販売などを含む）を持ち、物流システムが確立している企業の場合、流通網を通して業者の廃品回収センターに集積された廃電気・電子機器（WEEE）類は、登録している処理工場に持ち込む。企業が独自にこのような回収システムを構築し、運用する場合、システム自体を VROM からの認証を受ける必要がある。しか

し、現実には認証を受けるのは非常に難しく、特に B2B 関連商品以外は難しい。

ii. 独自の販売網を持たない小売業者の場合：

流通網を持たない小売業者(例えば、輸入代理店など)はスキームに登録して輸送業者に回収してもらう、または一般消費者と同様に地域分別ステーション (ROS) など自治体の施設に直接持ち込むこともできる。ROS は地方自治体によって設置されており、回収は通常は無料となっている。ただし、新製品が消費者販売される前に何らかの理由で廃品として処理される場合には、持ち込む業者がその処理コストを負担する。

iii. 最終消費者の廃棄方法：

消費者が WEEE を廃棄したい場合は、新しい製品と引き換えに古い製品を小売業者に引き渡す、あるいは地方自治体の回収センターに持ち込む、という 2 つの方法がある。いずれの場合も無料である。さらに各地にある地域分別ステーション (ROS) では個人の持ち込みも許可している。

iv. 集積された WEEE の回収・リサイクルシステム：

地方自治体にて回収された WEEE はスキーム専門輸送業者によって地域分類ステーション (ROS) に搬送される。また、小売業者から回収された WEEE も同様にスキームの専門輸送業者により ROS に搬送される。ROS では集められた電気・電子機器を、冷蔵庫、洗濯機、小型音響機器、などの製品ごとに分別する。こうして分別された機器はそれぞれ専門業者によって処理工場に持ち込まれ、分解される。分解工程では可能な限り原材料ごとに分離され、環境に有害な物質は適切な処理がなされ、また再利用可能な物質はできる限り「クリーン」な状態に戻される。こうして生まれたリサイクル素材は業界にて再利用されている。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

WEEE の EU 域内での国境を越える取り扱いについては EU 規則 (EC) No 1013/2006 (2007 年 7 月 12 日から発効、オランダ語 EVOA) の規定に従わなければならない。廃品によっては、最終受け入れ先の国の許可が必要。受け入れ国側の許可が必要な場合は、センターノヴェム・廃棄物処理実施運営局に申請を行う。

センターノヴェム・廃棄物処理実施運営局：

Postbus 93144

2509 AC Den Haag

電話番号：+31-30-2147979

URL: http://www.senternovem.nl/Waste_Management_Department/contact.asp

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

オランダには3つの機関が活動している。

- ICT-Milieu

IT機器・事務機・通信機器を回収。

Stichting ICT Milieu

P.O. Box 401

3440 AK Woerden

電話番号：+31-348-493640

e-mail: info@ictmilieu.nl

URL: <http://www.ictmilieu.nl/>

- オランダ金属電気製品廃棄協会 (NVMP)

テレビやDVDプレーヤーなどの家電製品の回収。

Stichting NVMP

Postbus 190

2700 AD Zoetermeer

電話番号：+31-79-3531103

E-mail: info@nvmp.nl

URL: <http://www.nvmp.nl/>

- リサイクリング技術機器協会(Recycling Technologische Apparatuur, RTA)

コントロール・パネルやプロセス制御機器など専門機器を回収。

Stichting RTA

Postbus 366

3832 RC Leusden

電話番号 : +31-33- 4657507

e-mail: info@stichtingrta.nl

URL: www.stichtingrta.nl

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

- i. 消費者がお店で電気製品を買う時に回収費用を払う場合
 - ・ 購入時に別途回収費用を支払う場合（家電製品など、NVMP が回収）。
 - ・ 価格に回収費用が含まれている場合（IT 機器など、ICT-Milieu が回収）。
- ii. 無料廃棄（地方自治体の施設かお店(買替時に) への持ち込み)

⑥ WEEE 回収率

2006 年の回収目標はすべての目標をクリアした。2006 年の回収目標は次の通り。

図表 18 オランダにおける製品分野ごとの WEEE 回収目標（2006 年）

Collected from private households	5.7kg/人
Large household appliances	87%
Small household appliances	74%
IT and telecommunication	96%
Consumer equipment	87%
Lighting equipment	91%
Electrical and electronic goods	74%
Toys, leisure and sports equipment	74%
Monitor and control instruments	90%
Automatic dispensers	90%

出所 : Flash report on recycling results in the EU 公表資料を基にジェトロ作成

⑦ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

- ・ 1 キロ当たり平均 0.25～ 0.30 ユーロ。

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① 個別企業の WEEE 対応事例

a. 日系電機メーカーA社の事例

日系大手事務機器、IT 機器製造販売メーカーA社は、積極的に廃品回収協会の活動に参画し、同社の利益が反映されるよう協会に働きかけるなどの活動を行っている。回収協会からA社に対し、A社の売り上げや回収したA社の商品の重さなどをもとに算出された回収費用が請求されている。A社商品の回収は、主に店舗や公共機関に設置されている回収ポイントを通じて行われている。回収の状況は監査法人によって政府等関係機関に毎月報告されている。

b. 日系電機メーカーB社の事例

事務機器大手のB社も廃品回収協会 ICT Milieu に加入している。同社は政府機関等による監査は受けたことがない。しかし、万が一監査が入り、不部が判明した場合のリスクは大きいと考え、製品に使用している部品などのトレースが完全にできるよう調査を行うとともに、新たな体制を構築した。

② WEEE、RoHS 国内法の問題点

オランダでは WEEE、RoHS とも 02～03 年にかけて法律が施行され、以来運用に運用に関して問題はない。また、オランダの VROM による商品に対する調査は他国に比べ厳しいと言われている。

EU レベルでは、各国ごとに規制が異なるのが最大の問題となっている。また、廃品回収システムに参加していない企業フリーライダーへの対応も問題に挙げられている。

廃棄されるべき商品が回収拠点である集積所や小売店から定められたルート以外に売られるなど、廃品回収システムが想定していないルートで商品が流通することも現実問題としてあり、これら非正規ルートで流通する廃棄物をいかにコントロールするかが課題となっている。

③ 国内法対応の相談窓口情報

- ・ センターノウェム

http://www.senternovem.nl/Waste_Management_Department/index.asp。

- ・ リサイクルリング協会

URL: <http://www.ictmilieu.nl>

<http://www.nvmp.nl>

<http://www.stichtingrta.nl>

9. ルクセンブルク

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① RoHS 対応に対する通関時の確認

環境省の 2008 年度活動報告書⁷によると、空港のカーゴセンターの税関・物品税局から、欧州市場向けの電気・電子製品が法規を遵守していないという通知が何度かあった。特にアジアから送られてきた製品が多かった。摘発の対象となった製品で RoHS 指令に関係するものについては、輸入業者に適合性証明書の提出を求めた。また、適切なマーキングを行うよう指導した。問題の製品は、輸入業者が法に適合する措置を施すまで税関に留め置かれた。

環境省は 2008 年に、国内市場に上市された電気・電子製品の適合性、特に重金属の濃度を計測するため、携帯 XRF を購入している。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

a. 登録先

共同システムを利用する生産者は、ルクセンブルクに存在する唯一の民間コンソーシアム ECOTREL (<http://www.ecotrel.lu/>) に登録する。ECOTREL は、2004 年に 43 の生産者、輸入業者によって設立された非営利団体で、2008 年 12 月 31 日現在で 463 社が加盟している。

b. 登録方法

ECOTREL に加盟するためには、まずルクセンブルク商業連盟 (CLC、<http://www.clc.lu/>) あるいは職人連盟 (FDA、<http://www.fda.lu/>) のメンバーにならなくてはならない。

ECOTREL のホームページから加盟協約⁸をダウンロードし、必要事項を記入し下記の住所に郵送、あるいは FAX、e-mail を利用して送る。

⁷資料：2008 年度の環境省の活動報告書（153～155 ページ）

http://www.gouvernement.lu/publications/informations_gouvernementales/rapports_activite/rapports-activite-2008/09-environnement/rapport-environnement-2008.pdf

⁸加盟協約 <http://quatrei.eu/ecotrel/data/English/enadhesionEcotrel.pdf>

Ecotrel asbl
26, rue Leon Laval
L-3372 Leudlange
FAX: +352 26098-736

共同システムを利用せず、個別の回収プランを作成する場合は、環境省にプランを提出、登録する：

Administration de l'Environnement (環境省)
Division de Dechets (廃棄物部)
16, rue Eugene Ruppert
L-2453 Luxembourg

環境省のホームページから登録できる⁹。ただし、プリントアウトした文書に署名し、定款などの証明書類のコピーを添付して上記のアドレスに郵送しないと、登録は有効とならない。

② 回収の仕組み

- ・ ECOTREL に加盟し、回収業務を委託する。
- ・ ECOTREL のような共同システムに加盟しない場合は、個別の回収プランを作成し、環境省に提出し承認を得る¹⁰。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

輸入業者が ECOTREL に加盟して義務を履行する、あるいは独自の廃棄物管理プランを作成し、所轄当局の承認を得て義務を履行する。

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

有り：ECOTREL (<http://www.ecotrel.lu/>)

製造者登録の項を参照

⁹ http://www.environnement.public.lu/guichet_virtuel/GV_dechets/GV_DEEE/index.html

¹⁰ マニュアル：<http://quatrei.eu/ecotrel/data/English/enmanuelprod.pdf>

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

ビジブルフィー（VF）で、消費者が購入時に支払う。

⑥ WEEE 回収率

2008 年度に住民 1 人当たり 8.473 kg（2007 年：8.37 kg、2006 年：8.2 kg）の WEEE を回収。

⑦ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

メーカーは、回収、リサイクルの分担金を ECOTREL に会費として納めるが、分担金は、VF として消費者に転嫁されるので、メーカーの回収コストは相殺されゼロとなる。

10. ギリシャ

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

政府公認の WEEE 回収およびリサイクル会社、Appliances Recycling S.A.社を訪問し、ヒアリングを行った際に、同社の法務部に在籍する顧問弁護士より確認。

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

- 一人当たりの WEEE 回収義務が年間 4 kg など、特に大きな違いはない。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

WEEE 国内法に罰金詳細の明示はなく、裁判の判決にて、その額が決められる。尚、WEEE に関わるギリシャ国内法の流れは以下のとおり。

図表 19 ギリシャにおける WEEE 関連法策定の流れ

2001年8月6日施行	2001年大統領令2939号 (固体廃棄物管理および生産業者の義務)
2004年3月5日施行	2004年大統領令117号 (EU指令2002/95/ECおよび2002/96/ECの国内法への導入)
2004年7月1日	国内におけるEEE生産業者の財政的義務開始
2004年12月24日	別枠リサイクル料金支払い義務に関する政府決定 (小売業者への適用、エンド・ユーザーへの不適用)
2005年9月23日	ギリシャ環境総局による生産業者の国内登録および 小売業者に対する登録生産業者のみからの製品購入の 義務付けの決定
2006年1月1日	EEE生産業者による請求書およびその他業務書類上の WEEE登録番号記載に関する義務付け開始
2006年2月3日施行	2006年大統領令15号 (EU指令2003/108/ECの国内法への導入 2004年大統領令117号の有効をEEEの専門的用途まで拡大)
2009年4月14日	ギリシャ環境総局による生産業者国内登録番号の 毎年更新の義務付けの決定

出所：各種資料を基にジェトロ作成

b. RoHS 罰則規定

環境省 RoHS 担当部署へのヒアリングによると、RoHS 指令は 2004 年 3 月 5 日に施行された大統領令 117 号でギリシャの法律に置き換えられた。罰則に関しては、2001 年 8 月 6 日施行の大統領令 2939 号第 20 条に言及されている。この枠組みで RoHS の必要条件を満たさない生産業者は懲罰や行政処分を受けるが、標準量以上の特定有害物質利用に関する特定条項は設けられていないために違反に対する明確な罰金は決められていない。罰金の総額は 2009 年 10 月以降に交代した社会主義政権下で新しい法律が制定される予定となっている。

c. WEEE 国内法違反の事例

ギリシャ小売業中堅チェーンの「ALEXPAK」が登録義務を拒否したことにより 14 万 5,000 ユーロの罰金を科せられた。Appliances Recycling S.A.社によれば、現在までのところ、罰則に対する取締りが体系化されていないために、この 1 件に留まっているとのことであった。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

環境省のウェブサイトに出ているギリシャ語の新規登録フォーム (URL)

<http://www.minenv.gr/anakyklosi/v.menu/ahhe/00/EEE.registration.form.doc>

環境省のウェブサイトに出ているギリシャ語の登録更新用フォーム (URL)

<http://www.minenv.gr/anakyklosi/v.menu/ahhe/00/EEE.registration.form.renewal.doc>

また、Appliances Recycling S.A.社によれば、同社から環境省への必要書類提出代行も可能とのこと。

② 回収の仕組み

a. 回収所設置

Appliances Recycling S.A.社によれば、2009 年 9 月現在、ギリシャの地方自治体総数は 1,033 自治体であるが、そのうちの 476 自治体が同社と契約しており、回収所を設置している。人口比率にすると自治体全体の人口 1,096 万 4,020 人に対して契約済み自治体の人口は 791 万 7,042 人である。

b. 回収

ギリシャ全国の WEEE の回収およびリサイクルは Appliances Recycling S.A.社が約 90%、ランプや電灯を専門に Fotokiklosi A.E.社が約 10%を処理しているが、回収所の設置された地方自治体や小売業者、廃品業者から各社の委託業者が回収を行っている。

Appliances Recycling S.A.社への登録フォーム（英語）

http://www.electrocycle.gr/gb/index.php?option=com_content&view=article&id=53:2008-03-18-12-20-49&catid=15:2008-03-18-12-14-15&Itemid=69

③ 域内で国境を超える場合の扱い

Appliances Recycling S.A.社によれば、同社は現在、ベルギーの Indaver Relight S.A.社にリサイクルの一部を委託しており、WEEE の回収後にそれらをベルギーの同社に移送している。

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

Appliances Recycling S.A.社のウェブサイト（英語）

<http://www.electrocycle.gr/gb/>

Fotokiklosi A.E.社のウェブサイトおよび連絡先（ギリシャ語）

<http://www.fotokiklosi.gr/> および <http://www.fotokiklosi.gr/default.aspx?pg=contact>

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

Appliances Recycling S.A.社によれば、生産業者がすべて負担。

⑥ WEEE 回収率

およそ 30%

⑦ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

図表 20 WEEE 回収コスト

	電気・電子機器 カテゴリー	1t 当たり価格 (VAT 除く)	VAT (21%)	1t 当たり価格 (VAT 含む)
1	大型家庭用電気・電子機器	72.03	15.13	87.16
2	小型家庭用電気・電子機器	80.51	16.91	97.42
3	IT・通信機器	254.24	53.39	307.63
4	消費者機器	254.24	53.39	307.63
5	照明機器	125	26.25	151.25
	電球	0.101 (1個当たり)	0.02	0.121 (1個当たり)
6	電気・電子機器ツール	101.7	21.36	123.06
7	玩具・レジャー・スポーツ用品	152.54	32.03	184.57
8	医療用機器	50	10.5	60.5
9	監視機器	152.54	32.03	184.57
10	自動販売機	76.27	16.02	92.29

出所：Appliances Recycling S.A.公表資料を基にジェトロ作成

http://www.electrocycle.gr/documents/xrim_eisfores_en.pdf

11. スペイン

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

スペインの WEEE 国内法（勅令 208/2005）は、概ね EU 指令に準拠している。ただし、地方分権制度により各自治州に環境政策の実施権限が与えられているため、製造者登録の際はまず本社所在地の自治州（環境当局）での登録後に、国（産業観光商務省）での登記を行うことが義務付けられている。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

WEEE の罰則規定は廃棄物法（法 10/1998、1998 年 5 月 12 日施行）および工業法（法 21/1992、1992 年 8 月 12 日施行）に準拠する。以下に各違反の罰金の目安を挙げるが、具体的な罰則の制定と適用は国ではなく自治州の権限となっているため、各自治州で運用が異なる可能性もある。

ごみ箱×マーク非表示の場合は、600 ユーロ～最高 30 万ユーロの罰金、製造者登録・報告義務違反については、軽微な違反の場合は最高 3,000 ユーロ、悪質な場合は最高 60 万ユーロの罰金が定められている。不法処理の場合は、環境や人体の健康に及ぼした影響に応じて 600 ユーロ～最高 120 万 2,000 ユーロの罰金、国外への許可無き WEEE 持ち出しには 600 ユーロ～最高 30 万ユーロの罰金が課される。なお、上記については、罰金以外に営業停止や工場閉鎖といった措置が適用されることもある。

b. RoHS 罰則規定

RoHS の罰則規定は廃棄物法（法 10/1998、1998 年 5 月 12 日施行）および工業法（法 21/1992、1992 年 8 月 12 日）に準拠する。以下に各違反の罰金の目安を挙げるが、具体的な罰則の制定と適用は国ではなく自治州の権限となっているため、各自治州で運用が異なる可能性もある。

特定有害 6 物質を制限以上使用した製品を製造、輸入、販売、輸送した場合、3,000 ユーロ～最高 60 万ユーロの罰金が課される。罰金以外に営業停止や工場閉鎖といった措置が適用されることもある。

c. WEEE 国内法違反の事例

まだ罰則規定の適用例は少ない。数少ない適用例としては、カタルーニャ州で07年、照明器具の回収・処理を行う民間コンソーシアム3団体が、州内の照明関連企業のうち300社が製造者登録を行っていないと告発した。同州の環境当局はこれを受けて08年、43件の罰則を適用した。罰金の金額はいずれのケースも600～6,000ユーロの間となっており、製造者登録を促し、「ただ乗り」を防止するための措置としての側面が強かった。

d. RoHS 国内法違反の事例

環境農村海洋省の担当者によると RoHS 国内法違反の事例については、取り締まりや罰則適用が税関ではなく自治州当局によって行われるため、詳細データがないが、現在のところ1件も確認されていないと思われるとのこと。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

税関当局によると、現在のところ RoHS 対応についての個別の検査確認は実施しておらず、今後 EU や環境農村海洋省との間で検査手順を確立していく必要があるとのこと（従って、検査期間やコスト等に関するデータは無し）。他方、環境農村海洋省の担当者によると、域外からの電気・電子製品の輸入については、税関では事実上 CE マークの貼付によって RoHS 遵守と理解、適合品とみなしている。ただし、国内では検査強化期間を不定期に設け、無作為にサンプルを取って分析検査（検査自体は保健社会政策省の消費総局が担当）を実施するほか、通報があれば随時検査を行うなどとして対処している。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

すべての製造者は、産業観光商務省の「電気・電子機器製造者の国家登記（Registro Nacional de Productores de Aparatos Eléctricos y Electrónicos）」に登録しなければならない。同登記は、「工業施設国家登記（REI – Registro de Establecimientos Industriales）」に付属しており、通称“REI-RAEE”と呼ばれる。

さらに前述の国レベルでの登録とは別に、製造者の本社所在地の自治州政府環境当局での登録も義務付けられている。その際、企業データおよび採用した回収処理システム（自社単独あるいは SIG(Sistema Integrado de Gestión)と呼ばれる民間コンソーシアム）について報告する。製造者登録手続きの流れは、まず自治州、その後国への登録となる。

REI-RAEE は、製造者からの販売データを四半期ごとに収集し、機種ごとの市場シェアを算出、製造者に公表する。この市場シェアは、2005年8月13日以前に上市し、一般家庭から生じた廃電気・電子機器（以下、WEEE）の処理コストを製造者間で分担するための基礎データとなる。製造者から収集した販売データは毎年、環境農村海洋省に通知され、WEEE 処理の実施状況を把握するデータとして保管される。

登録者

スペイン国内で自社商標製品を販売するすべての製造者は、国、自治州政府の両方に登録しなければならない。

ただし、

- ・ スペイン国内に本社を置かない製造者は、現地法人
- ・ 現地法人が存在しない場合、代理店（人）
- ・ 代理店（人）が存在しない場合、該当製品を輸入している輸入業者または販売業者が登録手続きを行わなくてはならない。

登録の種類

自治州への登録の際は、製造者が直接登録を行う。

これが受理された後の国への登録手続きでは、製造者が自社単独で回収処理システムを確立しているか、または民間コンソーシアム（SIG）に参加しているかで登録の種類が異なるので注意が必要。

- ・ 独自の処理システムを確立している場合：製造者が登録
- ・ SIGに参加している場合：一般的に SIG 事業主が登録

ただし、SIG に加入しつつも登録後の四半期毎のデータ報告は独自で行う場合、また製造者が個別に登録すると定めている SIG の場合は、各製造者が登録手続きを行う（通常は SIG 事業主がまとめて申請しているが、登録にあたって加入している SIG 事業主に確認する必要がある）。

a. 登録先

登録制度は 2006 年 1 月 1 日より開始。登録期限は特に設けられていないが、登録していない電気・電子機器の製造者は、直ちに登録をしなければならない。なお未登録の製造者に対する罰則は特に規定されていないものの、前出カタルーニャ州のように「ただ乗り」防止の観点から、罰金を課した事例もある。

<国家登記 (REI-RAEE) >

産業観光商務省・産業開発局・産業品質安全部 (Ministerio Industria, Turismo y Comercio, Dirección General de Desarrollo Industrial, Subdirección Gneral de Calidad y Seguridad Industrial)

(住所) Paseo de Csatellana, 160, Planta 10, 28071 Madrid

(電話) 91-349-4977

(FAX) 91-349-4300

(担当者) Ms. Teresa Charré

<自治州政府>

各自治州政府 (Comunidad de Autónoma) の環境当局 (Consejería de Medio Ambiente) 製造者の本社が所在する自治州政府の環境当局が登録先となる。登録先の連絡先は、各自治州政府に問い合わせのこと。

b. 登録方法

- REI-RAEE への登録

産業観光商務省ホームページよりオンライン (スペイン語のみ)、または、同サイトから申し込み用紙をプリントアウトし、下記登録機関に送付して登録することができる¹¹。

自社単独で回収処理システムを確立、または民間コンソーシアムに参加しているが個別に登録する登録者は”Formulario para el registro de empresas”、民間コンソーシアム事業主は”Formulario para el registro de SIG”の登録モデルを用いる。なお、登録の際は国内に居住する法定代理人が必要となる。

- 自治州政府・環境当局への登録

統一した登録フォームなどは作成されていないため、製造者または代理店が所在する自治州政府の環境当局に登録方法、必要事項について確認が必要となる。独自の処理システムを確立する製造者は、同処理システムの確立を保証する書類を届け出なければならないので、注意が必要である。

- REI-RAEE へのデータ報告

製造者は四半期毎に、前四半期の販売データを REI-RAEE に報告しなければならない。

¹¹ <http://www.mityc.es/industria/RAEE/Paginas/inscripcionRegistro.aspx>

このデータは、産業観光商務省ホームページのよりオンラインで届け出が可能¹²。

以下スケジュールに従い報告されたデータをもとに、市場シェアが発表される。

図表 21 データ報告期限と市場シェア発表日

	報告期限	市場シェア発表
1～3月期のデータ	4月25日まで	4月30日
4～6月期のデータ	7月25日まで	7月31日
7～9月期のデータ	10月25日まで	10月31日
10～12月期のデータ	翌年の1月25日まで	1月31日

出所：各種資料を基にジェトロ作成

② 回収の仕組み

a. 一般家庭からの WEEE

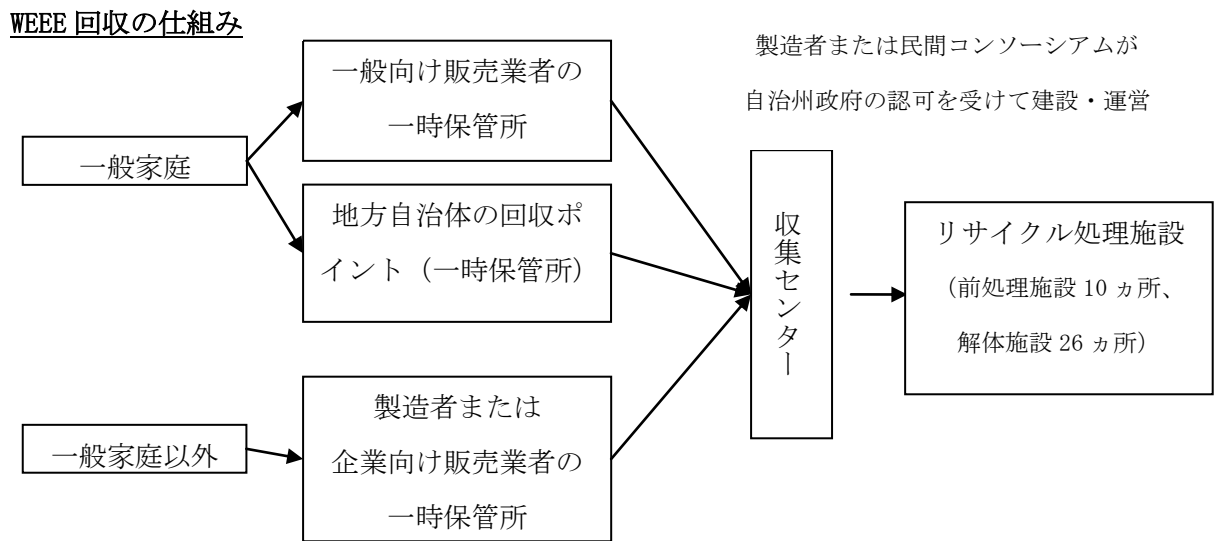
消費者は WEEE を地方自治体の回収ポイントに廃棄する。また、新製品買い換えの場合は販売業者に受け渡しが可能。地方自治体および販売業者は、消費者から受け取った WEEE を一時保管場所で保管、製造者はこれを回収し、収集センターやリサイクル処理施設に運搬する。

b. 一般家庭以外からの WEEE

製造者または企業向け販売業者が、WEEE の分別回収ならびにリサイクル処理施設への運搬を行う（地方自治体が「都市廃棄物」と分けた上で、無料回収することも可能）。

¹² <http://www.mityc.es/industria/RAEE/Conexion/Paginas/zonaUsuario.aspx>

図表 22 WEEE 回収の仕組み



出所：勅令 208/2005 を基に作成日本貿易振興機構（ジェトロ）作成

③ 域内で国境を超える場合の扱い

欧州理事会規則 259/93 (EEC) およびスペインの「廃棄物法 (法 10/1998)」の運搬に関する規定に準拠する。域内で国境を越える廃棄物 WEEE の輸送は可能だが、上記の欧州理事会規則および国内法規定に沿ってリサイクルが行われることを保証しなければならない。

- ・ 欧州理事会規則 259/93 (EEC)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31993R0259:EN:HTML>

- ・ 廃棄物法 (法 10/1998) : 西語

http://www.boe.es/aeboe/consultas/bases_datos/doc.php?id=BOE-A-1998-9478

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

現在、以下 9 つの民間コンソーシアム (SIG) がある。SIG は一般的に、事務機器、携帯電話メーカーなどの同業者間で設立された財団を母体として組織、運営されている。なお、自社単独で回収処理システムを確立しているのは、アンダルシア州の電子機器販売大手 1 社のみ。

図表 23 SIG 毎の回収カテゴリーと回収ポイント

SIG 名称	回収・処理対象機器のカテゴリー	回収ポイント
AMBILAMP	5	販売業者、自治体、一般家庭以外
ECOASIMELEC	1、2、3、4、6、7、8、9	販売業者、自治体
ECOFIMATICA	3	販売業者
ECOLEC	1、2、3、4、6、7、8、9、10	自治体、販売業者、直接回収
ECOLUM	5	販売業者、自治体、一般家庭以外
ECO-RAEE、一	1、2、3、4、5、6、8、9、10	販売業者、自治体
ECOTIC	1、2、3、4、6、7、8、9、10	自治体、販売業者
ERP	1、2、3、4、6、7、8、9、10	販売業者、自治体
TRAGAMOVIL	3	販売業者、自治体

出所：各種資料に基づきジェトロ作成

一般的に SIG への参加にあたっては、企業データ（業種や売上高など）や法定代理人などのデータを提出して契約を結び、加入料を支払う。加入後は四半期毎に上市した製品重量に応じたコストを支払う。なお、SIG 加入料の目安として ECOASIMELEC の例を挙げると、企業の年間売上高に応じて 600 ユーロ（売上高が 100 万ユーロ未満の場合）～6,000 ユーロ（同 600 万ユーロ超）程度となっている。また、四半期毎のコストは上市した製品 1 キロ当たり 0.03 ユーロ（携帯電話）～0.30 ユーロ（冷凍・冷蔵庫）程度。

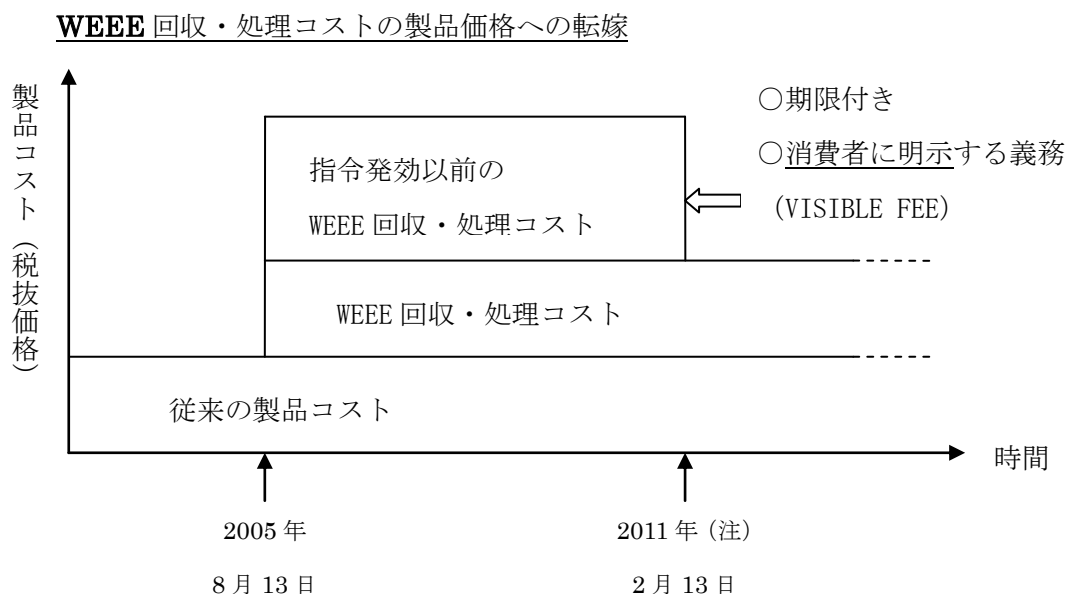
⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

WEEE 回収・処理費用は製造者が負担するため、消費者による直接的な費用負担はない。但し、製造者はこの費用を新製品販売時の価格に含めることができ、消費者に対してそれを明示する必要はない。

他方、指令発効から 8 年間（2011 年 2 月 13 日まで、但しカテゴリー 1 に該当する機器は 2013 年 2 月 13 日まで）の移行期間においては、製造者は 2005 年 8 月 12 日までに上市した WEEE の回収・処理費用を製品価格（税抜価格）の中に含めることができる。なお、その際は同費用を請求書に明示しなければならない。この“ビジブルフィー（VF）は、各業界で製品の種類・重量ごとに定められ¹³、メーカー間における相違、また販売業者による割り引き・割り増しは認められない。

¹³大型冷凍冷蔵庫 24.14 ユーロ、エアコン 7.33 ユーロ、ノートパソコンやプリンター 0.10 ユーロなど。

図表 24 WEEE 回収・処理コストの製品価格への転嫁



(注) カテゴリー1の機器は13年2月13日まで

出所：各種資料に基づきジェトロ作成

⑥ WEEE 回収率

2008年のWEEE回収量は合計29万4,557トン（以下表参照）と、前年から9.5%増加した。

図表 25 2008年のWEEE回収量（カテゴリー、発生源別）

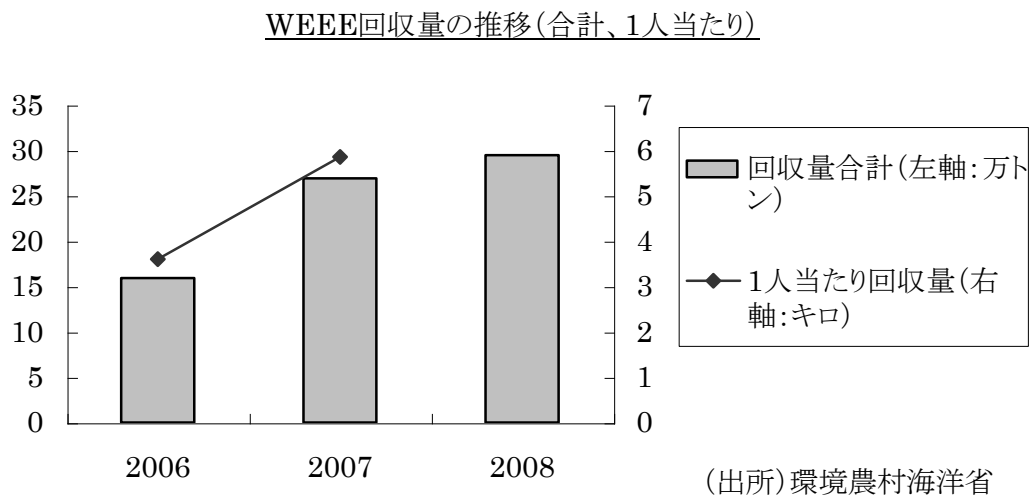
(単位：トン)

	カテゴリー	一般家庭	一般家庭以外	合計
1.	大型家電機器	251,389	15	251,404
2.	小型家電機器	3,610	2	3,612
3.	ITおよび通信機器	12,977	4,043	17,020
4.	消費者向け電子機器	15,192	61	15,253
5.	照明機器	489	1,398	1,887
6.	電動・電子工具	787	2	789
7.	玩具・レジャー・スポーツ機器	195	3,466	3,661
8.	医療機器	69	472	541
9.	監視点検機器	38	18	56
10.	自動販売機	3	331	334
		284,749	9,808	294,557

出所：環境農村海洋省資料を基にジェトロ作成

住民1人当たりの回収量は2007年で5.85 kgとなっている。なお、WEEE回収率についての統計は発表されていない。

図表 26 WEEE回収量の推移



⑦ WEEE回収にかかるメーカー負担の試算額

民間コンソーシアムの試算によると、WEEE回収にかかるメーカー負担額は回収量10万トン当たり5,000万ユーロ(ASIMELEC)、また製品によって売上高の3~8%を占める(ECOTIC)とみられる。コスト詳細、また指令改正後の負担額試算についてのデータは無し。

(3) WEEE、RoHS国内法対応状況とその問題点

① 個別企業のWEEE対応事例

WEEEへの対応は、アンダルシア州の電子機器販売大手1社を除き、全ての製造者と販売業者が民間コンソーシアムへの参加を通じて行っている。現在では9団体が全国的に展開し、回収・処理を行っており、システムへの信用も定着した。メーカーのコスト負担は少なくはないが、単独での回収・処理システム確立よりはるかに効率的との見方が一般的だ。

小売業者は、各自治州政府によるエネルギー効率の高い白物家電の買い換え補助金制度などの後押しを受けて、WEEEの無料回収を進めている。また、流通大手の中には、同制度にならって独自でテレビの買い換えへの割引キャンペーンを実施し、集客を図ると同時

に CSR 活動の一環としての WEEE 対応を顧客に対してアピールするところもある。

② WEEE、RoHS 国内法の問題点

国内法自体の問題ではないが、システム運用や実務において以下のような問題点が指摘されている。

現在、計 1,729 社の製造・小売企業が製造者登録済みである。しかし関連機器業界によると、照明機器、消費者向け電子機器や玩具を中心に、依然 1 万社近くが未登録のまま、不当な「ただ乗り」を行っている。さらにリサイクルの義務を怠っているにもかかわらず、”社近くが未登録のまま、不を請求書に上乘せし、不当な利益を得ている企業もあるといわれ、この被害額は年間 1,500 万ユーロにのぼるとみられる。

実務面では、スペインのユーザーが国外のメーカー・輸出企業から直接機器を購入する場合、トラブルがみられる。販売（国外メーカー・輸出企業）側ではスペインで製造者登録をしておらず、また法定代理人（輸入販社・輸入代理店など）もないため、事実上登録が不可能である。こうした場合、輸入企業（ユーザー）側が製造者登録を行うことを余儀なくされ、事務・経済コストを負担する必要がある。

今後問題となってくるとみられる点は、自治州ごとの運用の違いである。スペインの地方分権制度のもとでは、環境政策の実施権限が 17 自治州および 2 自治市の政府に委ねられているため、WEEE や RoHS も 19 通りの運用が併存しうる。基本的な指針としての WEEE 国内法は国が定めているとはいえ、各自治州が持つ裁量権も大きく、全国一律での適用が難しい。事実、バスク州やカナリア州では 2006 年前半に回収・処理システムが始動したが、バレンシア州では 2008 年後半まで始動が遅れた。

リサイクル制度が定着しつつある今後、検査や取り締まりが本格化するに伴い、特に罰則適用をめぐる自治州間での調整が必要となるとみられる。

③ 国内法対応の相談窓口情報

図表 27 国内法対応の相談窓口一覧

団体・企業名	対応言語	ウェブサイト
環境農村海洋省持続的生産消費副総局 (Ministerio de Medio Ambiente y Medio Rural y Marino, Subdirección General de Producción y Consumo Sostenible)	スペイン語	http://www.mapa.es/es/ministerio/pags/organigrama/funciones/DGCalidadEvaluacionAmbienta.htm#inicio
WEEE民間コンソーシアム（別添の一覧参照）	原則的にスペイン語	別添の一覧参照
ジャパンデスクを設置している会計弁護士事務所 KPMG、Deloitte、Ernst&Young	日本語・スペイン語・英語	www.kpmg.es www.careers.deloitte.com www.ey.com/es

出所：各種資料を基にジェトロ作成

12. オーストリア

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

オーストリアでは、WEEE 指令と RoHS 指令は「廃電気・電子機器の発生予防・回収・処理に関する法令（連邦官報 II 第 121/2005 号。以下「廃電気・電子機器法」とする）」「廃棄物管理法（連邦官報 I 第 102/2002 号）」「廃棄物処理義務に関する法令（連邦官報 II 第 459/2004 号）」によって国内法制化されている。このうち「廃棄物処理義務に関する法令」は、廃電気・電子機器の処理に関する原則を定めており、その他 WEEE・RoHS 指令に関わる内容については「廃棄物管理法」と「廃電気・電子機器法」で規定されている。廃電気・電子機器法は両指令の主な項目を法制化したもので、2005 年 4 月 30 日に発効となっている。同法令は概ね EU 指令に準拠しており、WEEE 回収率および再利用率の目標達成を目指すものとなっている。2006 年、2007 年、2008 年に改正され、現行法は 2008 年改正法（連邦官報 II 第 496/2008 号）である。

廃電気・電子機器の回収・再利用の目標は、WEEE 指令に準じている。廃電気・電子機器は以下の 5 つのカテゴリーに分類されている。

- ・ 大型機器（機器の最長面の長さが 50cm 以上のもの）
- ・ 冷蔵機器、冷蔵庫、冷凍庫
- ・ ディスプレイ・スクリーン機器
- ・ 小型電子機器（機器の最長面の長さが 50cm 未満のもの）
- ・ ガス放電灯

また、廃電気・電子機器法では、製造者および輸入者の登録、回収所の設置、2005 年 8 月 13 日以前に上市された廃電気・電子製品（旧製品）の回収・再利用に向けた共同システムへの参加、上市された電気・電子機器の廃棄・処理に関する財政保証の提供などの義務を定めている。

さらに、オーストリアでは環境省の省令により、廃電気機器回収調整機関（Elektroaltgeraete Koodinierungsstelle Austria GmbH）が設置されている（2005 年 7 月設立）。同機関は、回収作業の調整、広報活動、環境省や欧州委員会への報告など、廃棄物管理法と廃電気・電子機器法が定める任務を遂行している。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE、RoHS 罰則規定

廃電気・電子機器法自体は罰則や罰金を規定していないが、その代わりに廃棄物管理法（Abfallwirtschaftsgesetz, AWG 2002）と不正競争防止法（Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb, UWG）に関連の罰則規定が盛り込まれている。まず、廃棄物管理法関連の違反行為に関しては、製品に関する記録・保管・提示・登録・報告義務および製造者登録義務を怠った場合、最高 2,910 ユーロの罰金が科されることがある。また、廃棄物管理法第 16a 条に定める電気・電子製品のマーキング義務の遵守や特定有害物質の使用制限などを怠った場合にも、同法第 75 条 2 項により行政刑罰の対象とみなされ、360～7,270 ユーロの罰金が科される。さらに、メーカーもしくは輸入業者が理由なく回収・処理システムへの参加を怠った場合、参加に伴う費用の最高二倍に相当する金額を罰金として支払わなければならない。なお、徴収された金額は管理当局の費用に充てられる。

一方、競争における利益獲得を目的に計画的に廃電気・電子機器法の規定に違反した場合、不正競争防止法により損害賠償を要求されることがある。

b. RoHS 国内法違反の事例

オーストリアでは当局が厳しい検査・取り締まりを実施しており、しかも製造者登録等によりデータ交換が大々的に行われているため、違反行為は発生しにくい状況にあるということだが、これまでに約 10 件の違反行為が認められている。行政刑罰に関しては各区行政当局の管轄であり、違反行為の概要・結果は明らかにされていない。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

a. 必要書類

オーストリア環境省の担当者によると、オーストリアの製造者・輸入業者は上市または輸入した製品の適正に関する責任を負うが、税関当局に提出すべき書類や証明などについては特に規定がないということである。

また、オーストリア税関当局に問い合わせたところ、域外企業が EU 域内に電気・電子製品を輸出する際に必要な手続きや提出書類については、輸出する側の国の当局に確認してもらいたいとのことであった。

b. 税関での検査、確認方法

RoHS 対応の有無については、基本的には税関当局は検査を行っていない。その代わり、上市または輸入した製品の適正に関する責任は、オーストリアの製造者または輸入業者が一切責任を負わなければならない。なお、通関時には対象となる電気・電子製品の種類、商標、型、製造国、価格のほか、必要に応じて Taric コードなど、製品に関する正確な詳細を提示しなければならない。

c. 検査にかかる期間、コスト

税関当局によると、通関にかかる期間、コスト、違反時の対応などは、製品の種類や分量、製造国、輸入状況によってそれぞれ異なるため、当局から一般的な情報を提供することはできず、実際に輸入の際に通過する税関へ直接問い合わせる必要があるとのことであった。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況**① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関**

電気・電子機器の製造者は、連邦環境庁のウェブサイト（Umweltbundesamt、<http://www.edm.gv.at>）を通じて下記の項目に関するデータを登録しなければならない（登録期限は 2005 年 9 月 30 日。登録は無料）。

- ・ 企業名、登録住所、連絡先としての住所
- ・ 商業登記等の登録番号
- ・ EU 規則に基づく事業活動分野の特定に関する ID
- ・ 担当者名、連絡先
- ・ 上市する電気・電子機器とその回収・処理カテゴリー
- ・ 機器の用途に関する情報（業務用か家庭用か）
- ・ グローバルロケーション番号（GLN）による回収センター（家庭用機器についてのみ）
- ・ 自社が利用する関連の回収・処理システム
- ・ 他の EU 加盟国内で通信販売により販売されたものかどうかに関する情報（家庭用機器について）

2005 年 8 月 12 日以降に初めて電気・電子機器を上市する製造者は、事業開始から 1 ヶ月以内に以上のデータを登録する義務を負う。

回収義務を個々に遂行する家庭用機器の製造者は、自社製品の回収者として承認されて

から1ヵ月以内に下記のデータを当局に登録しなければならない。

- ・ 上市する電気・電子機器とその回収・処理カテゴリ
- ・ 機器の用途（業務用か家庭用か）
- ・ 回収・処理のための保証形態（保険会社、銀行、または利用する回収・処理システム）
- ・ 製品輸出の有無（家庭用機器について）

データ変更が生じた場合には、1ヵ月以内に変更内容を届け出ることとする。また、製品をオーストリアからEU域内に輸出する業者も登録をする必要がある。一方、同国に製品を輸出する外国企業は登録することができないが、その場合には輸入業者が代わって登録をすることになる。

② 回収の仕組み

製造者は基本的に上市したすべての電気・電子機器について責任を負い、回収・処理システムへの参加または実際の回収により回収義務を果たさなければならない。ただし、家庭用機器と業務用機器ではその扱いが異なる。

a. 家庭用電気・電子機器の回収

製造者は、旧製品について、その引き取り（回収）のために回収・処理システムに参加し、回収・処理カテゴリごとにそれぞれ適したシステムを利用しなければならない（廃電気・電子機器法第7条2項）。

2005年8月13日以降に上市した電気・電子機器（新製品）の引き取りについては、製造者はいずれかの回収システムに参加することができる。回収・処理システムに参加する場合、上市した電気・電子機器の総量に比例した一定の率でWEEEの引き取りを行うことができる。システムに参加しない場合には、個々に引き取りを実施しなければならない。上市した自社製品はすべて引き取るか、あるいは回収センターを通じてWEEEの選別・引き取りを実施しなければならない（回収センターと事前に契約の上で行う）。

また、製造者は新製品の引き取りと処理について保証しなければならない（第8条）。こうした保証は、回収・処理システムへの参加、保険契約の締結、または保証金積み立て用銀行口座の開設のいずれかにより、回収・処理カテゴリごとに提供されなければならない。

b. 業務用電気・電子機器の回収

旧製品に関しては、製造者はそれらが新製品と同等の機能を果たしたものである限り、一対一のベースで引き取らなければならない。一方、新製品については、全面的な引き取り義務が伴う。なお、引き取りはいずれの場合も無償とする（第10条）。

製造者は業務用電気・電子機器の引き取りについても、自発的に回収システムに参加することで上記の義務の免除を受けることができる。さらに、機器のユーザー（一般家庭を除く）と回収・処理の費用負担に関する特別な取り決めを行ってもよい。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

遠距離通信によりほかの EU 加盟国に電気・電子機器を供給する製造者で、ひとつの回収・処理システムにしか参加していない場合には、上市された機器の登録義務を同システムに 契約を通じて委譲することができる。なお、製造者はとくに自ら上市した電気・電子機器などに関する検査権を当該回収・処理システムに移譲しなければならない。登録義務も委譲することができるが、そうした際には製造者は回収・処理システムは当局に登録すべき一切の情報を提供する必要がある。

自社のために電気・電子機器を輸入した最終消費者は、それらの機器を自己負担で正規の廃棄物回収・処理業者に持ち込まなければならない。ただし、製造者が当該機器の引き取り義務を負い、これについて回収・処理システムに参加している場合は例外とする。なお、回収センターまたは最終販売者による無料返還は認められない。

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

オーストリアでは、WEEE 指令を国内法に導入する以前からすでに冷蔵庫などの使用済み白物大型家電や蛍光灯について回収と再利用が義務づけられていた（前者は 1993 年、後者は 1992 年より）。現在では当時設置された家庭環境フォーラム (Umweltforum Haushalt, UFH) をはじめとする合計 4 つの民間コンソーシアムが連邦農林・環境・水資源管理省の認定を受け、廃電気・電子機器に関する製造者の諸義務の遂行を請け負っている。

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

家庭用電気・電子機器の最終消費者は、回収センター、製造者または回収・処理システムが開設したその他の引き取り施設で、廃電気・電子機器を一対一のベースで少なくとも無料で最終販売者に返還できる。最終販売者は新製品と同等かつ同じ機能を果たしたもの

である限り、一対一のベースで引き取る義務を負う。ただし、最終販売者の所有する売り場面積が 150 m²に満たない場合は例外とする。この例外条件については、最終消費者に対し、店頭で十分な情報提供を行うものとする（廃電気・電子機器法第 5 条 2 項）。

電気・電子機器を通信販売により一般家庭向けに販売する場合、最終販売者は各行政区につき最低 2 カ所の公共回収センターを設けて最終消費者から家庭用電気・電子機器を回収し、一対一ベースでの引き取り義務を遂行することができる（廃電気・電子機器法第 5 条 3 項）。

⑥ WEEE 回収率

廃電気・電子機器法が発効した 2005 年 8 月から 2009 年上半期までの期間に、オーストリアではおよそ 23 万 8000 トンの廃電気・電子機器が回収され、適切な処理が行われた。回収率はきわめて高く、2008 年も前年と同様、多くの廃電気・電子機器が回収された（2007 年は一人当たり 7.68kg、2008 年は一人当たり 7.65kg）。また、2008 年には国内 292 カ所の回収所が 廃電気機器回収調整機関を通じて廃電気・電子機器引き取りサービスを利用し、合計 1900 件を超える回収作業が行われた。

以下、 廃電気機器回収調整機関がまとめた廃電気・電子機器回収量と回収率の推移に関するデータを掲載する。

図表 28 2008 年に上市された家庭用電気・電子機器と回収された機器の重量

回収・処理カテゴリー	重量 (kg)	
	上市された機器	回収された機器
大型機器	72,305,697.84	15,375,759.00
冷蔵庫・冷凍庫	22,251,060.01	13,705,239.00
ディスプレイ・スクリーン機器	20,042,822.10	15,087,194.00
小型電子機器	47,054,934.18	16,317,045.00
蛍光灯	1,875,332.70	904,898.00
合計	163,529,846.83	61,390,135.00

出所：Elektroaltger 電子機器と回収された機器の重量回収率の推移に関するデータを掲載する。取り義を基にジェトロ作成

図表 29 廃電気・電子機器法発効以降の回収率の推移

	2005年 HR	2006年	2007年	2008年
大型機器	11,503,126.96	17,135,146.80	16,050,683.45	15,375,759.00
冷蔵庫・冷凍庫	15,779,371.40	15,682,652.00	13,747,834.62	13,705,239.00
ディスプレイ・スクリーン機器	10,216,276.20	13,185,189.00	14,999,223.39	15,087,194.00
小型電子機器	8,882,627.00	14,396,934.00	15,827,873.68	16,317,045.00
蛍光灯	718,094.00	978,584.00	956,034.00	904,898.00
合計	47,099,495.56	61,378,505.80	61,581,649.14	61,390,135.00
一人当たりの回収量(kg)	5.87	7.65	7.68	7.65

(注) 2005年は推計。

出所：Elektroaltger 電子機器と回 ordinierungsstelle Austria GmbH を基にジェトロ作成

⑦ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

廃電気・電子機器の回収にかかる費用は、製造者と輸入業者のほか、地方自治体が負担している。このうち前者は主に回収所のインフラ費用や輸送費、後者は人件費を負担する。廃電気・電子機器のリサイクル処理費用については、製造者と輸入業者が負担する。これらの費用は参加する回収・処理システムの料金を通じて支払われている。なお、料金は回収・処理カテゴリーやシステムによって異なる。

回収システム大手の UFH の回収料金には、主に以下の項目が含まれている。

- ・ ロジスティックスにかかる費用（回収、処理、輸送、コンテナの設置など）
- ・ 廃棄物処理（危険物質の除去や処理を含む）
- ・ 回収所維持費
- ・ 自治体のインフラ費用（施設の管理維持費）
- ・ 自治体の広報活動費
- ・ 回収・処理に関する保証費用
- ・ システム運営費
- ・ 調整機関に支払う費用

各回収システムの料金は、回収システム比較表参照のこと。

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① 個別企業の WEEE 対応事例

オーストリアではほとんどの製造者が回収システムに参加しており、登録や輸入など一切の手続きに関するサポートを受けている。また、廃電気機器回収調整機関もシステムの公正な利用に向けて調整にあたっている。

一方、小売業者はある機器を初めて市場で販売した場合にのみ回収義務を負うが、こうした状況は実際にはほとんどみられないため、WEEE 国内法の影響はほとんどない。また、一対一ベースで消費者から引き取った WEEE は、回収システムの回収所で無料で引き取ってもらえる。そのため、コスト負担もとくに大きくなったとはいえ、逆に同法令の導入以降、業界の売上は年々3~5%増加しているという。

a. キヤノン・オーストリアの事例

同社の環境品質管理担当者によると、同社は廃電気・電子機器回収処理システムに参加することで登録・マーク表示義務を遂行しており、インターネットや製品説明書を通じて情報提供や報告を実施しているという。リサイクルシステムの構築や WEEE の最終処理については、回収処理システムや廃棄物処理業者の管轄であるため、全くかかわっていないということであった。

② WEEE、RoHS 国内法の問題点

環境省の担当者によると、オーストリアの廃電気・電子機器回収システムは非常にうまく機能しており、一般的にも普及している。現在とくに大きな問題は見られないが、新たな取り組みなどのアイデアが出されており、EU レベルで WEEE・RoHS 指令の改正に関する協議が進められている。

③ 国内法対応の相談窓口情報

廃電気機器回収調整機関

Elektroaltgeraete Koodinierungsstelle Austria GmbH

e-mail: office@eak-austria.at

オーストリア連邦産業院 環境エネルギー政策担当部

Wirtschaftskammer Oesterreicha

Abteilung fuer Umwelt- und Energiepolitik

e-mail: up@wko.at

民間コンソーシアム

(連絡先は回収システム比較表参照)

オーストリア回収システム比較表

組織名	エレクトロ・リサイクリング・オーストリア	欧州リサイクルプラットフォーム	廃品回収・処理社	家庭環境フォーラム
略称	ERA	ERP	EVA	UFH
住所	Mariahilfer Straße 123 1062 Wien	Döblinger Hauptstraße 50 1190 Wien	Ungargasse 35 1030 Wien	Mariahilfer Straße 37-39 1060 Wien
ホームページ	www.era-gmbh.at	www.erp-recycling.at	www.eva.co.at	www.ufh.at
特徴	<ul style="list-style-type: none"> • NPO である • 廃棄物処理会社 ARA AG および ARGEV GesmbH の子会社として、廃棄物処理に関して 12 年間の実績がある • 包装廃棄物処理と平行して登録・支払いを実施 • 簡略化された重量計算方法を導入 	<ul style="list-style-type: none"> • 製造者が自らシステムを運営 (Braun, Elektroux, HP, Sony など) 	<ul style="list-style-type: none"> • 1997 年以来、廃棄物処理と回収システムのノウハウを持つ • 審議会を通じて発言権が得られる • 廃電気・電子機器と電池の処理に関する国内外のソリューションを適用 • 包装廃棄物に関する国内外のソリューションを適用 	<ul style="list-style-type: none"> • 製造者参加型システム (執行部への参加) • 料金割引制度あり • 参加企業の従業員研修を開催 (登録手続きに関するワークショップなど) • 欧州の 39 の回収・処理システム団体が参加する WEEE フォーラムの会員

			<ul style="list-style-type: none"> 独 Interseroh 社のグループ会社 	
回収対象廃電気機器	全カテゴリー	全カテゴリー(電灯は除く) および 電池 (全カテゴリー)	全カテゴリー	全カテゴリー および 電池
回収料金	2009年1月1日以降 単位：€/kg	2005年10月12日以降 単位：€/kg	2009年7月1日以降 単位：€/t	2009年1月1日以降 単位：€/kg
a. 大型機器	a. 0.017	a. 0.040	a. 22.00	a. 0.10(≤6kg)
b. 冷蔵機器	b. 0.255(<45kg)	b. 0.416	b. 255.00(<45kg)	0.23(>6kg-30kg)
c. スクリーン機器	0.255(≥45kg)	c. 0.165	255.00(>45kg)	1.26(>30kg)
d. 小型電子機器	c. 0.240(<35kg)	d. 0.119	c. 295.00(<35kg)	b. 6.00(≤35kg)
e. ガス放電灯	0.165(≥35kg)		195.00(>35kg)	12.00(>35kg)
	d. 0.050(<8kg)		d. 65.00(<8kg)	c. 1.37(≤10kg)
	0.040(≥8kg)		42.00(>8kg)	4.20(>10kg-25kg)
	e. 0.850		e. 950.00	6.62(>25kg)
			2.5 トン以上一括料金 € 1,000.00	d. 0.01(≤0.1kg)
				0.02(0.1kg-0.5kg)
				0.10(>0.5kg-3kg)
				0.45(>3kg)
				e. 0.14

				電池 0.57/kg
会費の有無	無。手付け金もなし。	無。	無。手付け金・前払いもなし。年間売上100ユーロ以下の場合のみ年間手数料20ユーロを徴収。	無。前払いもなし。
登録・義務の委譲	可能（無料）	可能	可能（無料）	可能
一括契約	可能。年間登録をし、最低契約料は200ユーロを支払うものとする（金額は2009年のもの）	可能	可能。年間に最高2.5トンの電気・電子機器を上市する契約者につき、年間契約料1000ユーロの支払うものとする。	可能。最低160ユーロを年間契約料として支払うものとする。上市する製品の量が増加した場合は、相当の料金が追加される。
契約違反の罰則と罰金額	上市した機器に関し、故意または重過失により誤った情報を届け出た場合には、料金の3倍以下の額を支払うものとする。	故意または重過失による契約違反の場合、四半期につき3000ユーロ支払うものとする。	上市した機器に関し、故意または重過失により誤った情報を届け出た場合には、正しい額の料金（最低500ユーロ）を支払うものとする。	上市した機器に関し、故意または重過失により誤った、もしくは不十分な情報を届け出た場合には、料金の3倍の額を支払うものとする。

			のとする。	とする。
一対一ベースで引き取られた機器の回収サービスの有無と料金	大手業者につき、直接契約あり。この場合、事前回収（オーストリア全国で回収ポイントごと一括料金が支払われる）とみなされ、規定を満たす廃電気・電子機器であれば無料で回収。	応相談	必要に応じて回収または、巡回回収サービスあり。事前の契約により、最低量を満たす場合には無料で、または事前回収として回収。	大手業者の場合は応相談。中小規模の業者については 54 ユーロ（税抜き）で巡回回収サービスを提供。ただし、一回の回収につき最高 300kg までとする。
自治体の回収所を利用した一対一ベースの回収	無料で回収。大量の場合には、各自治体の回収所に手数料を支払うものとする。	契約回収所で可能。	EVA が設置する回収所（自治体と廃棄物処理業者）で無料で回収。	一般家庭から出る程度の廃棄物量につき回収。
小売業者向け回収コンテナの設置	小売業者と廃棄物処理業者の合意の上で設置。	応相談	必要に応じて、EVA システムに適応した形で設置（無料設置も可能）	料金と引き換えに設置可能。
EU 域内の最終消費者向けの納品（通信販売）に関する登録義務の委譲	可能	可能	可能	可能
通信販売業者のための外国の回収システムの	可能。ERA は 26 カ国が参加する回収・処理システム	可能。ERP はヨーロッパ 11 カ国に支部を設置。支部の	可能。数カ国で EVA/INTERSEROH を通じ	可能。ヨーロッパの 38 の回収・処理システムが参加

仲介	組織「PRO EUROPE」の会員。	ない EU 諸国にもパートナーを持つ。	て回収システムを実施。同システムは今後拡大の見込み。	する WEEE フォーラムの会員。
外国の業者による民法上の義務委譲の認可	認可する	認可する	認可する	認可する

出所：オーストリア連邦産業院

13. スウェーデン

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

WEEE 国内法（「電気・電子製品の製造者責任法」SFS2005:209、2005年8月13日施行）第11条により、スウェーデンの生産者情報を製品にマーキングしなくてはならない。さらに同法改正法により2010年1月1日以降、書面における使用法および保証情報を包装物に明記することがさらに義務付けられる（同法改正法 SFS2009:1212、第11条）

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

- ・ ごみ箱×マーク非表示：罰金（金額不明）および警察への通告。

（「電気・電子製品の製造者責任法」SFS2005:209）

- ・ 製造者登録違反：自然保護庁によれば、特に規定はないが、登録していない場合には以下の報告義務違反が生じるので罰金額は2万クローナとなる。報告義務違反：販売量の報告が期限を過ぎた場合、罰金1万クローナ。回収量・処理された量の報告期限を過ぎた場合、罰金1万クローナ。実際は両方が一緒になるので罰金は2万クローナ（環境制裁課金法、SFS1998:950の改正法 SFS2008:642）。

- ・ 不法処理：罰金（金額不明）および警察への通告（「電気・電子製品の製造者責任法」SFS2005:209）。

b. RoHS 罰則規定

特定有害6物質を制限以上に使用した場合など RoHS 国内法違反に対する罰則規定：

- ・ 電気・電子製品の販売禁止（環境基本法 SFS1998:808.第26章第9条）。

c. WEEE、RoHS 国内法違反の事例

自然保護庁によれば、事例の詳細については不明。WEEE に関しては裁判にまで至ったケースは無い。現在、検事によるチェックが行われているケースが1件。RoHS に関しては家電製品について約55件の違反が発見された（2008年）。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

a. 税関での検査、確認方法

化学物質監査庁によれば、スウェーデン税関においては特に RoHS に対応した取り扱いはしていない。しかし担当当局である化学物質監査庁の抜き打ち検査が行われる場合もある。また、スウェーデンの通関業務は現在ほとんどが電子的処理となっているため、HS 番号を打ち込んでいくと自動的に必要事項が確認できる仕組みとなっている。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

消費者に対して WEEE 回収のコストの負担を要求していない。

② WEEE 回収率

63.6% (2005-2006 年) (出所: Naturv の負担を要求していない。関が確認できる仕組みとなっている。き打ち検査が行われ、自然保護庁レポート、2009 年 6 月、「スウェーデンにおける WEEE 指令」))

③ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

業界団体は対外非公表のため不明。

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① 個別企業の WEEE 対応事例

a. 小売業 A 社の WEEE 対応

在スウェーデンの日本食品・小物などを輸入・販売している A 社がスウェーデン企業から日本食材に係わる日本製電気製品の輸入を依頼された。輸入に際しスウェーデン国内の WEEE システムに登録する必要があった。A 社は本来電気製品を扱っていないので、年間総売り上げ額に応じて回収料金を段階的に設定するエルクレツェン社の回収料金設定にはうまく当てはまらなかった。A 社は電気製品以外で大きな売り上げを挙げている企業なので、一台の電気製品の回収のためにシステムに参加するメリットはまったくない。

② WEEE、RoHS 国内法の問題点

個別企業にとっての最大の問題点は自社製品が規制の対象に含まれるかどうか 100%

明確ではないことである。担当当局である自然保護庁への問い合わせもその点に関するものがほとんどを占めている。またマーキングのルールを無視する企業も少なくない。

システムに入っていない企業（回収料金等を支払っていない企業）がかなり存在することも問題であり、回収システムに料金を支払っている企業は「未登録のただ乗り企業」に対して苦い思いを抱いている。

③ 国内法対応の相談窓口情報

- ・ 自然保護庁の EE-Registret
Naturvardsverket, SE- 106 48 Stockholm, Sweden
Tel: +46-(0)8-698 10 00
E-mail: eefraga@naturvardsverket.se
URL: <http://eeregistret.naturvardsverket.se/>
- ・ スウェーデン・エンジニアリング企業連盟 Teknikforetagen
Box 5510, SE-114 85 Stockholm, Sweden
Tel: +46-(0)8-782 08 00
E-mail: info@teknikforetagen.se
URL: <http://www.teknikforetagen.se/>
- ・ 電子産業連盟 Elektronikindustriforeningen
Box 22307, SE-104 22 Stockholm, Sweden
Tel: +46-(0)8-440 11 70
E-mail: eif@sinf.se
URL: <http://www.elektronikindustriforeningen.se/>
- ・ エルクレツェン社 El-Kretsen AB
Box 1357, SE-111 83 Stockholm, Sweden
Tel: +46-(0)8-545 212 90
E-mail: info@el-kretsen.se
URL: <http://www.el-kretsen.se>

- 電子製品回収連盟 Elektronikatervinningsforeningen
Box 22208, SE-104 22 Stockholm, Sweden
Tel: +46-(0)8-519 483 86
E-mail: <http://www.elektronikatervinning.com/kontakt.asp>
URL: <http://www.elektronikatervinning.com/>

- スウェーデン空調連盟 Svensk Ventilation
Box 47 103, SE-100 74 Stockholm, Sweden
Tel: +46-(0)8-762 75 00
E-mail: info@svenskventilation.se
URL: <http://www.svenskventilation.se>

- インター・セムコ 社 Intertek Semko AB
Box 1103, SE-164 22 Kista, Sweden
Tel: +46-(0)8-750 00 00
E-mail: <http://sweden.intertek-etlsemko.com/contact-us/>
URL: <http://sweden.intertek-etlsemko.com/tjanster/wee/>

- WSP 社 WSP Sverige AB
Arenavagen 7, SE-121 88 Stockholm-Globen, Sweden
Tel: +46-(0)8-688 60 00
E-mail: info@wspgroup.se
URL: <http://www.wspgroup.se/>

- グッドポイント社 Goodpoint AB
Hollandargatan 11, SE-111 36 Stockholm, Sweden
Tel: +46-(0)8-789 04 00
E-mail: info@goodpoint.se
URL: <http://www.goodpoint.se>

- ・ ラグンセルス環境コンサルタント社 Ragn-Sells Miljökonsult AB
Box 744, SE-191 27 Sollentuna, Sweden
Tel: +46-(0)8-623 42 00
E-mail: info.rsm@ragnsells.se
URL: http://www.ragnsells.se/Startsida_RagnsellsMiljokonsult/

14. デンマーク

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

デンマークの WEEE 国内法は、EU 指令と比較して厳しい点は特にない。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

ごみ箱×マーク非表示、製造者登録・報告義務違反、不法処理など WEEE 国内法違反に対して罰金が課される（省令には、罰金の金額について具体的な規定はなく、個別に判断が下される）。さらに、故意や重過失の違反によって、環境に悪影響を与えた場合、当事者の利益目的で違反を犯した場合は、2 年以下の懲役となる¹⁴。

b. RoHS 罰則規定

特定有害 6 物質を制限以上使用した製品を市場に流通させた場合など RoHS 国内法違反に対して、罰金が課される（省令には、罰金の金額について具体的な規定はなく、個別に判断が下される）。さらに、故意や重過失の違反によって、環境に悪影響を与えた場合、当事者の利益目的で違反を犯した場合は、2 年以下の懲役となる¹⁵。

c. WEEE 国内法違反の事例

2009 年 11 月現在、WEEE 違反事例は報告されていない。環境保護庁が注意勧告を出している企業は複数あるものの、違反事例として警察に告発されたものはない。現在注意勧告が出されている各企業が勧告に従わない場合には、告発される可能性があるが、当面は猶予が与えられている。これは、基本的に各企業に WEEE 処理を適切に行わせることが目的であり、罰則が目的ではないためである。

¹⁴出所：Bekendtgørelse om håndtering af affald af elektrisk og elektronisk udstyr (BEK nr 664 af 27/06/2005) 電気・電子廃棄物省令

URL : <https://www.retsinformation.dk/Forms/R0710.aspx?id=12849>

¹⁵出所：Bekendtgørelse om begrænsning af import og salg af elektrisk og elektronisk udstyr, der indeholder visse farlige stoffer (BEK nr 873 af 11/08/2006) RoHS 省令

URL : <https://www.retsinformation.dk/Forms/R0710.aspx?id=12950&exp=1>

d. RoHS 国内法違反の事例

2009年11月現在、違反事例はいくつか見られるが、初犯であるため、罰金などの処罰は課されず販売停止措置が採られたのみである。具体的には、RoHS規制に違反する製品については、その輸入および製造が禁止され、EU域内での販売は禁止される。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

RoHS 省令

URL : <https://www.retsinformation.dk/Forms/R0710.aspx?id=12950&exp=1>) に定められており、環境保護庁が規制遵守の取締りを行うこととされており、税関では検査を行っていない。

a. 必要書類

デンマークに電気・電子製品を輸出する際、税関に対して RoHS に関する手続きは特に必要ない。

b. 税関での検査、確認方法

デンマーク税関では、RoHS に対する検査・確認は行われていない。代わりに、環境保護庁が既に輸入された製品に対し、市場において調査を行う。調査は、抽出検査である。

c. 検査にかかる期間、コスト

環境保護庁による市場での抽出検査は年に1~2回ほど行われ、1製品当たり平均約2時間かかる。07年~09年の間には、検査が4回実施され、累計約100の製品が検査された。

d. RoHS 対応違反時の対応

2009年12月時点で、検査項目となった約100製品の内、約10の製品において RoHS 規制違反が報告された。その結果、該当製品は EU 域内での上市が禁止され、輸入者あるいは製造業者の費用負担で、小売業者から引き取られた。現在のところ RoHS 違反において、告発されたものはない。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

a. 登録先

登録先機関は民間非営利団体の DPA システムであり、登録は DPA システムのホームページから行う。

Dansk Producentansvars System (DPA)

住所：Vestervoldgade 6D, 4., 1780 København V, Denmark

電話番号：+45 33 77 91 92

FAX：+45 33 77 91 00

E-mail：info@dpa-system.dk

URL：<http://www.weee-system.dk>

担当機関は環境省の下にある環境保護庁である。

Miljøstyrelsen（環境保護庁）

住所：Strandgade 29, 1401 København K

電話番号：+45 72 54 40 00

E-mail：mst@mst.dk

URL：<http://www.mst.dk>

b. 登録方法

デンマーク環境省が発行した廃電気・電子機器（WEEE）省令 664 番（2005 年 6 月 27 日）により、電気・電子機器（EEE）の生産又は輸入を行う者は WEEE システムに登録する義務がある。WEEE システムは 2009 年 1 月 1 日に DPA（デンマーク生産者責任）システムに名称を変更した。

DPA システムに登録するには、個別生産者として登録するか、民間コンソーシアムを通して登録するかの、二通りの方法がある。いずれの場合も、市場に電気・電子機器を販売する 14 日間前までに登録しなければならない。

個別生産者として登録する場合は、

- ・ 直接 DPA システムに登録しなければならない。
- ・ WEEE 処理施設が回収および特別処理を行うような手配をしなければならない。
- ・ WEEE の量の年次報告を直接 DPA システムに提出しなければならない。

さらに、一般家庭に電気・電子機器を販売する個別生産者として登録されている製造業者および輸入業者は、WEEE 運送や処理など、将来のコストに対する財政保証を提出しなければならない。製造業者及び輸入業者は、次の項目について DPA システムに報告し保証金額を算出する。

- ・ 前年市場に販売した一般家庭用電気・電子機器の量（年に一回）
- ・ 今年市場に販売する一般家庭用電気・電子機器の予想量（年に一回）
- ・ 市場に販売する電気・電子機器の予想量の著しい変化があった場合の報告（14 日間以内）

民間コンソーシアムのメンバーになって、民間コンソーシアムを通して登録する場合は、

- ・ 直接ではなく、民間コンソーシアムを通して DPA システムに登録する。
- ・ WEEE の回収および特別処理はコンソーシアムが手配する。
- ・ WEEE の量に関する年次報告を民間コンソーシアムに提出しなければならない。

民間コンソーシアムのメンバーになると、各生産者は一般家庭からの WEEE に対する財政保証を提出する義務が免除される。

② 回収の仕組み

a. 家庭系 WEEE の回収

家庭系 WEEE とは：

- ・ 家庭からの電気製品の廃棄物である。
- ・ 企業や団体からの電気製品の廃棄物で、一般家庭と同量や同種のものである。

家庭系 WEEE は市の収集場所に無料で返却することができ、その際の費用は、市が負担する。同様に、家電を市場に流通させた販売者や回収業者は、無料で回収することになる。どの方法についても、家庭系 WEEE の回収に関して、回収料金を取ることは許可されていない。

家庭系 WEEE の具体的な回収方法は以下のとおりである。

- i. 家庭からの電気製品の廃棄物は市の収集場所において無料で回収される。市が回収計

画に基づいて、別途回収することも可能である。更に、家庭からの WEEE は、販売業者、回収業者が回収することもできる。

- ii. 企業や団体からの WEEE で一般家庭と同量や同種のもものは市の収集場所に返却できる。市が、回収計画に基づいて、別途回収することもできる。大型廃棄物で、市が回収できない場合は、事業系 WEEE と見なされる。
- iii. 一般家庭から廃棄物を回収する販売業者などは、市の収集場所に無料で返却することができる。市が回収できない大型廃棄物は事業系 WEEE と見なされる。

b. 事業系 WEEE の回収

事業系 WEEE とは：

- ・ 企業や団体からの電気製品の廃棄物で、一般家庭と同量や同種でないものである。

事業系 WEEE の回収方法は、以下のとおりである。

i. 新規 WEEE の回収方法

- ・ WEEE を廃棄する企業は、WEEE 廃棄に関して提供されるサービスについて製造者、輸入業者に連絡を取る。
- ・ 2006 年 4 月 1 日以降に購入した電気製品の WEEE 廃棄を行う企業は、適切な認証処理場で分別され処理されるように、WEEE の廃棄処理業者を手配する。

ii. 従来 WEEE の回収方法

- ・ WEEE を廃棄する企業は、適切な認証処理場で分別され処理されるように、WEEE の廃棄処理業者を手配し、その費用を払わなければならない。
- ・ 事業目的に利用される機器の取替えのための購入にあたり、該当製品が 2006 年 4 月 1 日までに市場に流通した電気製品の WEEE の場合は、無料で WEEE を製造者や輸入業者に返却できる。

iii. 製造者・輸入業者を特定できない場合

WEEE を廃棄する企業が製造者あるいは輸入業者を特定できず、製造者責任を利用できない場合、WEEE が適切な認証処理場で分別され処理されるように手配し、費用を負担しなくてはならない。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

電気・電子機器を、例えばインターネット販売などにより、直接一般家庭に販売する EU 加盟国の製造業者あるいは輸入業者は、その WEEE 受け取りを特別に手配する必要がある。

同時に、製造者あるいは輸入業者は、DPA システムに登録しなくてはならない。
WEEEがEU内で国境を越える場合は「Regulation (EC) No 1013/2006 of the European Parliament and of the Council of 14 June 2006 on shipments of waste」に従う。

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

デンマークには、現在、以下の4つの民間コンソーシアムがある。

- ・ Elretur（自動販売機は扱っていない。）
住所：Christiansborggade 1, 1558 København V, Denmark
電話番号：+45 33369197
E-mail：elretur@elretur.dk
URL：http://www.elretur.dk
参加方法：ホームページの参加申請書を記入して会員登録を行う
加入料：3,000 クローネ
会員費：3,000 クローネ（一年間）
その他の費用：カテゴリー別の WEEE の扱いに関連する費用
条件：月に一回報告書と料金を提出しなければならない。

- ・ ERP Denmark fmba（自動販売機は扱っていない）
住所：Banemarksvej 40, 2605 Brøndby, Denmark
電話番号：+45 43557256
URL：http://www.nera.dk
加入料：無
会員費：3,000~20,000 クローネ（一年間）
その他の費用：カテゴリー別の WEEE の扱いに関する費用（1kg に当たり 1~2 クローネ）
条件：月に一回報告書と料金を提出、年間報告書を提出。

- ・ Lyskildebranchens WEEE Forening（照明器具のみ扱っている）
住所：Korskildelund 6, 2670 Greve, Denmark
電話番号：+45 40370705

URL : <http://www.lwf.nu>

加入料 : 無

条件 : 照明器具を輸入する企業でなければならない。

月に一回報告書と料金を提出しなければならない。

年間報告書を提出しなければならない。

会計検査官あるいは経営の認証が必要。

照明器具当たりの料金は次の通り : 蛍光灯 : 1.30 クローネ、電球 : 0.85 クローネ

- ・ RENE AG (全てのカテゴリーを扱っている)

住所 : Stevnshøjvej 8, 5800 Nyborg, Denmark

電話番号 : +45 73630070

URL : <http://www.rene-europe.com>

加入料 : 無

会員費 : 個別の判断の上定められる。

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

消費者の製品購入時に WEEE 回収にかかるコストについて知らせる義務はないが、権利がある。しかし、その権利は 2011 年 (大型家庭用品は 2013 年) になくなる予定である。

⑥ WEEE 回収率

デンマークでは、WEEE 回収率についての統計はないが、2008 年の再生率とリサイクル率については、次のとおりである。

図表 30 WEEE 再生率・リサイクル率

2008 年	再生率 (%)	リサイクル率 (%)
1. 大型家庭製品	86	76
2. 小型家庭製品	89	84
3. IT 及び通信機器	92	84
4. 耐久消費財	93	90
5. a 照明器具 (付属品)	85	82
5. b 照明器具 (光源)	99	98
6. 電気・電子工具	89	84
7. 玩具、レジャーならびにスポーツ用機器	89	84
8. 医療用機器	85	79
9. 監視制御機器	82	78
10. 自動販売機	89	84

出所：各種資料を基にジェトロ作成

⑦ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

WEEE 回収にかかる負担額の試算はない。

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① 国内法対応の相談窓口情報

- ・ 環境保護庁：<http://www.mst.dk>
- ・ DPA システム：<http://www.dpa-system.dk>
- ・ 民間コンソーシアム：Elretur (<http://www.elretur.dk>)
 - ERP Denmark fmba (<http://www.nera.dk>)
 - Lyskildebranchens WEEE forening (<http://www.lwf.nu>)
 - RENE AG (<http://www.rene-europe.com>)

15. フィンランド

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

フィンランドの WEEE 法は以下に基づく：

- ・ 2004 年 9 月 1 日に発効した電気・電子機器廃棄に関する政令 (852/2004)¹⁶
- ・ 廃棄物法(1072/1993)、および 1993 年廃棄物法改正法(452/2004) (Waste Act (1072/1993), Act (452/2004) amending the 1993 Waste Act) ¹⁷

フィンランド国内で電気および電子機器を製造・販売もしくは輸入するメーカーおよび輸入業者に対する WEEE 関連の義務は英語で次のサイトで入手可能。

<http://www.ymparisto.fi/download.asp?contentid=35201&lan=en>

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

環境省¹⁸によれば、フィンランド国内法は、EU 指令の定める基本ガイドラインに従っている。フィンランド国内法が EU 指令より厳しい部分は特にない。EU の WEEE 指令に基づくフィンランドの廃棄物法 (2004 年 9 月 1 日施行) は、電気・電子機器の製造者が上市した製品に起因する廃棄物のリサイクルおよび廃棄物管理を実施する責任を負い、廃棄物管理費用を負担しなければならないと定めている。製造者は、回収可能な WEEE の分別回収、必要な貯蔵、および予備処理施設への搬入を実施することを義務付けられる。小売業者は、一対一を基本として新製品の買い替えと交換で家庭から WEEE を引き取るか、または消費者に代替的受入施設を紹介しなければならない。製造者は、一対一を基本として、上市された B2B 製品を企業から引き取らなければならない。さらに、受入場所のネットワークは、製品のエンドユーザーが、リサイクルまたは利用その他を目的として当該製品を廃棄物管理システムに引き渡すことができるよう全国を広く網羅していなければならない。2005 年 8 月 18 日以降に上市された製品には、機器のメーカーを明示するマークに加え、製品が 2005 年 8 月 18 日以降に上市された旨の表示を記載すること。前処理を行う工場および一般家庭の機器ユーザーに、回収システムと回収場所に関する情報を提供すること。

¹⁶ <http://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/2004/20040852>

¹⁷

<http://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/1993/en19931072?search%5Btype%5D=pika&search%5Bpika%5D=j%5C%A4telaki>

¹⁸ <http://www.ymparisto.fi/default.asp?node=5295&lan=en>

Pirkanmaa 地域環境センター (Pirkanmaa Regional Environment Centre) に、上市した製品および使用を中止した製品に関する年次の情報を提供すること。製造業者ファイルへの登録に関する申請書 (受入場所のネットワークおよび廃棄物管理機関に関する契約についての情報を含む) を、Pirkanmaa 地域環境センターに提出すること。一般家庭で使用される機器に関し、廃棄物管理義務の遂行を目的としたリサイクル保証または銀行記名口座などを示す十分な傍証を Pirkanmaa 地域環境センターに提出すること。全国の年間平均回収率は、国民一人当たり廃電気・電子機器 4 キログラム以上でなければならない。新制度を策定中だが、現時点で内容は決定されておらず、実施は早くも 2010 年末になる見込み。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

WEEE の罰則規定は以下に基づく：

- ・ 廃棄物法¹⁹ (1072/1993, 1993 年 12 月 3 日施行) および 1993 年廃棄物法改正法 (452/2004) (2004 年 9 月 1 日施行)。 9 章-情報収集、検査、監督、10 章-強制措置と制裁。
- ・ フィンランド刑法²⁰、(39/1889, 同法の改正法 940/2008 を含む)、例 44 章-健康及び安全を脅かす犯罪、48 章-環境に対する犯罪

WEEE の罰則には、条件付罰金、是正および操業停止、遵守命令、生産者データ登録簿における当該メーカーの承認決定取消し、当該製品の一次的または永久的な製造、輸入、取扱い、販売、引渡しまたは使用の禁止などの措置が含まれる。

フィンランドで重大な違反が起きた事例はない。軽微な罰則適用の典型的な理由としては、回収、登録、報告、ラベリングなどの義務不履行等が挙げられる。

19

<http://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/1993/en19931072?search%5Btype%5D=pika&search%5Bpika%5D=j%3%A4telaki>

20

<http://www.finlex.fi/en/laki/kaannokset/1889/en18890039?search%5Btype%5D=pika&search%5Bpika%5D=crimina%20>

b. RoHS 罰則規定

- i. 廃棄物法（1072/1993）と 1993 年の廃棄物法改正法（452/2004）
 - ・ 第 9 章 — 情報収集、検査および監督
 - ・ 第 10 章 — 強制的な手段および制裁措置、
- ii. フィンランド刑法（39/1889、940/2008 までの改正事項を含む）、
 - ・ 第 44 章 — 衛生・安全を脅かす違反、
 - ・ 第 48 章 — 環境を害する違法行為
- iii. フィンランド刑法（39/1889、940/2008 までの改正事項を含む）、
 - ・ 第 44 章 — 衛生・安全を脅かす違反、第 48 章 — 環境を害する違法行為。

適用される罰則としては、条件付罰金、当該製品の一時的または永久的な製造、輸入、取扱い、販売、引渡しまたは使用の禁止などが考えられる。

c. WEEE 国内法違反の事例

フィンランド国内で WEEE 規則違反の事例は 5 例起きている。適用された罰則は条件付罰金であった。いずれの事例においても、製造者または生産者が、条件付罰金の執行猶予期間中に WEEE 規則に準拠したため実際に罰金（金額は非開示）は科されていない。

d. RoHS 国内法違反の事例

フィンランド国内で RoHS 規則違反の事例は 2 例起きている。適用された罰則は、製品引渡しの禁止であった。これは、すでに店頭に置かれている製品は販売できるが、倉庫／貯蔵所に置かれている製品はメーカーに返却しなければならないことを意味する。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認**a. 必要書類**

現時点で税関によるチェックは行われていないが、いわゆる NLF 規則、すなわち、認証および製品販売に関連する市場調査についての要求事項、ならびに規則（EEC）廃止に関する 2008 年 7 月 9 日の欧州議会および欧州理事会の規則（EC）No 765/2008²¹に従い、新

²¹ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:218:0030:0047:EN:PDF>

通関ガイドラインが策定されている。それでもなお、当該製品が RoHS の要求事項に適合しないことを示す情報を税関が入手しない限り、税関によるチェックは行われたい。

b. 税関での検査、確認方法、コスト

フィンランドの税関は、現在のところ RoHS 規則の要求事項をチェックしていないため、RoHS 規則適用対象製品の通関時には、費用も時間もかからない。

c. RoHS 対応違反時の対応

基本的にチェックは行われたいが、当該製品が RoHS 規則に適合しないとの疑いを税関職員が抱いた場合、製品は税関の研究所に送られる。その後、特定有害物質を含む製品は送還または押収される。ただし、当該輸入製品が RoHS 規則の要求事項に適合しないと信ずる合理的理由がない限り、税関が RoHS 規則への適合を積極的にチェックすることはない。フィンランドの中心的監督機関は安全技術局 (Tukes) で、フィンランド市場において販売される電機・電子機器の適合性を 2006 年から監視している。フィンランド環境省と協力し、市場調査情報を、製造者、輸入業者、小売業者に配布している。Tukes は、政府デクリー852/2004 (WEEE 指令) および 853/2004 (RoHS 指令) の類似申請を調整するため、Pirkanmaa 地域環境センター (フィンランド) と連絡を取り合っている。Tukes は、EEA の他の市場監視機関とも協力関係にある。また、Tukes は、RoHS に関連する標準化にも注意を払っている。基本的な監視方法としては、すでに上市されている製品のサンプルを選択し、検査する。製品の安全性を確認するために行われる検査は、「スクリーニング検査」と「化学検査」の 2 種類である。検査対象として選定された場合は、RoHS 規則準拠に関する文書の提出を要求される。検査結果に基づき、または RoHS 文書提出の要求に従わなかった場合は、罰則が科される。このような場合、メーカーは Tukes に検査費用を支払った上で、検査のための製品購入費用も負担しなければならない。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

a. 登録先

Pirkanmaa 地域環境センター

Yliopistonkatu 38, 33101 Tampere, Finland

電話 : + 358 20 610 104, Fax : + 358 20 610 1600

連絡先： Mr Teemu Virtanen

URL: <http://www.ymparisto.fi/default.asp?contentid=264770&lan=en&clan=en>

b. 登録方法

製造者登録フォーム記入の手引きは以下のサイトで入手できる（英語）。

URL: <http://www.ymparisto.fi/download.asp?contentid=35353&lan=en>

WEEE 製造者登録フォームの翻訳版は、以下のサイトでダウンロードできる。

URL: <http://www.ymparisto.fi/default.asp?contentid=245907&lan=en&clan=en>

フィンランド廃棄物法改正法（452/2004）第 50 条 b 項は、同法第 18 条 b 項で定義された製造者に対し、Pirkanmaa 地域環境センターが保管する公式製造者データ登録簿に記載される情報の提出を義務付けている。例えば、電気・電子機器のメーカーおよび輸入業者、ならびに自社商標でこれらの機器を販売する小売業者は、この登録を義務付けられる。登録済み製造者は、①正式な社名または連絡先詳細の変更、②廃棄物管理・回収手順に関する重大な変更（例：回収ネットワークの変更）、③廃棄物管理に関して製造者が締結した契約の重大な変更（例：新契約の締結、または既存契約の解除もしくは重大な修正）または④事業活動の停止、の場合に Pirkanmaa 地域環境センターに遅滞なく届出を行わなければならない。

正式に登録フォームを提出した製造者は、Pirkanmaa 地域環境センターによって製造者データ登録簿に正式に登録される。同センターはその後、廃棄物法に関連する放棄に定められた特定の義務の履行と、活動を監視するために必要な措置を製造者に求める場合がある。電気・電子機器の製造者は、廃棄物法第 18 項に定められた確約書を提出するまで、登録を認められない。

・ 登録方法：

登録フォームはインターネットで入手できるが、フィンランド語版またはスウェーデン語版しかない。登録を行うことができるのは、フィンランド企業登録コード（Y コード）を持つ企業のみである。フォームを Pirkanmaa 地域環境センターに郵送する。

登録料：製造者は 440 ユーロ、製造者団体は 5,400 ユーロ。

- ・ 年次報告 :

年次暦年報告書を、毎年 4 月 30 日までに提出しなければならない。当該製造者が製造者団体に加盟している場合は、製造者団体が製造者に代わり、4 月 30 日までに報告書を提出する。

年次報告書提出料：製造者は 130 ユーロ、製造者団体は 1,400 ユーロ。

② 回収の仕組み

回収ポイントは、メーカーまたは消費者が処理を目的として廃電気・電子機器を返却できる場所である。フィンランドには約 500 ヶ所にのぼる回収ポイントのネットワークが存在する²²。

企業が WEEE 規則の定める義務を履行する一番簡単な方法は、製造者団体に加盟することである。製造者団体は加盟企業に代わって、回収ポイント、輸送、リサイクル、報告、廃棄物管理サービスに関する競争入札を企画し、これらに関する契約を地方自治体や当該業界の事業者との間に締結する。一般に、製造者団体は、実際の回収を地方自治体や他の現地廃棄物事業者に委託している。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

国境を越える廃棄物の輸送は、欧州議会および理事会の規則 (EC) No 1013/2006) に従って規制されている。さらに、フィンランド廃棄物法 (1072/93、747/2007 および 806/2008 により改正) は、国境を越える廃棄物輸送に関して、いくつかの追加条件を定めている。また、廃棄物の販売者または取引業者となる場合、当該廃棄物がフィンランド国外で処理または再生され、当該国の環境許可においてこの点が考慮されていないときは、国家廃棄物登録簿 (National Waste Register) への通知が必要である。

国境を越えた廃棄物輸送に関連するフォーム (通知書、移動届、グリーンリスト廃棄物届出書) は、SYKE ウェブサイトで入手できる²³。

²² <http://www.kierratys.info/index.php>

²³ <http://www.ymparisto.fi/default.asp?contentid=225859&lan=en&clan=en>

フィンランドにおける廃棄物輸送許可の監督機関は以下の通り。

- ・ フィンランド環境機構 (Finnish Environment Institute (SYKE))

P.O.Box 140, 00251 Helsinki, Finland

電話 : +358 (0)20 610 123), Fax : +358 (0)9 5490 2491

E-mail : TFS@ymparisto.fi

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

フィンランドには現在、製造者団体が 5 つある。企業は、自社に適した製造者団体への加盟を申請する必要がある。製造者団体の加盟企業になると、加盟を証明する文書が送られてくる。証明書には、社名と加盟年月日のほか、Pirkanmaa 地域環境センターにおける当該製造者団体の登録番号が記載されている。申請書は、自社に適した製造者団体から直接入手しなければならない。

- ・ 団体名 : Serty Ry

加盟企業 : 例 : 日立、マキタ、パナソニック、パイオニア、シャープ、ソニー・エリクソン

加盟料 : 売上高に応じて 1,000~5,000 ユーロ

年会費 : 150 ユーロ

WEEE 規則対応費用 : 1 製品につき 0.05~18 ユーロ (製品によって異なる)。コスト総額は、WEEE 規則対応費用にフィンランド市場で販売する製品の数を乗じることによって求められる。ランプの WEEE 規則対応費用は、ランプ 1 個につき 0.15 ユーロ。

URL : <http://www.serty.fi>

フィンランドの製造者団体 :

- ・ ELKER Oy (統括団体、サービスプロバイダー)

URL: <http://www.elker.fi>

Managing Director Mr. Veikko Hintsanen

電話 : +358 50 4088956

veikko.hintsanen@elker.fi

- SELT (電気・電子機器製造者団体)
URL: <http://www.selt.fi>
代表 : Ms. Tarja Hailikari
電話 : +358 9 6963 722
tarja.hailikari@sstl.fi

- ICT Producers' Cooperative (ICT 製品)
URL: <http://www.icttuottajaosuuskunta.fi>
代表 : Mr. Klaus Katara
電話 : +358 9 6824 1311
klaus.katara@tkl.fi

- Finnish Lamp Importers and Producers (FLIP)
URL: <http://www.flip.fi>
Chairman Mr. Markku Nikki
電話 : +358 400 445 623
markku.nikki@philips.com

- SERTY Ry (WEEE 製造者団体、多数の製品カテゴリー)
URL: <http://www.serty.fi>
Managing Director Mr. Arto Puumalainen
電話 : +358 9 2705 2840
arto.puumalainen@sertuottajayhteiso.fi

- NERA (多数の製品カテゴリー)
<http://www.nera.fi/>
Country General Manager, Mr. Timo Hämäläinen
電話 : +358 4052 29983
timo.hamalainen@nera.fi

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

WEEE 規則対応のための費用は小売価格に自動的に転嫁される。EEE 購入または WEEE 回収に際し、別途に料金を徴収することは認められていない。製造者は、WEEE 再生/回収にかかるすべての費用を負担する。

⑥ WEEE 回収率

製品カテゴリーによって、回収率は 48%（分析機器）から 91%（大型家電）までと幅がある。ランプに関するデータはない。

⑦ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

費用は、製品、販売数、重量、製造者団体の料金設定によって異なる。

団体名：Serty Ry

加盟企業：例：日立、マキタ、パナソニック、パイオニア、シャープ、ソニー・エリクソン

加盟料：売上高に応じて 1,000～5,000 ユーロ

年会費：150 ユーロ

WEEE 規則対応費用：1 製品につき 0.05～18 ユーロ（家庭電化製品）。製品によって異なる。コスト総額は、WEEE 規則対応費用にフィンランド市場で販売する製品の数を乗じることによって求められる。ランプの場合は、ランプ 1 個につき 0.25 ユーロである。

URL：<http://www.serty.fi>

出所：Managing Director, Mr. Arto Puumalainen, Serty

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① 個別企業の WEEE 対応事例

a. Kesko Ltd の事例

Kesko Ltd.は、フィンランド最大の WEEE 製品卸売・小売・輸入業者である。Kesko によれば、主要企業はいずれも WEEE 規則準拠に向けた対応をいち早く行った。WEEE 規則を遵守するためには、WEEE 関連の問題を取り扱う製造者団体への加盟が必要である。例えば、Kesko は SERTY に加盟しており、SERTY が Kesko に代わって、登録、回収その他、WEEE 規則の遵守に関わる問題を処理している。Kesko は基本的に、富士通、任天

堂、ソニー、パナソニックといった日本のブランドを含め、フィンランド市場で入手可能なあらゆる家庭電化製品、エレクトロニクス製品をすべて販売している。Kesko が販売する製品を自社で輸入していない場合、同社は、輸入業者／メーカーがフィンランドの WEEE 規則に適合するか否か（製造者団体のメンバーか否か）を必ずチェックしている。

また、同社によれば、WEEE 規則が企業に与える影響は軽微である。他の輸入業者、小売業者も同様に WEEE 規則を遵守しなければならないため、多大な経済的負担は生じていない。全社に対して公正な取扱いがなされている。また、WEEE 規則実施後、同規則への対応費用は売上に影響を及ぼしていない。

② WEEE、RoHS 国内法の問題点

WEEE 規則に特別な問題は存在しない。Pirkanmaa 地域環境センターによれば、WEEE 規則への準拠に関して些細な問題が存在するのみである。これらは、WEEE の回収の調整、製造者団体間の一般的協力と情報交換に関する問題である。

RoHS 法に関して特段の問題は見られない。Tukes によると、RoHS 遵守に関し、RoHS に関する文書が足りないもしくは完全でないといった、マイナーな問題があるだけである。

③ 国内法対応の相談窓口情報

WEEE に関する窓口：

- ・ Pirkanmaa Regional Environment Centre

住所: Yliopistonkatu 38, 33101 Tampere, Finland

電話 : + 358 20 610 104, Fax: + 358 20 610 1600

連絡先: Mr. Teemu Virtanen

<http://www.ymparisto.fi/default.asp?contentid=264770&lan=en&clan=en>

WEEE 製造業者団体

- ・ ELKER Oy (統括団体、サービスプロバイダー) www.elker.fi
- ・ SELT (電気・電子機器製造者団体) www.selt.fi
- ・ ICT Producers' Cooperative (ICT 製品) www.icttuottajaosuuskunta.fi
- ・ Finnish Lamp Importers and Producers (FLIP) www.flip.fi

- ・ SERTY Ry (WEEE 製造者団体) www.serty.fi
- ・ NERA (多数の製品カテゴリー) <http://www.nera.fi/>

RoHS 規則に関する問合せ先:

- ・ TUKES (安全技術局 (Safety Technology Authority))
Uimalankatu 1, FI-33540 TAMPERE, Finland
電話 : +358 10 6052 000, Fax : +358 9 605 474
Ms. Marika Keskinen
URL : <http://www.tukes.fi/>

RoHS 規則に関する検査・認証機関:

- ・ Nemko Oy
PL 19, 02601 Espoo, Finland
電話 : +358 (0)424 54541, Fax: +358(0)9 5489 6371
URL : http://www.nemko.fi/n_f/index.html
- ・ SGS Fimko Oy
P.O Box 30, FI-00211 Helsinki, Finland
電話 : +358 9 696 361, Fax: +358 9 6925 474
URL : <http://www.fi.sgs.com/fi/fimko.htm/>
- ・ Test Lab Gate Oy
Piisilta 1, 91100 Ii, Finland
電話 : +358 8 5536000, Fax : +358 8 5536 112
URL : <http://www.testlabgate.fi/>
- ・ Intertek Semko Oy
Koneenkatu 12, 05801 Hyvinkää, Finland
電話 : +358 (0)10 4246200, Fax: +358 (0)10 4246201
URL : <http://finland.intertek-etlsemko.com>

16. ポーランド

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

概ね EU 指令に準拠しているが、政府はポーランド特有の規制として、製造者に対して製品カテゴリーごとに定めた WEEE 回収率の達成を義務付けている。回収率の達成ができなかった場合は、未達成量 (kg) ×1.8PLN (照明器具の一部は×18PLN) の罰金が科される。

関連法

- ・ 使用済み電気・電子機器法 (官報 2005 年 180 号 1495 項、2005 年 10 月 21 日施行、
官報 2008 年 223 号 1464 項、2009 年 1 月 1 日施行)
- ・ WEEE 年間最低回収率に関する環境省令 (官報 2008 年 235 号 1615 項、2009 年 1 月
1 日施行)
- ・ 製品への課金に関する環境省令 (官報 2006 年 19 号 152 項、2006 年 2 月 6 日施行)

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

- ・ 製造者不登録：罰金 5,000～500 万ズロチ (使用済み電気・電子機器法 80 条 1 項)
- ・ マーク非表示：20～5,000 ズロチ (使用済み電気・電子機器法は罰金額を明示していな
い (72 条 3 項)。環境保護法に基づく罰金が科される (348 条 2 項))。

関連法

- ・ 使用済み電気・電子機器法 (官報 2005 年 180 号 1495 項、2005 年 10 月 21 日施行、
官報 2008 年 223 号 1464 項、2009 年 1 月 1 日施行)
- ・ 環境保護法 (官報 2001 年 62 号 627 項 (2001 年 10 月 1 日施行)、2008 年 25 号 150
項 (2008 年 1 月 23 日施行))

b. RoHS 罰則規定

- ・ RoHS に違反した製品を上市した場合：20～5,000 ズロチ (電気・電子機器における危
険物質の使用制限に関する経済省令には罰則規定なし。環境保護法に基づく罰金が科さ
れる (348 条 2 項))。

関連法

- ・ 環境保護法（官報 2001 年 62 号 627 項（2001 年 10 月 1 日施行）、2008 年 25 号 150 項（2008 年 1 月 23 日施行））
- ・ 電気・電子機器における危険物質の使用制限に関する経済省令（官報 2007 年 69 号 457 項、2007 年 5 月 3 日施行）

c. WEEE 国内法違反の事例

環境保護検査局（GIOS）によると、2008 年に製造者不登録の事例が 8 例あり、うち 6 件への罰金の課金が確定している。なお同局は、違反企業名などは公表していない。

d. RoHS 国内法違反の事例

GIOS による公表データはなし。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

a. 税関での検査、確認方法

RoHS 指令に基づく省令は、検査方法を定めていない。ヒアリングした法律事務所によると、通関時には「輸入製品の安全に関する規制」に基づいた通常の検査が行われているものの、RoHS 対応としての検査はほとんど行われていないとのこと。

b. RoHS 対応違反時の対応

通関時の通常の検査に際し、疑いのある製品を発見した場合には税関は GIOS に通知するが、GIOS から 3 日以内に回答がない場合、通関を許可するとのこと。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

a. 登録先

登録先：環境保護検査局（GIOS）

b. 登録方法

登録方法:GIOS ウェブサイト (<http://www.gios.gov.pl/esp/>) にてオンライン登録が可能。

登録費用：50～4,000 ズロチ（企業規模、売上額によって異なる）

関連法

- ・ 登録費用と年間費用に関する環境省令（官報 2008 年 236 号 1649 項、2009 年 1 月 1 日施行）

② 回収の仕組み

WEEE 法は、製造業者、自治体、回収業者による回収所設置を認めているが、設置義務については規定がない。製造者は、家庭からの WEEE について回収制度を組織し費用を負担する義務があるが、業者に委託することも可能。

関連法

- ・ 使用済み電気・電子機器法（官報 2005 年 180 号 1495 項、2005 年 10 月 21 日施行、官報 2008 年 223 号 1464 項、2009 年 1 月 1 日施行）

③ 域内で国境を超える場合の扱い

WEEE が域内で国境を越えることは可能。

関連法

- ・ 廃棄物の輸出に関する法律（官報 2007 年 124 号 859 項、2007 年 7 月 12 日施行）

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

以下の 8 団体が GIOS に登録されている。

- ・ ELEKTROEKO
URL : <http://www.elektroeko.pl/?lang=en>
- ・ European Recycling Platform
URL : <http://www.eprpolska.pl/pl/index.php>
- ・ AURAEKO
URL : <http://www.auraeko.pl/en/main.php>
- ・ BIOSYSTEM ELEKTRORECYKLING
URL : <http://www.biosystem.pl/>
- ・ CCR RELECTRA
URL : http://www.reweee.pl/Reweee_Home_pl.html

- ・ IT RECYKLING POLSKA
URL : <http://www.itrecykling-polska.pl/>
- ・ ELECTRO-SYSTEM
URL : <http://synergis-electro.pl/>
- ・ DROP
URL : <http://www.dropelektro.pl/>

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

消費者は、小売販売時に明示されたリサイクルコストを負担する。

⑥ WEEE 回収率

環境保護検査局によると、2008年の再生率、リサイクル率は以下のとおり。

図表 31 カテゴリーごとの再生率、リサイクル率

製品カテゴリー	再生率	リサイクル率
大型家電機器	86%	84%
小型家電機器	81%	79%
IT および通信機器	84%	82%
消費者向け電子機器	82%	80%
照明機器	83%	75%
電動・電子工具	50%	40%
玩具・レジャー・スポーツ機器	81%	80%
医療機器	44%	44%
監視点検機器	74%	74%
自動販売機	80%	80%

出所：環境保護検査局公表情報を基にジェトロ作成

⑦ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

フィリップス・ライティング・ポルスカは、照明器具の場合、製品 1 個当たりの費用を 0.40 ユーロと発表している。

③ WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① 個別企業の WEEE 対応事例

GIOS によると、2008 年末時点で製造者登録している 3,178 社のうち 2,202 社が民間コンソーシアムに参加している。

② WEEE、RoHS 国内法の問題点

・ WEEE

自治体による分別収集などのリサイクルシステムの構築が遅れている点。またポーランド特有の事情ではないものの、WEEE 指令の規程が必ずしも明確ではないため、ケーブル、基板など、製品の状況によって WEEE 指令の対象か否か解釈が分かれる事例がある（法律事務所、日系販社ヒアリング）。

・ RoHS

関連法は制定されているものの、検査や罰金の課金など運用面でのルールが整備されていない点（GIOS ヒアリング）。

③ 国内法対応の相談窓口情報

ジャパンデスクを設けており、環境関連法に関する相談に対応可能な法律事務所は以下のとおり。

・ CMS Cameron McKenna 法律事務所：

電話：+48 (0) 22-520-5652、

URL：http://www.cms-cmck.com/Warsaw-Poland)

・ DZP 法律事務所：

電話：+48 (0) 22-557-7667、

URL：http://jp.dzp.pl/index.php

17. ハンガリー

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

- ・ 生産者は、廃電気・電子機器（以下、WEEE）の回収義務があり、政令 264/2004.(IX.23.)Korm. の Annex 2 Table A に基づき毎年特定の回収率を達成しなければならない。
- ・ 生産者は WEEE に関する法令とは別に製品環境税法の適用を受ける。すなわち、生産者は法律 1955/LVI（Law LVI/1995）の Annex 9 に基づき製品販売後に製品環境税を納めなければならない。なお、生産者が民間コンソーシアムの会員であれば製品環境税納付は免除される。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

廃棄物処理に関する罰則金については、政令 271/2001 (X II .21.)にて定めてされている。

WEEE に関する罰則金は、i.回収量未達成：35 万フォリント、ii.回収義務不履行：2 万 5,000 フォリント／件、iii.リサイクル・廃棄義務の不履行：30 万フォリントである。

b. RoHS 罰則規定

RoHS で定める特定有害物質を制限以上使用した際の罰則金については、ケースごとに判断される。

c. WEEE、RoHS 国内法違反の事例

違反事例につき、税務署に問合せたところ、過去に違反があったという報告は受けていないとの回答であった。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

a. 必要書類

通関時に税関へ検査済み品質証明書を提出する。

b. 税関での検査、確認方法

検査官による見本検査、品質証明書および製造関連資料の確認

c. 検査にかかる期間、コスト

検査に要する期間は約 30 日間である。なお、検査費用は無料。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況**① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関****a. 登録先**

生産者は環境保護管理局に登録しなければならない。生産者 (Producer) とは、機器のメーカーおよびディストリビューターを意味する。ディストリビューターには、本来のメーカー名が機器上に表示されない場合、OEM で生産された機器を自社製品として販売するディストリビューターを含む。

- ・ 環境保護管理局 (Országos Környezetvédelmi, Természetvédelmi és Vízügyi Főfelügyelőség : National Environment/Nature Protection and Water Management Superintendency)

住所 : Address: 1016 Budapest, Mészáros u. 58/a

電話/FAX : +36-1-224-9200

e-mail : orszagos@zoldhatosag.hu

URL : <http://www.oktvmf.gov.hu/>

b. 登録方法

政令 264/2004. (IX. 23.) Korm. の Annex 5 にある登録フォーム (当局のウェブサイトからダウンロード可能) に必要事項を記入して当局に提出する。当局への事前相談も可能である。生産者は同政令に規定されたデータと共に電気・電子機器を流通させる前に当局に登録しなければならない²⁴。

② 回収の仕組み

生産者は引き取り場所、回収容器などを用意・設定し、使用済み WEEE 製品引き取り制度の実施を保証しなければならない。

24

http://www.orszagoszoldhatosag.gov.hu/letoltes.php?filename=Reg_Gyarto_WEEE.doc&file_path=7&local=417.doc

なお、生産者は、地方自治体に同自治体の廃棄物施設への WEEE の回収を委託することも可能だが、対応できる自治体は限られている。

また、家庭用電気・電子機器販売業者は、販売した機器と同様の第一義的用途目的を持ち、かつ同様の分量の機器を消費者から差し出された場合、健康・安全上リスクがある場合を除き、引き取る責任がある（政令 264/2004.(IX.23.)-3 および 14）。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

EU 域内での WEEE 製品への対応はどの国でも共通である。輸入業者はその販売製品に対して責任を持たなければならない。なお、ハンガリーは、07 年 12 月 21 日以降、域内での国境検問所・国境検査所の廃止するシェンゲン協定を実施している（空路については、08 年 3 月 30 日から）。

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

現在のところ以下の 5 社のみである。なお、最低資金 7,500 万フォリント以上などの条件を満たせば、新規設立も可能（政令 264/2004.(IX.23.)-10）。

- ・ ELECTRO-COORD Magyarország Nonprofit Kft
Budapest, 1027 Horvát u. 14-24.
Tel: +36-1- 224-7730,
Fax: +36-1-224-7739
Email: info@electro-coord.hu
URL: <http://www.electro-coord.hu/>
- ・ Ökomat Elektronikai Hulladék Hasznosítást Koordináló Közhasznú Nonprofit Kft
1238 Budapest, Grassalkovich út 40
Tel. : +36-1-236-0506 / 236-0507 / 237-0825
Fax: +36-1- 329-8224
E-mail: office@okomat.hu
URL: <http://www.okomat.hu>

- ELEKTRO-WASTE Nonprofit Közhasznú Kft.
1055 Budapest, Szalay u. 4.
Tel.: +36-1-373-0491
Fax: +36-1-373-0492
E-mail: titkarsag@elektrowaste.hu
URL: <http://www.elektrowaste.hu>

- Elektromos és Elektronikai Hulladékok Hasznosítást Koordináló Kht.
9028 Győr, Régi Veszprémi út 14-16.
Tel: +36-96-516-843
Fax: +36-96-516-845
E-mail: orbancs@re-elektro.hu
URL: <http://www.re-elektro.hu>

- CCR Magyarország Kft
Reverse Logistics Group
1071 Budapest Damjanich utca 11-15
Tel +36-1-413-1562
Fax +36-1-321-8469
URL: <http://www.ccrmagyarorszag.hu>

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

電気・電子機器を購入する際に負担。(具体的な負担額・割合の規定なし。機器の小売価格に含まれる。) 政令 264/2004.(IX.23.)-19

⑥ WEEE 回収率

一人当たり 4.4kg (2008 年)

⑦ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

※価格はコンソーシアムにより異なる。

図表 32 製品ごとの WEEE 回収にかかるメーカー負担額

製品分類	料金 (HuF/kg)
大型家庭用電気機器 (冷蔵庫をのぞく)	35
小型家庭用電子機器	65
IT、通信関連機器	69
消費者用電気・電子機器	82
証明機器	35
蛍光灯	60/db
電気・電子ツール	65
玩具	65
監視・制御機器	82
自動販売機	-
携帯電話	115

冷蔵庫	
量	Fee (HuF/piece)
コンプレッサー (120 リットルまで)	4,000
コンプレッサー (120,01 以上 上 0,01 リットル未満)	4,000
コンプレッサー (250,01 リットル以上)	4,000

出所：ELECTRO-COORD Magyarország Magyarorszo litres。機器の小売価の公開情報を基にジェトロ作成

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① 個別企業の WEEE 対応事例

多くの生産者が、上述の民間コンソーシアムに収集および手続業務を委託している。

② WEEE、RoHS 国内法の問題点

生産者は WEEE に関する法令とは別に製品環境税法の適用を受ける。(民間コンソーシアムの会員は免除)

「1人当たり年間 4kg の廃電気・電子機器を回収義務」が国や自治体ではなく、生産者に課せられている。

③ 国内法対応の相談窓口情報

WEEE について：上述の民間コンソーシアム

RoHS について：

- ・ VSZ (Association of Information companies) www.ivsz.hu
- ・ CECED (Association of Large household Appliances) www.ecedhu.hu

全般： 環境保護・水利省

TEL: +36-1-457-3300

E-mail: kelemenjo@mail.kvvm.gov.hu

URL: <http://www.kvvm.hu/>

18. チェコ

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

廃棄物法 2001 年法令集 No.185(第 8 部及び環境省令第 352/2005 号)は、WEEE 指令の要求事項をすべて取り入れている。チェコにおいても一人当たりの WEEE 回収目標は 4kg に設定されており、2008 年に達成している。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

廃棄物法 2001 年法令集 No.185 によると、法令が定める義務に違反した場合、強制的に罰金が科される。この場合、処罰の上限は 5,000 万コルナとなっている。法令が定める義務の非遵守には、法的な救済措置(是正措置)が適用されない。チェコ環境検査局の権限には、商品などを保管する責任は含まれておらず、EU 以外の国から商品が輸入される場合は、税関当局の責任となる。同法が過去に生産者に課した罰金の最高額は、35 万コルナだった(第 37n 条及び廃棄物法第(3)項の規定違反)。環境省が定める適切な集団システムが、古い電気・電子機器を助成するための分担金を支払わなかったのが、その理由である。

WEEE の不法な廃棄に対する罰金の最高額は 45 万コルナであった。処罰の重さは、環境に対する危険度や、それぞれのケースに付随した状況(例えば、政府への協力、状況の改善の証拠、類似したケースでの行政の処理のなど)次第で、行政の裁量に基づいて決定される。

b. RoHS 罰則規定

法令が定める義務に違反した場合、罰金が科される。罰金の上限は最大 5,000 万コルナである。この場合、チェコ環境検査局は救済措置を提供できない。

c. WEEE 国内法違反の事例

06 年～08 年の間に、製造者に対する 153 回の検査と販売業者に対する 88 回の検査が行われ、内 35 回が WEEE に違反していた。各年のチェコ環境検査局の業務の最終報告(EEE 及び WEEE 指令の問題を含む)は、ウェブサイト www.cizp.cz でも参照することが可能である。

d. RoHS 国内法違反の事例

RoHS 指令違反に対する管理手順はない。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認**a. 必要書類**

税関において RoHS 対応の確認を行っていないため、通関時は一般的な通関書類のみが必要となる。

b. 税関での検査、確認方法

税関において RoHS 対応の確認を行っていない。

c. 検査にかかる期間、コスト

税関による確認期間は、製品の性質と数量、事業の種類、必要書類の提出の有無、などによって異なる。確認は無料であるが、法律違反が発覚した場合は当然罰金の対象となる。

d. RoHS 対応違反時の対応

RoHS 対応を証明する書類の提出が要求されたにもかかわらず、提出されない場合は、製品は税関当局の監督の下に、再輸出、処分、又は税関が認可した別の方法で処理されることもある。廃棄物法(Law on Waste)の違反については、チェコ環境検査局による処罰がある。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況**① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関**

政府側の責任官庁は、チェコ共和国環境省である。義務履行のチェックは、チェコ環境検査局が行う。

② 回収の仕組み

チェコでは、拡大生産者責任原則を完全に実施しているため、回収は製造業者及び製造業者が認可コンソーシアム（集団システム）の責任である。回収ネットワークは、地域(地方自治体又は地方政府が設置する廃棄物集積所)と、電気・電子機器の販売業者・販売店及び行政事務所が指定する区域から成る。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

廃棄物法 2001 年法令集 No.185 第 54 条によると、

- ・ チェコにおいて発生した廃棄物は優先的に国内にて処理する。
- ・ チェコに廃棄物を処理の目的で持ち込むことは、隣国において自然災害あるいは緊急事態のために生じた廃棄物を除いて、禁止されている。
- ・ チェコにおいて発生した廃棄物は、優先的に国内で利用するが、他の EU 加盟国にて利用する場合はこの限りではない。廃棄物の輸送が国内を通過する場合は、必ず環境省に連絡しなければならず、環境省が承認の可否を決定する。この手続きは、欧州委員会の廃棄物輸送規則第 39 条に準じる。

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

チェコ共和国の環境省では、6 つのコンソーシアム(集団システム)を公認している。

- ・ ASEKOL s.r.o.
- ・ EKOLAMP s.r.o.
- ・ ELEKTROWIN a. s.
- ・ OFO - Recycling s.r.o.
- ・ REMA Systycling s.r
- ・ RETELA, s.r.o.

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

チェコ共和国内には、2 種類の WEEE 再生費用がある。第 1 種(PHE)は、いわゆる「ビジブルフィー」と呼ばれるもので、2005 年 8 月 13 日以前に上市された古い電気機器（旧製品）のリサイクルと廃棄に課せられる。この費用は、販売業者の請求書あるいは領収書に明記が必要で、消費者は電気・電子機器を購入する際に全額価格に転嫁される。第 2 種(PNE)は、2005 年 8 月 13 日以降に上市された新しい電気・電子機器（新製品）の処分の負担を表わす費用である。PNE は、電気設備の製造業者又は輸入業者によって直接支払われる。また、生産者又は輸入業者は、管理とコミュニケーションのために、コンソーシアムに対し、システム・フィーを支払う。

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① WEEE、RoHS 国内法の問題点

製造業者がコンソーシアムに参加している場合、環境省への登録、WEEE の回収及び処理は、コンソーシアムと製造業者によって可能になる。製造者はどれだけの製品が上市され、PNE 及びシステム費用を支払っているかをコンソーシアムに報告するだけで良い。また複数のコンソーシアムのメンバーになることは可能である。

一方で、環境省は WEEE 回収システム全体の運用にかかるコストを著しく高価にしている。

② 国内法対応の相談窓口情報

- ・ チェコ共和国環境省／第 720 項 20 廃棄物に関する項
- ・ RETELA(集団システムの管理者であると同時に、チェコ共和国産業運輸組合の会員であるチェコ・モラヴィア電気・電子機器協会が 100%出資する子会社である)。また、事業内容によっては、前述のチェコ共和国の集団システムのいずれにも連絡が可能。
- ・ Deloitte Advisory s.r.o. (コンサルティング及び諮問会社)
- ・ ETC Consulting (ECO コンサルティング会社)

19. スロバキア

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

スロバキアでは、以下の法令をもって WEEE 指令と RoHS 指令が完全に国内法制化されている。

- ・ 廃棄物法改正法（733/2004 号） 2005 年 1 月 1 日発効
- ・ 環境省による告示 208/2005 号および 209/2005 号（法令 126/2004 号改正法） 2005 年 6 月 1 日発効
- ・ 廃電気・電子機器の規制・査定・再利用・再生使用に関する法令 388/2005 号 2005 年 8 月 13 日発効
- ・ リサイクル基金への負担金に関する法令 359/2005 号 2005 年 8 月 3 日採択

スロバキアではリサイクル制度を導入するにあたり、2002 年 1 月リサイクル基金が創設された。廃棄物の回収や処理を支援するための資金確保を目指すもので、電気・電子機器をはじめ自動車、プラスチック、ガラス、紙などの製造者と輸入業者から回収や処理の負担金を徴収している。

また、製造者には WEEE のシンボルマークの表示が義務づけられているが、製造者名の表示に関しては特に規定がない。

さらに、一般家庭からの WEEE の引き取りは、小売業者が同時に製造者である場合のみ義務づけられている。

② 罰則規定および違反事例

WEEE、RoHS 国内法では、違反行為について最高 500 万コルナの罰金を定めている。また、製造者登録を怠った企業に対してはスロバキア国内での販売停止措置がとられる。なお、違反行為がきわめて重い罪と認められる場合、または状況を悪化が認められる場合には、さらに高額な罰金が科される場合がある。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

a. 登録先

登録はすべての製造者に義務づけられている。登録先はスロバキア環境省（Ministerstvo

zivotneho prostredia, <http://www.lifeenv.gov.sk>) で、2005年1月1日までに事業を開始した製造者は同年6月30日までに登録することになっていた。

b. 登録方法

新規の製造者については、事業活動開始から30日以内に登録しなければならない。登録手続きはスロバキア国内で行われなければならない。登録の際には以下の項目を届け出る必要がある。

- ・ 企業名、登録住所
- ・ 商業登記等の登録番号
- ・ 上市する電気・電子機器
- ・ 利用する回収・処理システムまたは財政証明の種類と金額

登録を怠った企業に対しては、スロバキア国内での販売停止措置がとられる。なお、製造者登録料は無料となっている。

最初の登録以降、毎年3月31日までに実績に関する届け出を行う必要がある。届け出事項は以下のとおりとなっている。

上市した製品の量、家庭用機器の量（品目別）

- ・ 回収された WEEE の量、家庭から出た WEEE の量（品目別）
- ・ 回収・再利用された WEEE の量
- ・ 輸出された WEEE の量
- ・ 回収目標に対する実績

さらに、リサイクル基金に対しても届け出が必要である。WEEE 処理を行う事業者は四半期ごとに、製造者は四半期が終わる一カ月前までに WEEE の引き取り、処理、リサイクルの分量、回収によって得られたエネルギーの量などについて報告しなければならない。

また、製品をスロバキアから EU 域内に輸出する業者、そして逆に同国に製品を輸出する外国企業は、いずれも登録することはできない。

② 回収の仕組み

消費者は WEEE を自治体の回収所に持ち込み、自治体はそれらを分別する責任を負う。WEEE 回収コンテナ（製造者から提供される）にある程度の廃棄物が回収されると、自治体は登録機関に報告する。当局は登録されている製造者のうち、どの企業が廃棄物を引き取り、同企業と提携するリサイクル下請け会社に持ち込むかを指定する。リサイクル業者

には WEEE の引き取りと処理が義務づけられており、その費用は製造者が負担する。電気・電子機器の販売業者または小売業者は、新たに機器を購入した消費者に対し、無料で WEEE を回収するサービスを提供することができる。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

廃棄目的で WEEE が域内で国境を越える場合、廃棄物発送に関する規定が定める手続きを行う必要がある。一方、再生使用が目的の場合、廃棄物が危険物質を含むか否かにより、あらかじめ廃棄物発送に関する規定に準ずる手続きが必要となるか、あるいは輸送が認可されなくなるかが決まる。

WEEE の保管施設および輸送中に警察、税関、検査当局などの国立機関が検査を行い、非廃棄物であるか、危険物質を含まないかを確認し、使用済み電気・電子機器が適正な検査済みであるか、ラベル表示・包装が適切であるかを確認する。その際、下記の書類が必要となる。

- ・ CMR 書類
- ・ 評価・検査を証明するラベルのコピーとすべての試験およびラベル表示に関する情報を記載したプロトコル
- ・ 責任者の宣誓書

各証明が不十分な場合、当局は輸送を禁じ、管轄機関に通告をする。

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

スロバキアでは大手企業の一部が WEEE の回収に関して提携し、WEEE の引き取り・処理義務をリサイクル業者一社に移譲している。現在、合計 13 の民間コンソーシアムがある。

i. ENVIDOM

2005 年 3 月にスロバキアで事業を展開させる大手電気メーカーと輸入業者によって設立された。主にカテゴリー 1 と 2 にあてはまる電気・電子機器と小型家電の回収とリサイクルにあたる。会員数は 2008 年 5 月の段階で 73 であった。また、スロバキア国外で登録済みの拠点を有する製造者を通じて登録した会員は 93 を数える。

廃棄物法に定める大型および小型家電の製造者と輸入業者であれば、誰でも ENVIDOM に参加できる。また、自然人もしくは法人向けの大型および小型家電の販売と輸入を仲介

する自然人または法人も ENVIDOM の回収システムに参加することができる。参加申し込みは、ENVIDOM のホームページを通じて行うことができる。

製造者と輸入業者は製品をスロバキア国内で上市する際に料金を明示しなければならないが、このビジブルフィーは製造者と輸入業者から ENVIDOM に毎月支払われる。年間の上市量に占めるシェアをもとに金額が設定される。

小売業者には WEEE を引き取る義務がないため、ENVIDOM は WEEE を回収した小売業者に対し、一定の金額を支払っている。こうした小売業者を介した回収ネットワークはすでに構築されている（2008年5月の段階で452社が参加）。参加登録や回収した WEEE の輸送の依頼などは、インターネットで行うことができる。これらのデータベースに ENVIDOM のロジスティックス関連の提携企業がアクセスし、WEEE の運搬を手配するしくみになっている。

このほかに、自治体や自治体に委託された回収業者が直接に運営する回収所でも WEEE の回収が行われている。また、巡回回収も実施されている（カーブサイド収集方式など）。

連絡先

- ・ ENVIDOM

RuVIDOM ている。また、巡回回収も実施されている（カーブサイド取

Tel: +421 2 50 221 300

Fax: +421 2 50 221 301

email: info@envidom.sk

URL: <http://www.envidom.sk>

ii. SEWA

SEWA は 2005 年 6 月 25 日にオーディオビジュアル技術輸入業界（ADAT）とスロバキア IT 協会（ITAS）によって設立された。10 の全てのカテゴリーにあてはまる WEEE の回収を行っている。会員数は 2009 年 6 月の時点で 419 に達する（B to B と B to C）。

SEWA に参加する製造者と輸入業者は入会金のほか、前年にスロバキア国内に上市された電気・電子機器の量に応じて回収・輸送・処理にかかる費用の分担金（kg あたりユーロで支払い）を支払わなければならない。製造者および輸入業者は回収・処理にかかる料金を表示することは義務づけられていないが、SEWA 側は回収システムの透明度を高めるためにコスト表示を推奨している。

登録と報告などの手続きは、SEWA のウェブサイトを通じて行われる。

連絡先

- SEWA - Slovak Electronic Waste Agency, a.s.
RaWA - Slovak Electronic Waste Agen
Tel: + 421 2 4910 6811
Fax: + 421 2 4910 6819
email: sewa@sewa.sk
URL: <http://www.sewa.sk>

以下、その他の組織の連絡先をまとめた。

- EKOLAMP
EKOLAMP Slovakia
KomLAMP Slovakia とめた。1
940 93 Novovakia と
Tel: + 421 35 64 64 251
email: ekolamp@ekolamp.sk
URL: <http://www.ekolamp.sk>
回収対象 カテゴリ5
- ETALUX
ETALUX - Light Equipment Producerency, a.s.る料金を
Tureck - Light Equipment Produc
Tel/Fax: + 421 35 64 00 513
email: etalux@etalux.sk
URL: <http://www.etalux.sk>
回収対象 全カテゴリー

- ELEKOS

ELEKOS - EEE Producersk 513ky 1eren

MurgaS - EEE Producersk 5

Tel: +421 37 77 23 050

Fax: +421 37 77 23 050

email: elekos@elekos.sk

URL: <http://www.elekos.sk>

回収対象 全カテゴリー

- ENZO

ENZO-VERONIKA-VES, a.s.

VeZO-VERONIKA-VES, a.s. 513ky 1

Tel: + 421 41 763 50 72

Fax: + 421 41 763 59 28

email: gazova@enzoza.sk

URL: <http://www.enzoza.sk>, <http://www.weee.sk>

回収対象 全カテゴリー

- ELEKTRORECYKLING

ELEKTRORECYKLING s.r.o.

ČLEKTRORECYKLING s.r.o. 513ky

Tel: + 421 48 470 07 41

Fax: + 421 48 470 07 40

email: info@elektrorecycling.sk

URL: <http://www.elektrorecycling.sk>

回収対象 全カテゴリー

- BRANTNER

BRANTNER SLOVAKIA s.r.o.

Vietnamska 22, 82104 Bratislava

Tel: + 421 2 43 41 50 45

Fax: + 421 2 43 63 86 52

email: slovakia@brantner.com

回収対象 全カテゴリー

- ZEO

ZEO, s.r.o.

Star s.r.o.akia@brantner.comavaer

Tel: + 421 915 969 416

email: zeo@zeo.sk

Website: <http://www.zeo.sk>

回収対象 カテゴリー6

- LOGOS

LOGOS Slovakia, s.r.o.

NejedlSlovakia, s.r.o.er.comav

email: edichtler@stonline.sk

回収対象 全カテゴリー

- LIMIT RECYCLING SLOVAKIA

LIMIT RECYCLING SLOVAKIA, s.r.o.

MiletiRECYCLING SLOVAKIA, s.r.o.

Tel/Fax: +421 2 502 44 274

Email: lrs@lrs.sk

URL: <http://www.lrs.sk>

回収対象 全カテゴリー

- NATUR カテゴリーlr

NATUR カテゴリーlrs.sk0

RuTUR カテゴリーlrs.sk02 44 274s.r.o.ren

Tel: +421 2 502 21 222

Fax: +421 2 502 21 542

email: office@naturpack.sk

URL: http://www.naturpack.sk

回収対象 全カテゴリー

・ ELKOMIN

ELKOMIN - EEE Producerk.sks.r.o.renc

ČLKOMIN - EEE Producerk.sks.r.o.ren

Tel: +421 2 555 71 491, +421 903 936 418

email: elkomin@elkomin.eu

URL: http://www.elkomin.eu

回収対象 全カテゴリー

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

消費者は自治体の回収所に WEEE を持ち込み、無料で回収してもらえる。

⑥ WEEE 回収率

ENVIDOM が 2007 年に回収した WEEE の量は 8,013 トンで、2006 年の 4,564 トンに比べてほぼ二倍に達した。小売業者からの回収量は 2,162 トンで、これは回収量全体の 27% にあたる。

一方 SEWA がパートナー組織（回収所、回収会社、小売業者、廃棄物処理会社）を通じて 2008 年に回収・処理した WEEE の量は約 429 トンであった。

⑦ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

スロバキア環境省の省令第 359 号は、電気・電子機器の製造者および輸入業者がリサイクル基金に納めるべき負担金の額を以下のように規定している（単位はコルナ）。

図表 33 製品ごとの WEEE 回収費用

(単位：コルナ)

大型家庭用電気製品	
大型冷却機器	28
その他	16
小型家庭用電気製品	20
情報技術・電気通信機器	
パソコン	50
その他	40
消費者用機器	
テレビ	50
その他	40
照明機器	
水銀を含まないもの	40
水銀を含むもの	50
電気・電子工具（大型の据付型製造業工具を除く）	20
玩具、レジャー並びにスポーツ器具	20
医療関連機器（すべての移植機器および汚染機器を除く）	40
監視および制御機器	40
自動販売機	20

出所：スロバキア環境省令第 359 号よりジェトロ作成

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① WEEE、RoHS 国内法の問題点

スロバキアでは 2009 年夏、廃棄法改正をめぐって電気・電子機器の製造者・輸入業者が反発し、大統領が拒否権を行使するという動きがあった。スロバキア議会は 2009 年 6 月 30 日に廃棄物改正法案を可決したが、これは EU 法への準拠を実現するものとされると同時に、電気・電子機器の製造者および輸入業者に対し、上市した各製品に関わる負担金をリサイクル基金に支払うことを義務づける規定を盛り込んだものである。また、同改正法では製造者・輸入業者が国外のリサイクル施設を利用することを禁止している。電気・電子機器製造者と輸入業者は、改正法の導入が製品の価格上昇をもたらすと懸念して改正法

案に反対、ガシュパロビッチ大統領に嘆願書を送った。これを受けて、同大統領は7月31日に拒否権を行使した。

一方、リサイクル基金とスロバキア自治体連合（ZMOS）は法改正を支持していた。リサイクル基金は、改正法による価格上昇はありえず、むしろリサイクル料金の引き下げにつながるとした上で、改正法は市民から徴収するリサイクル料金の公正な運用を明確化したものだという見解を示した。またスロバキア自治体連合も、廃棄物の分別回収・リサイクルに関わる諸問題はシステムにおける資金の不足ではなく、回収システムによるリサイクル料金の徴収方法が原因であるとし、リサイクル料金が廃棄物の分別回収・リサイクルのために100%利用されていない点を指摘した。

今回の改正法では、製造者と輸入業者を対象としたリサイクル基金への料金負担義務の拡大が争点となり、ガシュパロビッチ大統領もこの点について批判的な姿勢を示していた。実際、リサイクル制度の確立に向けて2002年1月に創設されたリサイクル基金は、その機能が果たされていないこと、消費者の費用負担が高いこと、資金の用途が不明であることから批判の対象となっている。

② 国内法対応の相談窓口情報

- ・ 環境省

Ministerstvo 金は、その機能が果たされていないこと、消費者の

Ninisterstvo 金

812 35 Bratislava Slovakia

Tel: +421 (0)2 5956 1111

email: info@enviro.gov.sk

URL: <http://www.enviro.gov.sk>

(2) ④の「民間コンソーシアム」の項目参照

20. スロベニア

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

スロベニアでは、2004年11月4日公布のWEEE管理の規定に関する法令（連邦官報118/2004号）でWEEE指令・RoHS指令の一部が国内法に移行された。その後、新たに「廃電気・電子機器処理に関する法令」（連邦官報107/06号）が2006年11月1日に発効し、WEEE指令が国内法制化されている。また、「廃電気・電子機器による環境汚染への課税に関する法令」（連邦官報32/2006号）では、登録を怠った製造者に対する罰則が規定されている。

上記の国内法によると、EUが掲げるWEEEの回収率（一人当たり4kg）の目標達成期日は、他の加盟国よりも遅い2008年12月31日までとなっていた。

スロベニアでは、販売業者に一対一ベースでWEEEを引き取る義務はない。一方、製造者は製品を上市した日に関係なく、市場シェアに応じてWEEE引き取り費用を負担しなければならないほか、回収ボックスの設置費用も負担することになっている。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

WEEE指令の規定に関する違反行為については、電気・電子機器の上市停止措置がとられる場合がある。また、WEEEによる環境汚染への課税に関する法令では、製造者登録を怠った者に対する罰則が規定されている。

b. RoHS 罰則規定

RoHS国内法に違反した場合には、化学物質法（2003年11月12日施行）により2,000～8万3,000ユーロの罰金が科される。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

a. 登録先

登録の対象となるのはスロベニアに拠点をもち製造者で、それ以外の外国企業は登録できない。登録先機関はスロベニア環境・国土計画省環境局 (<http://www.sigov.si/mop/en/>) である。

b. 登録方法

登録は二段階のプロセスに分かれている。第一段階では、まず製造者の名前、2005年6月30日以前に市場された製品の категория と量を申請する。そして第二段階で、製造者はそれぞれ WEEE の管理に関する計画を提出しなければならない（期限は2005年12月31日）。また同時に環境局に「WEEE の回収・管理に関する許可」を申請、同局の許可を得て登録が完了する。

登録の管理は調整機関にあたるスロバキア税関当局が行っており、製造者は登録に伴う諸手続きの手数料を環境税の形で支払っている。

② 回収の仕組み**a. 回収所設置**

WEEE の回収所には、自治体の回収所、製造者が設置した回収所（廃棄物処理会社に運営を委託）、販売・小売業者の回収所の三種類がある。

b. 回収

製造者は市場シェアに応じて WEEE の引き取りについて責任を負うほか、自治体に回収所を設置して回収コストを負担し、大手小売業者に対して回収ボックスを提供する義務を負う。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

バーゼル条約の範囲内で危険廃棄物の輸出入が認められている。いずれも環境保護省の認可を必要とする。

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

スロベニアには ZEOS、Slopak、Interseroh という三つの民間コンソーシアムがあり、いずれも全カテゴリーの WEEE を回収している。このほか、電灯のみの回収を行う Ekolamp がある。

i. ZEOS

ZEOS は2005年7月20日にスロベニアの大手電気・電子機器製造者と小売業者によって設立された。スロバニア市場の65%を占める合計9社が出資している。スロベニア政府

の認可を受けたのは 2006 年 4 月で、翌年 4 月 19 日に環境省から WEEE 処理計画の認証を受けた。それ以降、ZEOS に参加する企業はすべて当局の登録簿に登録され、環境認可を受けていることになる。

ZEOS の引き取りシステムおよび回収システムは 2007 年 3 月にスタートした。すべての電気・電子機器カテゴリーを対象に回収しており、2008 年 2 月の段階で参加企業は 160 社であった（スロベニア電気・電子機器市場の 75% のシェアに相当）。

連絡先

- ZEOS, ravnanje z elektri-を対象に回収しており、なる。ア市場の要とする。て, d.o.o
BrnERLINK "http://www.zeos.si
Tel: +386 (0) 1 366 85 41
Fax: +386 (0) 1 366 85 82
email: info@zeos.si
URL: http://www.zeos.si
回収カテゴリー：全カテゴリー

ii. Slovak

Slovak は包装廃棄物回収システムとして設立された NPO だが、同分野でのノウハウを生かし、WEEE の回収も始めている。全カテゴリーの製品の回収にあたる。

連絡先

- Slovak (all cat.)
Vodovodna Cesta 100, Ljubljana
Tel: +386 (0) 1 5600 250
URL: http://www.slovak.si

iii. Interseroh (all cat)

Interseroh d.o.o. は主に東欧を中心とする EU 新規加盟国で活動を展開させるドイツの廃棄物回収・リサイクル企業 Interseroh のグループ企業である。

連絡先

- ・ INTERSEROH d.o.o.
BrnERSEROH d.o.o.の
Slo-1231 Ljubljana - 回収・リサイ
Tel: +386 (0) 1 560 91 50
Fax: +386 (0) 1 560 91 61
email: office@interseroh-slovenija.si
URL: <http://cms.interseroh-gruppe.de> (ドイツ語・スロベニア語)

⑤ WEEE 回収率

2007年にZEOSが回収・リサイクルしたWEEEの量は約3,000トンに達した。これは国民一人当たり2kgに相当する。ZEOSは回収システムにおいて75%のシェアを占め、2008年の回収量は6,000トンにおよぶと見込んでいる。

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点**① 国内法対応の相談窓口情報**

- ・ 環境・国土計画省
Ministry of the Environment and Spatial Planning
Dunajska c. 48
SI-1001 Ljubljana
Tel: +386 (0) 1 478 7400
email: gp.mop(at)gov.si

21. ラトビア

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

WEEE 国内法の要求と拘束力は EU 指令(WEEE の年間一人当たり最低回収量、4kg)と等しいものである。ラトビアの WEEE 関連法は以下の通りである。

- ・ 廃棄物管理法(the Waste Management Law) 2000 年 12 月 14 日制定、最終改正 2009 年 10 月 20 日)
- ・ 電気・電子製品廃棄物管理規則(Regulations Regarding the Management of Electrical and Electronic Equipment Waste)法律番号 923(2004 年 9 月 9 日公布、最終改正 2009 年 8 月 12 日)
- ・ 電気・電子製品カテゴリーについての規則(Regulations Regarding the Categories of Electrical and Electronic Equipment)法律番号 624、2004 年 7 月 27 日公布。最終改正 2004 年 8 月 1 日)
- ・ 電気・電子製品ラベル表示および情報規定についての規則 ((Requirements Regarding the Labelling of Electrical and Electronic Equipment and Information Provision 法律番号 736、2004 年 8 月 24 日公布)
- ・ 登録手続および電気・電子機器の外国製造業者責務についての規則(Regulations Regarding the Procedure of Registration and Duties OF Foreign Manufacturers of Electrical and Electronic Equipment) 法律番号 156、2009 年 2 月 17 日公布)

RoHS に関する国内法は、電気・電子機器に使用されている化学物質使用制限についての規則 ((Regulations regarding Restrictions of the Use of Chemicals in Electric and Electronic Equipment)法律番号 723、2004 年 8 月 17 日公布。最終改正 2008 年 9 月 10 日) で、内容は EU 指令と等しい。

WEEE および RoHS 規則違反に対する罰則規定は、行政違反法((Latvian Administrative Violations Code) 、2000 年 12 月 14 日施行、最終改正 2009 年 10 月 7 日改訂)に併合されている。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

電気・電子機器の廃棄物は他の廃棄物とは別に収集されねばならないという特別表示がなければならないが、それを怠った場合、あるいは製造業者が登録するのを怠った場合、もしくは電気・電子機器およびその廃棄物管理を明記した報告書を監督官庁へ提出するのを怠った場合は、行政違反法 (Latvian Administrative Violations Code) により最低 250 ラツツ (355 ユーロ)、最高 1,000 ラツツ (1,423 ユーロ) までの罰金が科せられる。

違反に際し、使用された車または設備の没収および最低 200 ラツツ (285 ユーロ)、最高 1,000 ラツツ (1,423 ユーロ) までの罰金が科せられる。

廃棄物回収管理に関しての規定に違反した場合、あるいは廃棄物の越境運送の場合には、車または設備は没収されないが最低 200 ラツツ (285 ユーロ)、最高 1000 ラツツ (1,423 ユーロ) までの罰金が科せられる。

廃棄物を生産した者および所有者が、地方自治体が組織する廃棄物回収に参加しなかった場合は、最低 300 ラツツ (427 ユーロ)、最高 1,000 ラツツ (1,423 ユーロ) までの罰金が科せられる。

ほかの危険で有害な物質や材料や廃棄物やちらかったゴミやその他の害を与えるようなものも含めたスラッジ (汚泥) や化学物質が、大気、土壌、森林および内水 (表流水または地下水) 汚染の原因になった場合には、違反した原因になった車の没収と共に最低 250 ラツツ (355 ユーロ) から最高 2,000 ラツツ (2846 ユーロ) の罰金が科せられる。車の没収はなく罰金だけのこともある。

b. RoHS 罰則規定

監督官庁へ基本的な必要条件を満たした技術パラメーターを明記した書類の提出を怠った製品を販売・サービスを提供を行った場合、行政違反法 (Latvian Administrative Violations Code) によって製品を没収すると同時に最低 500 ラツツ (712 ユーロ)、最高 5,000 ラツツ (7,115 ユーロ) までの罰金が科せられる。製品を没収せずペナリティ (罰金) だけのこともある。(第 166 条第 9 項)

製造業者が化学物質やエレメント (element) および監督官庁が明記している放射線のレベルが基準より超過している製品を販売・提供をおこなった場合、それらの製品は没収さ

れると同時に最低 100 ラツツ（143 ユーロ）最高 1,000（1,423 ユーロ）の罰金が科せられる。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

a. 必要書類

通常、原産地証明書および税関申告書、ラトビアの公認専門機関が準備した RoHS およびその他の EU 指令の条件合致確認状を添えて通関手続を行う。

b. 税関での検査、確認方法

税関での電気・電子製品検査は行わない。ラトビアの公認研究所で RoHS およびそのほかの EU 指令に従っている製品であることを専門家が証明した書類を輸入業者は提出せねばならない。公認の研究所についてはラトビア認可局のホームページを参照。

<http://www.latak.lv/ENG/institutions/lindex.htm>

ラトビアの認可機関については下記のホームページを参照。

<http://ec.europa.eu/enterprise/newapproach/nando/index.cfm?fuseaction=country.nottifiedbody&countryid=428>

c. 検査にかかる期間、コスト

RoHS およびそのほかの EU 指令の条件合致確認状を受領する期間は最長 1 ヶ月であるが、通常 2 週間で済む。

d. RoHS 対応違反時の対応

通常通関手続中は、EU 指令との条件合致確認を待たないでの製品販売は禁止されている。それゆえ輸入業者は製品輸送前に条件合致確認状などを準備して書類手続がスムーズに進むようにしておく。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

a. 登録先

電気・電子機器回収管理に必要な情報の伝達が確実にできるようラトビア電気・電子機

器製造者登録情報システムが設置された。

製造者は、提出するすべての情報が、信頼性があり、なおかつ事実の情報を記述して送る責務がある。

法律により登録はラトビア電気工学・エレクトロニクス産業協会(LEtERA)で行われている。

電気・電子機器製造者登録フォームは、LEtERA 事務所（住所:93 Dzirnava Street,Riga,LV-1011,執務時間:火曜日午後2時～5時および木曜日午前10時～午後1時、電話: +371 67288392）から提供される。

電気・電子機器)製造者は、電気・電子機器製造者登録に登録せねばならない。

b. 登録方法

電気・電子機器製造者とは技術利用にも通信販売契約にも関係ない以下のものを意味する。

- ・ 電気・電子機器を自社ブランドで販売する者
- ・ ほかの供給者によって製造された機器を自社ブランドで再販売する者、前記規定に定められるように、製造者のブランドが機器に表示されている場合には再販売業者は「製造者」とはみなされない、または
- ・ 電気・電子機器を職業的に輸入または輸出する者

電気・電子機器製造者または WEEE 管理者は、（製造者が WEEE 管理者と WEEE 管理の契約を締結したならば）年 4 回、4 月 20 日、7 月 20 日、10 月 20 日、1 月 20 日までに前三ヶ月間をまとめた報告書を登録先機関に提出せねばならない。

報告書には下記のことが記述されていなければならない。

- ・ ラトビア市場に上市する電気・電子機器の量（数量または重量）の報告、電気・電子機器の回収量、回収後国内で処理されるか輸出されるか、その量の報告
- ・ 再使用、リサイクル、修復した電気・電子機器の量（数量または重量）の報告
- ・ EU 域内市場に販売した電気・電子機器の量の報告

② 回収の仕組み

法を順守し WEEE 管理を下記の 3 方法で行う。

- ・ 製造者が天然資源税を支払う。
- ・ 製造者が電気・電子機器廃棄物を管理する。
- ・ 製造者が WEEE 回収管理システムと契約締結する。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

WEEE 輸送費用（天然資源税または WEEE 管理費）は、通常その国の第一輸入販売者が支払う。国際企業の場合域内で企業独自の輸送システムを利用できる。

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

電気・電子機器廃棄物管理業者は、下記の企業である。

- ・ EKOGAISMA、
- ・ LATVIJAS ELEKTROTEHNIKAS APSAIMNIKOSSANA、
- ・ LATVIJAS ZALAIŠ ELEKTRONS、
- ・ LATVIJAS ZALAIŠ PUNKTS、
- ・ ZALA JOSTA、
- ・ ZALAS CENTRS

環境省から認可されると企業独自の WEEE 管理システムを開発することができる。

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

新しい電気・電子機器コストに含まれている。負担額として示されないのは WEEE 管理費（天然資源税が kg 当り 1.66 ユーロであり WEEE 管理費が kg 当り 0.36 ユーロ）である。WEEE 回収コストは無料。

⑥ WEEE 回収率

ラトビアでの WEEE 回収量は 2008 年人口 1 人当たり 3kg と非常に低い。

⑦ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

WEEE 管理業者 LATVIJAS ZALAIŠ PUNKTS によると WEEE 回収にかかるメーカー

平均負担額はトン当たり 355 ユーロであるという。

22. リトアニア

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

リトアニアでは、廃電気・電子機器(WEEE)指令は、2006年に導入・施行された。リトアニアの国内法には、EU指令より厳しい条項はない。リトアニアにおいても、電気・電子機器製品の生産業者や輸入業者（以下、生産者）は、製造業者リストに登録、年間レポートの提出、WEEE 処理財源の確保、消費者への情報提供、製品に電気・電子機器マーク表示を行うことが義務付けられている。

電気・電子機器カテゴリーの数について、リトアニアでは、1, 3, 4, 5カテゴリーのうち特定の製品にサブカテゴリーが設けられているため、14のカテゴリーとなっている。サブカテゴリーは、該当物質がより有害であるために、WEEE 処理の際に費用がより高額になるため、設けられたもの。

図表 34 電気・電子機器のサブカテゴリー

1 冷却装置を含まない大型家電
1a. 冷却装置を含む大型家電
3 モニターを除く、ITおよび電気通信機器
3a. モニター
4 テレビセットを除く耐久消費財
4a. テレビセット
5 放電ランプを除く照明機器
5a. 放電ランプ

(注) その他のものは、EU指令に基づく。

出所：各種資料を基にジェトロ作成

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

罰則規定は、2006年6月15日施行の「行政法抵触に関して」の Article 51(18) (http://www3.lrs.lt/pls/inter3/dokpaieska.showdoc_l?p_id=350266)に定められている。概略を以下に示す。

- i. 電気・電子機器の危険物質に関する情報が欠如している場合、環境や人間の健康に害を与える危険性のある情報が欠如している場合、電気・電子機器消費者や WEEE 処理業者への WEEE 管理・回収情報が欠如している場合、1,000～2,000 リタスの罰金。
- ii. 未登録の生産業者や輸入業者が電気・電子機器の流通を行った場合、1,000～2,000 リタスの罰金。
- iii. 電気・電子製品にマーク表示がされていない製品の流通を行った場合、1,000～2,000 リタスの罰金。
- iv. 電気・電子機器販売量や WEEE 処理量の記載漏れの場合、400～800 リタスの罰金。
- v. 電気・電子機器販売や WEEE 処理のデータの虚偽記載を行った場合、1,500～3,000 リタスの罰金。
- vi. 類似製品を購入する顧客に対して WEEE 引取りを無料で行うことを拒否した場合、1,500～3,000 リタスの罰金。
- vii. 未登録で電気・電子機器製品の生産や輸入を行った場合、2,500～5,000 リタスの罰金。
- viii. 電気・電子機器マーク表示をせずに、製品を販売した場合、2,000～4,000 リタスの罰金。
- ix. WEEE 管理に関する保証金を示した文書無く、製品を販売した場合、2,500～5,000 リタスの罰金。
- x. 上記 i～ix に抵触し罰則を受けた者が、再度同様の違反を犯した場合、2,000～1 万リタスの罰金。
- xi. WEEE 管理義務、および WEEE 管理システムの参加義務を満たさない場合、2 万 5,000～5 万リタスの罰金。

b. RoHS 罰則規定

罰則規定は、2006年6月15日施行の「行政法抵触に関して」の Article 84(1)および 84(2); (http://www3.lrs.lt/pls/inter3/dokpaieska.showdoc_l?p_id=350266) に定められている。概略を以下に示す。

- i. 指定のプロセスによる認可を受けずに有害物質を販売した、または製品に使用した場合、5,000～1 万 5,000 リタスの罰金。
- ii. 有害物質の販売または製品への使用に関する規則に違反した場合、4,000～1 万リタスの罰金。
- iii. 有害物質を製品へ使用する際の禁止条項に違反した場合、1,000～8,000 リタスの罰金。

c. WEEE 国内法違反の事例

WEEE の回収や処理などの義務を履行していないために罰金の支払いを課せられた企業は、2006 年は 80 社以上、2007 年は 14 社、2008 年は 3 社となっている。

d. RoHS 国内法違反の事例

違反事例は報告されていない。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況**① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関****a. 登録先**

製造者登録の提出先は、リトアニアに事務所がある場合は、地域環境保護局(Regional Environmental Protection Department)に、無い場合は環境保護庁(Environmental Protection Agency)となる。参照: <http://www.am.lt/VI/en/VI/index.php#r/12>

b. 登録方法

生産者（生産業者・輸入業者）は、EEE 製品がリトアニア市場に流通される前に、製造業者リストに登録しなくてはならない。登録は、無料、一回のみ。登録には所定の書類を提出する。その際、生産者は、14 カテゴリーに基づいた電気・電子機器販売見込み量とともに、WEEE 処理の財源確保を保証する以下の書類を提出しなくてはならない。

- ・ 共同スキームの会員である場合、共同スキームとの契約書のコピーなどの書類。
- ・ 共同スキームの会員でない場合、銀行の保証書、保険会社の保険証又は WEEE 処理企業の保証書。
- ・ 生産者がリトアニアに事務所がない場合、税務会計書も同時に提出する。

登録は、インターネットを通して手続きを行なうことも可能である。その場合は、まずは、ユーザーネーム(ログインネーム)とパスワードを紙媒体で申請し登録することになる。(なお、オンラインでの登録手続きは 2010 年 1 月 1 日から実施される予定。)

各生産者は、市場に流通される製品の WEEE 処理の財源が保証されていること（凍結口座、保険など）を示す必要がある。電気・電子機器生産者の必要とされる保証金は、生産者がリトアニア市場に流通を予定している製品の 카테고리と量による。

生産者は、毎年2月1日までに前年度の年間報告書を提出する義務がある。生産者は、電気・電子機器販売量を報告し、WEEE処理に関するWEEE処理業者からの書類を提出しなくてはならない。更に、生産者は、同年の販売見込み量と、財源保証も同時に報告しなくてはならない。

図表 35 カテゴリー別の保証金額

カテゴリー	電気・電子機器	保証金*,リタス/ト
1.	大型家電製品	
	冷却装置を含まない大型家電製品	1,300
	冷却装置を含む大型家電製品	1,900
2.	小型家電製品	1,940
3.	IT及び通信機器	
	モニターを除く、IT及び電気通信装置	1,500
	モニター	1,900
4.	耐久消費財	
	テレビセットを除く消費財	1,500
	テレビセット	1,950
5.	照明機器	
	放電ランプを除く照明機器	1,700
	放電ランプ	8,500
6.	電気・電子工具(大型固定産業機器を除く)	1,700
7.	玩具、レジャーならびにスポーツ用機器	1,900
8.	医療用機器(埋め込み式、汚染機器を除く)	1,900
9.	監視制御装置	1,900
10.	自動販売機	1,700

*保証金は、政府が規定。実際のWEEE処理価格よりも高額になっている。

出所：各種資料に基づきジェトロ作成

なお、一般家庭以外を対象にした電気・電子機器の保証金は、生産者が販売を予定している製品の量と WEEE 処理価格による。

保証金は、政府へ支払うものではなく、WEEE 処理に要する費用を生産者が支払えない場合に備えて銀行の凍結口座や保険などで予めカバーしておくものである。WEEE 共同スキームの会員であれば、凍結口座や保険を行う必要は無い。生産者が WEEE 処理費用を無事に支払えば、凍結口座は引き出し可能になる。一方で、WEEE 処理の支払いが適切に行なわれなかった場合は、凍結口座や保険から必要な金額が引き出され、環境省に支払われる。支払われた資金は WEEE 処理などに利用される。

② 回収の仕組み

WEEE は、通常地方自治体によって指定された回収場や、WEEE 処理会社が管理する回収システムを通して回収される。地方自治体によっては回収場の設置を行っていないところもあり、そのような場合、WEEE 処理会社による回収が行われる。更に、大型スーパーマーケット近辺のコンテナなど、消費者が費用をかけずに WEEE を持ち込むことのできる場所や、WEEE 処理業者が無料で各家庭に回収にまわる場合がある。

販売業者は、同等の製品を購入する消費者に対しては、WEEE を無料で引き取る義務がある。

WEEE 処理業者は、WEEE の処理後、生産者の WEEE 処理の費用負担を示す書類を作成し、生産者に渡すこととされている。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

リトアニアで回収された WEEE の処理は、EU 圏であるかどうかを問わず、他国で行うことが可能である。リトアニアからの WEEE の輸送条件は、その他の廃棄物輸送と同様に扱われる。必要書類は、廃棄物が適切に扱われたことを証明する書類の提出が求められる。

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

リトアニアでは、現在以下の 2 つの民間コンソーシアムがある。

- ・ EEPA 協会(Association EEPA, <http://www.epa.lt>)
 - ・ 生産業者・輸入業者協会(Association of producers and importers, <http://www.gia.lt>)
- 生産者が上記団体に参加希望する際には、団体と契約を結び、会費の支払いと自社製品

の該当する EEE のカテゴリーに基づいた費用を負担する。

以下の表は、EEPA 協会 (<http://www.epa.lt>) による会費の例である。

図表 36 EEPA 協会の年会費

市場に投入する EEE 量, t	2009 の年会費 (LT/年)
25 未満	1,000
25 以上 50 未満	1,500
50 以上 100 未満	2,000
100 以上 200 未満	2,500
200 以上 1,000 未満	3,000
1,000 以上	4,000

出所:EEPA 公表資料を基にジェトロ作成

民間コンソーシアムの役割は次のように定められている。

- ・ WEEE 処理を実施すること。適切な方法で WEEE 回収、処置を行い、WEEE 処置のための財源を確保すること。
- ・ WEEE 分類回収の必要について、社会での普及を図ること。
- ・ 生産者の負うべき義務について、生産者の相談を受けること。

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

生産者は、新製品の販売時に、WEEE の回収や処理に要するコストを、購入者に示すことが許されているが、通常は、この方法は利用されていない。WEEE の処理に要するコストは、EEE 製品価格に含まれている。

⑥ WEEE 回収率

リトアニアの WEEE 回収率は 2008 年で 25.3%となっている。また、2006 年の再生率と再使用率・リサイクル率は次のとおりとなっている。

図表 37 製品カテゴリーごとの再生率、リサイクル率

2006年	再生率(%)	リサイクル率(%)
1.大型家庭製品	77.6	71.3
2.小型家庭製品	71.2	51.0
3.IT及び通信機器	75.7	71.8
4.耐久消費財	56.4	54.0
5a.照明器具(付属品)	63.4	29.1
5b.照明器具(光源)	n/a	0.0
6.電気・電子工具	75.1	59.3
7.玩具、レジャーならびにスポーツ用機器	75.6	67.5
8.医療用機器	77	65
9.監視制御機器	36.2	20.4
10.自動販売機	75.5	62.2

出所:各種資料を基にジェトロ作成

⑦ WEEE回収にかかるメーカー負担の試算額

WEEE回収にかかるメーカー負担に関する試算は無い。

(3) WEEE、RoHS国内法対応状況とその問題点

① WEEE、RoHS国内法の問題点

現在の課題として、EEE製品のエンドユーザー（一般消費者）は回収に積極的ではなく、回収率が非常に低い(3kg強)ことが挙げられる。特に、WEEEの一部のカテゴリー製品(例えば、電気・電子工具や玩具、レジャー、スポーツ用機器など)に関しては回収が非常に困難である。

② 国内法対応の相談窓口情報

- ・ (WEEE) 環境保護庁環境評価局汚染地域・廃棄物課(Contaminated Areas and Waste Division, Environmental Quality Department, Environmental Protection Agency)
- ・ (RoHS) 環境保護庁産業・サービス・取引局産業政策課(Industry Policy Division, Industry, Service and Trade Department, Environmental Protection Agency)
- ・ EEPA 協会(Association EEPA,www.epa.lt)

- ・ 生産業者・輸入業者協会(Association of producers and importers,www.gia.lt)

23. エストニア

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

エストニア環境省によれば、同国国内法と EU 指令の間に大きな相違はない。例えば、WEEE の年間最低回収量は国民 1 人当たり 4kg と定められている。

エストニアの WEEE 規則は、次の法規に基づいている。

- ・ 廃棄物法（製造者および対象製品の定義、製造者の一般的義務）
- ・ 政府規則 No 154, 06.07.2006（制限される有害物質と適用免除）
- ・ 政府規則 No 65, 20.04.2009（製造者の定義、電気・電子機器のリスト、リサイクルおよび回収の目標、目標達成の期限、製造者への WEEE 返却に関する要求事項）（政府規則 No 376, 24.12.2004 を改正）
- ・ 環境大臣規則 No 9, 09.02.2005（WEEE の取扱いに関する要求事項）
- ・ 環境大臣規則 No 21, 27.04.2009（ラベリングに関する要求事項）
- ・ 政府規則 No 135, 23.07.2009（対象製品の登録および製造者の登録）（政府規則 No 28, 30.01.2006 を改正）

関連する法規の翻訳は、環境省ウェブサイト（<http://www.envir.ee/257237>）で入手できる。

廃棄物法により、製造者は、製造、再販売または輸入した対象製品（2005 年 8 月 12 日以降に発売されたもの）に由来する廃棄物の収集、リサイクル、回収または処分を義務付けられる。製造者は、これらの義務を履行するため、十分な保証手段を講じなければならない。保証手段としては、次の措置が考えられる。

- ・ 回収スキームへの参加
- ・ リサイクル保険、または銀行記名口座

製造者は、廃電気・電子製品の回収および処理にかかるすべての費用を負担しなければならない。製造者はさらに、2005 年 8 月 13 日以前に発売された電気・電子製品に由来するすべての廃電気・電子製品を回収し、処理する義務を負う。かかる廃棄物の処理にかかる費用は、現在市場で活動する製造者が、（カテゴリー別）市場占有率に応じて負担する。

市場占有率は、対象製品登録簿（Register of Product of Concern）に記載されている。

製造者は、市販を目的とする電気・電子機器に以下の情報を記載しなければならない。

- ・ 製造者を示すデータ
- ・ 規格 EVS-EN 50419:2006 に基づく回収マーク（2005年8月12日以降に発売された機器を対象）。上記の情報は、読みやすく、また改竄不能でなければならない。また、機器が廃棄物となるまで読める状態でなければならない。

製造者は、電気・電子機器のユーザーに以下の情報を提供しなければならない。

- ・ 返却先施設（該当情報が入手可能な場合は場所および電話番号）
- ・ 電気・電子機器に含まれる有害物質が環境および人体の健康に及ぼす恐れのある影響
- ・ 回収マークの意味

製造者は、新型電気・電子製品が発売されてから1年以内に、かかる新型電気・電子製品の再利用および処理に関するすべての情報を、廃電気・電子製品の処理に従事する施設に開示し、かかる機器の構成部品および材料を示すとともに、危険物質および危険な調査が含まれる場合はその場所を明示しなければならない。

家庭用電気・電子製品の製造者は、当該機器が供給した機器と同種であり、かつ同様の機能を有する限り、かかる廃棄物を1対1ベースで小売業者に無料で返却できるよう責任をもって取り扱わなければならない。半径10km以内に廃電気・電子製品の収集施設が存在しない場合、当該機器が供給した機器と同種であり、かつ同様の機能を有する限り、製造者は、かかる廃棄物を1:1ベース以上で小売業者に無料で返却できるよう責任をもって取り扱わなければならない。

出所：環境省（Ministry of Environment）

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

WEEEに関する罰則は、以下の法規に基づいている。

- ・ 廃棄物法第12章 賠償責任 2004年5月1日施行

翻訳は、次の環境省ウェブサイトで入手できる。

<http://www.envir.ee/orb.aw/class=file/action=preview/id=392343/Waste+Act+%28January+2008%29.pdf>

- ・ 環境監視法 (Environmental Supervision Act) 2001 年 7 月 7 日施行
<http://www.legaltext.ee/et/andmebaas/paraframe.asp?loc=text&lk=et&sk=en&dok=X50068K2.htm&query=keskkonnaj%E4relevalve&tyyp=X&ptyyp=RT&pg=1&fr=no>
- ・ 製品適合性認証法 (Product Conformity Attestation Act) 2001 年 1 月 1 日施行
<http://www.legaltext.ee/et/andmebaas/paraframe.asp?loc=text&lk=et&sk=en&dok=X50067K5.htm&query=toote%20n%F5uetele&tyyp=X&ptyyp=RT&pg=1&fr=no>
- ・ 刑法 2002 年 9 月 1 日施行
<http://www.legislationline.org/documents/section/criminal-codes/country/33>

b. RoHS 罰則規定

- ・ 廃棄物法第 12 章 賠償責任 2004 年 5 月 1 日施行
翻訳は、次の環境省ウェブサイトで入手できる。
<http://www.envir.ee/orb.aw/class=file/action=preview/id=392343/Waste+Act+%28January+2008%29.pdf>
- ・ 環境監視法 (Environmental Supervision Act) 2001 年 7 月 7 日施行
<http://www.legaltext.ee/et/andmebaas/paraframe.asp?loc=text&lk=et&sk=en&dok=X50068K2.htm&query=keskkonnaj%E4relevalve&tyyp=X&ptyyp=RT&pg=1&fr=no>
- ・ 製品適合性認証法 (Product Conformity Attestation Act) 2001 年 1 月 1 日施行
<http://www.legaltext.ee/et/andmebaas/paraframe.asp?loc=text&lk=et&sk=en&dok=X50067K5.htm&query=toote%20n%F5uetele&tyyp=X&ptyyp=RT&pg=1&fr=no>
- ・ 刑法 2002 年 9 月 1 日施行
<http://www.legislationline.org/documents/section/criminal-codes/country/33>
- ・ 廃棄物法第 12 章 賠償責任に基づく罰則
§ 120. 廃棄物生成の防止または廃棄物処理に関する要求事項に対する違反

処分：5万クローン以下の罰金。

§ 120. 無許可の廃棄物取扱い、または許可要件に対する違反には、5万クローン以下の罰金が科される。

§ 120. 取扱免許を持たずに有害廃棄物を取り扱った場合、または免許要件に違反した場合は、5万クローン以下の罰金が科される。

§ 120. 託送書類を付さずに有害廃棄物を輸送した場合、または託送書類に関する要件に違反した場合は、5万クローン以下の罰金を科される。

§ 120. 必要な許可を受けず、国際的に規制された廃棄物を国境を越えて輸送した場合、または許可に関する要件に違反した場合は、5万クローン以下の罰金を科される。

§ 120. 廃棄物報告書の提出を怠った場合、および廃棄物記録保存手続きに違反した場合は、3万クローン以下の罰金を科される。

§ 121. 廃棄物処理施設の建設、運営および閉鎖に関する手続きに違反した場合は、5万クローン以下の罰金を科される。

§ 122. 禁止された製品を製造、輸入、輸出または販売した場合は、5万クローン以下の罰金を科される。

§ 123. 必要な許可を受けず、国際的に規制された有害廃棄物またはその他の廃棄物を国境を越えて輸送した場合は、5万クローン以下の罰金を科される。

§ 124. 当該製品に由来する廃棄物を収集または回収する義務に違反した場合は5万クローン以下の罰金を科される。

§ 124. 当該製品の製造者登録義務に違反した場合は、5万クローン以下の罰金を科される。

§ 124. 当該製品の製造者登録に際し、不正確なデータを提出した場合は、5万クローン以下の罰金を科される。

§ 125. 廃棄物許可を有さない者に廃棄物を引き渡し、処理させた場合は、5万クローン以下の罰金を科される。

c. WEEE 国内法違反の事例

エストニアにおいて、国内 WEEE 法の違反事例は 35 件発生している。

適用された罰則は、1,000～5,000 クローンの罰金などである（5万クローン以下が科される）。

d. RoHS 国内法違反の事例

エストニアにおいて、国内 RoHS 法の違反事例は発生していない。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

現時点で税関によるチェックは行われていないが、いわゆる NLF 規則、すなわち、製品販売に関する認証および市場調査についての要求事項、ならびに規則（EEC）廃止を定めた 2008 年 7 月 9 日の欧州議会および欧州理事会の規則（EC）No 765/2008²⁵に従い、新通関ガイドラインが策定されている。

また、チェックは行われていないため、通関時に RoHS に関連する問題で費用や時間が必要とされることはない。

当該製品が RoHS 規則に適合しないとの疑いを税関職員が抱いた場合、製品は税関の研究所に送られる。その後、禁止物質を含む製品は送還または押収される。ただし、当該輸入製品が RoHS 規則の要求事項に適合しないと信ずる合理的理由がない限り、税関が RoHS 規則への適合を積極的にチェックすることはない。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

a. 登録先

製造者は、対象製品登録簿、PROTO (<http://proto.keskkonnainfo.ee/>)への登録を行い、政府規則 No 135,23/07/2009 に従ってデータを提出することを義務付けられる。登録義務は、2006 年 2 月 13 日に発効した。電気・電子機器、自動車ならびに自動車の部品、タイヤ、バッテリーおよびアキュムレーターを製造、輸入または再販売する全製造者は、対象製品登録簿への登録を行わなければならない。

b. 登録方法

申請書の提出方法には、インターネットを通じて行う方法とデジタル署名を行った電子メールを使用する方法の 2 種類があり、登録およびデータ提出に手数料はかからない。

登録に際し、製造者は、どの種の商標を販売するかに関するデータを提出するとともに、(RoHS 指令に基づき) 制限される特定の有害物質が製品に含まれないことを保証し、(電

²⁵ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:218:0030:0047:EN:PDF>

気・電子製品ユーザーを対象とした) 一般情報キャンペーンおよび廃棄物管理計画 (WEEE の回収方法およびその後の廃棄物処理方法) について説明を行わなければならない。製造者はさらに、製造、輸入、輸出し、エストニア市場で販売する電気・電子製品の数量に関するデータを提出しなければならない。データは、四半期に一度提出しなければならない (2007 年および 2008 年については年 1 回)。製造者は、毎年、廃棄物報告書を提出しなければならない (四半期に一度提出しなければならない)。フォームは登録簿 (Register) のウェブページで入手できる (エストニア国内のみ)。

製造者は一般に、欧州域内において製品を初めて販売する者だが、登録簿 (Register) に登録できるのは、エストニア中央商業登記局 (Estonian Central Commercial Register) に登録した製造者のみである。製造者の事業所が永久的にエストニア国外にある場合、かかる事業者は登録簿 (Register) に直接登録することができない。海外の製造者には次の 2 つの選択肢がある。

- ・ エストニア国内に支社または子会社を設ける。
- ・ 適切な回収スキームのメンバーになる。

上記の解決方法によって問題は解消され、海外の製造者に対して登録の可能性が保証されると同時に、違反が生じた場合に、製造者の所在国の裁判所において訴訟を提起する必要がなくなる。エストニア国外の製造者が義務の履行を怠った場合、権利を有するエストニアの製造者が、エストニアにおいて訴訟を提起することができる。

登録簿 (Register) のデータはすべて、情報公開法 (Public Information Act) に従って公開される。すなわち、制限はあるものの、誰でも情報請求の形でデータを入手できるということである。しかし、市場占有率や保証に関する情報、商業上の秘密を含む情報を入手することはできない。公開されるのは、市販される数量や廃棄物の処理 (全データのサマリー)、情報キャンペーンおよび廃棄物管理計画の説明に関する一般データである。エストニアには、情報センター・システムは存在しない。製造者は、製造者間でコストを分配し、互いに連絡を取り合わなければならない。例えば、いずれかの業者が市販した量以上の廃電気・電子製品を回収した場合は、別の業者が市販した量以下しか回収していないことになる。そこで、多く回収した製造者は、回収量が少ない製造者に支払いを求める。両者間で合意が成立しない場合は、裁判所がこの問題を解決する。

② 回収の仕組み

企業が WEEE 規則の定める義務を履行する一番簡単で一般的な方法は、いわゆる製造者責任団体（Producer Responsibility Organization）または回収スキームに加盟することである。かかる団体またはスキームは、加盟企業に代わって、回収ポイント、輸送、リサイクル、報告、廃棄物管理サービスを編成し、これらに関する契約を地方自治体や当該業界の事業者との間に締結する。エストニアには、現在、いわゆる回収スキームが 3 種ある。企業は、自社に適した製造者団体への加盟を申請する必要がある。一般に、申請用紙を使用し、WEEE 責任委譲に関する契約を締結する。申請書は、製造者責任団体に直接請求しなければならない。これらの団体は、地方公共団体および民間廃棄物処理会社と協力し、エストニア国内の WEEE 回収／収集にあたっている。MTÜ EES-Ringluss 回収プロセスは、ウェブサイト <http://www.eesringlus.ee/3185> で見ることができる。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

国境を越える廃棄物の輸送は、欧州議会および理事会の規則（EC）No 1013/2006（廃棄物輸送規則）に従って規制されている。国境を越える廃棄物の輸送に関する文書（通知書、輸送文書、グリーンリスト廃棄物文書）を環境委員会（Estonian Environmental Board）に送付する必要がある。

エストニアで、国境を越える廃棄物輸送と許可発行を担当する監督機関は次の通り。
エストニア環境委員会（Estonian Environmental Board）

Katrin Kaare, Chief Specialist of Waste

Narva mnt 7a, 15172 Tallinn, Estonia

電話： +372 6272 193, Fax： +372 6272 182

info@keskkonnaamet.ee

<http://www.keskkonnaamet.ee/>

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

エストニアには、回収スキームが 3 種ある。企業は、自社に適した製造者団体への加盟を申請する必要がある。一般に、申請用紙を使用し、WEEE 責任委譲に関する契約（agreement about WEEE responsibility transfer）を締結する。申請書は、自社に適した製造者団体から直接入手しなければならない。

製造者責任団体／回収スキーム：

- ・ MTÜ EES-Ringlus (WEEE 廃棄物)
Endla 3, 10122 Tallinn, Estonia
電話： +372 6 484 335, Fax： +372 6 307 300
info@eesringlus.ee
URL: <http://www.eesringlus.ee/>

- ・ MTÜ Eesti Elektroonikaromu
Vana-Narva mnt 26, Maardu 74114, Estonia
電話： +372 50 79 315
info@elektroonikaromu.ee
URL: <http://www.elektroonikaromu.ee/web/>

- ・ Ekogaisma SIA Eesti filial (ランプ)
Narva mnt 7, 10117 Tallinn, Estonia
電話： +372 66 26 844, Fax： +372 66 26 814
info@ekogaisma.ee
URL: <http://www.ekogaisma.ee/>

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

廃電気・電子製品規格対応のための費用は小売価格に自動的に転嫁される。電気・電子製品購入または廃電気・電子製品回収に際し、別途に料金を徴収することは認められていない。製造者は、WEEE 再生／回収にかかるすべての費用を負担する。

⑥ WEEE 回収率

製品によって異なる。例えば、電気機器は 72%、通信機器は 88%となっている。

http://proto.keskkonnainfo.ee/?page=get_file&proto_statistika_rows_id=5989199

⑦ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

費用は、製品、販売数、重量、製造者責任団体 (Producer Responsibility Organization) の WEEE 料金設定 (WEEE pricing) によって異なる。

- ・ 団体名：MTÜ EES-Ringlus (WEEE 廃棄物)、Ekogaisma (ランプ)

加盟企業：例：マキタ、ユニカミノルタ、ニコン

会費：月間 1,000 クロウン

WEEE 規則対応費用：WEEE 規則対応費用は、例えば、製品、エストニア市場で販売した製品数（市場占有率）によって異なる。EES Ringlus の WEEE 規則対応費用は平均 6.5 クロウン/kg となっている。ランプの WEEE 規則対応費用は、ランプ 1 個につき 0.25 ユーロである。

ウェブサイト： URL:<http://www.eesringlus.ee/>

URL: <http://www.ekogaisma.ee/about/>

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① 個別企業の WEEE 対応事例

a. Rautakesko AS の事例

Rautakesko AS は、エストニア最大の電気・電子機器製品卸売・小売・輸入業者のひとつである。同社によれば、エストニアでは、全主要企業が WEEE 指令準拠に向けて、いち早く対応を実施した。WEEE 規則を遵守するためには、製造者責任団体（producer responsibility organization）への加盟が必要。例えば、Rautakesko は MTÜ EES-Ringlus に加盟しており、エストニアでは、MTÜ EES-Ringlus が Rautakesko に代わって、登録、回収その他、WEEE 規則の遵守に関わる問題を処理している。Rautakesko は、エストニア市場で入手可能な主要エレクトロニクス製品を販売している。Rautakesko が販売する製品を自社が輸入していない場合、同社は、輸入業者／メーカーがエストニアの WEEE 規則に適合するか否か（製造者団体のメンバーか否か）を必ずチェックしている。

同社によれば、指令の企業への影響は軽微である。他の輸入業者と小売業者もすべて WEEE 規則を遵守しなければならないため、経済的負担はない。全社に対して公正な取扱いがなされている。また、WEEE 規則実施後、同規則への対応費用は売上に影響を及ぼしていない。

② WEEE、RoHS 国内法の問題点

環境省によれば、RoHS および WEEE 国内規則に関する問題は特に存在しない。

③ 国内法対応の相談窓口情報

国内の WEEE 規則および RoHS 規則に準拠するための手続きや書類作成に関する問合せを取り扱うコンサルタント会社および法律事務所に関する情報。

エストニア国内の WEEE/RoHS 問合せ窓口：

- ・ 環境省 (Ministry of the Environment) (WEEE/RoHS)
廃棄物局 (Waste Department)
電話： +372 6262 802; Fax： +372 6262 801
URL: <http://www.envir.ee/>

- ・ MTÜ EES-Ringlus (WEEE)
Endla 3, 10122 Tallinn, Estonia
電話： +372 6 484 335, Fax： +372 6 307 300
info@eesringlus.ee
URL: <http://www.eesringlus.ee/>

- ・ MTÜ Eesti Elektroonikaromu (WEEE)
Vana-Narva mnt 26, Maardu 74114, Estonia
電話： +372 50 79 315
info@elektroonikaromu.ee
URL: <http://www.elektroonikaromu.ee/web/>

- ・ Ekogaisma SIA Eesti filial (WEEE)
Narva mnt 7, 10117 Tallinn, Estonia
電話： +372 66 26 844, Fax： +372 66 26 814
info@ekogaisma.ee
URL: <http://www.ekogaisma.ee/>

- ・ SGS ESTONIA LTD (RoHS testing)
Vana-Narva mnt. 27A, 74114 Tallinn, Estonia
電話： +372 634 8300, Fax： +372 637 9266

URL: http://www.sgs.com/contact_us.htm?clickedcountry=42

24. ルーマニア

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

国内において WEEE および RoHS への対策は未だ本格的に施行されていない。税関、環境省など関連機関からの情報照会を試みたが十分な回答を得ることができず、当局担当者が現状を必ずしも完全に把握していない状況がある。

② 罰則規定および違反事例

a. WEEE 罰則規定

制定 2005 年 488 号第 13 条では WEEE に対する罰則が記載されている。分別されていない廃棄物(以降 WEEE)を削減するため、WEEE 所有者は地方自治体または製造業者が設置した回収施設でのみ放棄が可能。不法放棄した場合、個人 500～1,000 レイ、法人 2,500～5,000 レイの罰金が課せられる。

また、電気・電子機器や家電製品の製造業者は製造者登録、最終所有者への無料回収システムに関する情報案内、製品情報（カテゴリおよび量）の報告が義務付けられており、違反した場合 1 万～2 万レイの罰金が課され、規則順守が確認されるまで営業停止処分を受ける。以下参照。

WEEE 法（政府決定 2005 年 5 月 19 日 448 号）

- ・ 電気製品の未回収
罰金：個人 500～1,000 レイ、法人 2,500～5,000 レイ
- ・ 市場投入から 1 年以内に商品の再利用および処理に関する情報を未公開
罰金：2,500～5,000 レイ
- ・ WEEE 回収の記録洩れ、グリーンシンボルが貼付されていない商品、取扱説明書や回収・処理施設の案内が無い商品の市場投入
罰金：5,000～7,500 レイ
- ・ 製造者不登録、販売商品の量およびカテゴリーなど情報公開未履行
罰金：1 万～2 万レイまたは営業停止

b. RoHS 罰則規定

制定 2005 年 992 号

- ・ 禁止物質の使用：罰金 7,500～1 万レイ

c. WEEE 国内法違反の事例

2008～2009 年にかけて事例は無し。ただし、ルーマニアに対し欧州委員会から WEEE 施行遅延に関する警告が出された。

d. RoHS 国内法違反の事例

2008～2009 年にかけて事例は無し。ただし、ルーマニアに対し欧州委員会から RoHS 監視の不履行に関する警告が出された。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

a. 必要書類

電気製品を国内へ持ち込む際、税関当局は品質および原産地証明書の提出を義務付けている。しかし、有害物質と見なされる化学物質を持ち込む場合、ライセンスの取得は絶対条件とされている。ライセンス申請先は化学物質の種類によって異なるが、環境省、国防省、内務・行政省のいずれかとなる。申請書類に不正がなければ、商品確認も無く通関可能である。

b. RoHS 対応違反時の対応

現時点までに RoHS 違反が確認されたケースは無く、税関当局も検査に要する期間、コストなどは把握していない。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

政令 2005 年 1223 号に従って、電気・電子機器製造業者は製造者登録が義務付けられている。申請書類は登録機関である環境省傘下の環境保護庁で入手可能である。

登録を怠った場合、500 レイが罰金として徴収される。登録番号は申請手続の終了から、15 日後に発行される。2007 年時点の登録数は 821 社であった。

② 回収の仕組み

2007年のWEEE回収量は3,286.85トンでそのうち93%は回収施設から、残りは小売店から回収された。

WEEEの回収義務は地方自治体に課せられており、製造業者に回収義務はない。しかし、製造業者および小売店による回収施設の設置は可能である。地方自治体は人口2万人以上の都市へ最低1カ所の回収施設を設けている。民間企業との提携により、設置場所の確保や、小売業者によるバイバックシステムの導入、最終所有者からのWEEEを回収する1日行事などを実施している。

③ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

国内では6つの民間コンソーシアムが登録されている。民間コンソーシアムの事業内容は主にWEEEの回収、リサイクル、再利用などで小売店へ回収スペースの提供なども行っている。また、地方自治体が設置した回収施設からの回収も実施している。

④ WEEE回収にかかる消費者のコスト負担

運営費はグリーン・スタンプから賄われている。グリーン・スタンプ (Timbru Verde) とは、商品を購入した際に支払う手数料を指し、商品毎に料金が設定されている。料金設定は1~24レイの範囲。

⑤ WEEE回収率

WEEE輸出入に関する国内規制はないが、ルーマニアにおける2007年のWEEE回収率は8%程度。

⑥ WEEE回収にかかるメーカー負担の試算額

整備されたリサイクルシステムが設立されていないため、試算不可能。

(3) WEEE、RoHS国内法対応状況とその問題点

① WEEE、RoHS国内法の問題点

国内法は内容に理解しにくさがあり、順守している個人および法人は少ないと考えられる。EC指令2002年96号では国民1人当たり年間4kgの回収が義務付けられているが、ルーマニアの経済情勢、未熟な回収システム、環境に関する国民への教育、環境問題に対

する意識、責任レベルからみて目標達成は容易ではないといえる。

法律上、地方自治体が WEEE の回収義務を負っているが、事実上、回収義務を放棄した自治体が多く、国からの財政支援も無いまま民間企業や民間コンソーシアムが軸となって運用しているのが現状である。また、同システムに精通したルーマニア民間企業が少ないため、担当省庁は外資系企業との連携により回収システムの促進を図っている。

不透明な WEEE 処理基準、担当機関による実行力の欠如が発展の妨げとなっている。

② 国内法対応の相談窓口情報

WEEE および RoHS 相談窓口となる民間コンサルタント会社は無い。

25. ブルガリア

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

ブルガリアでは、WEEE 指令と RoHS 指令は「電気・電子機器の上市条件および廃電気・電子機器の処理と輸送に関する法令（官報第 36/2006 号）」（2006 年 9 月 1 日発効）によって国内法制化されている。また、「環境保護法（官報第 91/2002 号）」と「廃棄物管理法（官報第 86/2003 号）」にも関連の規定が盛り込まれている。担当省は環境・水資源管理省で、「EU 指令 2002/96/EC (WEEE) および EU 指令 2002/95/EC (RoHS) の運用計画」のもとに両指令の運用を推進している。

ブルガリアの WEEE 国内法の大きな特徴のひとつとして、マーキング義務が挙げられる。同国では、EU の WEEE 指令を満たす製品については、ラベルに登録番号を明記しなければならない。また、WEEE 指令とブルガリアの WEEE 国内法で定めるすべての製品について、2006 年 7 月 1 日以降に上市されたものには製造者、製造者の ID が明記されていなければならない。いずれも製品に表示する、あるいはラベル貼付もしくは使用説明書、包装、保証書に明記する必要がある。

EU が掲げる 2006 年 12 月 31 日までの回収目標を 4kg は、法的枠組みや技術の不足から達成できないため、以下の通り新たな回収目標が設定されている（年間一人当たり以下の重量）。

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ・ 2006 年 7 月 1 日～12 月 31 日 | 0.6kg |
| ・ 2007 年 1 月 1 日～12 月 31 日 | 2.5kg |
| ・ 2008 年 1 月 1 日～12 月 31 日とそれ以降 | 4kg |

② 罰則規定および違反事例

WEEE・RoHS 運用計画では、両規定の違反行為に関する罰則を具体的に規定する必要があるとしている。現在、廃電子・電気機器の取り扱いをめぐる違反行為については、以下のような廃棄物管理法の罰則が適用されている。

図表 38 WEEE、RoHS 違反に対する罰則規定

違反内容	罰金 (ブルガリア・レバ)
廃棄物管理計画の提出・情報更新を怠った場合	700～3,000BGN
製造者および輸入業者等が廃棄物の再利用・リサイクルに関する報告を怠った場合 (違反をくり返した場合)	1,500～5,000BGN (3,000～10 万 BGN)
プロダクトフィーの支払いを怠った場合 (違反をくり返した場合)	料金の二倍の額 (四倍の額)
廃棄物の輸出入および輸送に関する規定に違反した場合	3,000～10 万 BGN および再利用・廃棄処理費用を負担
マーク非表示または特定有害物質を含む製品を上市した場合 (違反をくり返した場合)	製品合計市場価格の 30% (60%)

出所：各種資料を基にジェトロ作成

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

ブルガリア税関当局に問い合わせたところ、「EU の諸規定に準じ、他の EU 加盟国と同様の手続きを取っている」との回答しか得られなかった。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

a. 登録先

登録は環境・水資源管理省の廃棄物管理部 (<http://www.moew.government.bg>) が管轄している。登録の義務を負うのは、ブルガリアの製造者と輸入業者で、登録期限は設けられていない。

② 回収の仕組み

アントニア・ディミトロヴァ氏がまとめたブルガリアにおける WEEE 管理に関する論文

26によると、ブルガリアでは一般家庭および同様の消費者が電気・電子機器を新しく買い替える場合、購入後も古い機器を持ち続け、別の場所で時々使用したり、スペースがあれば各自で保管したりするケースが多い。こうした消費者らが最終的に機器を廃棄する際には、自治体の廃棄処理システムを利用する。そのうちのほとんどが金属を大量に含む廃棄物として回収される。WEEE は鉄・非鉄金属取引業者によって（手作業で）解体され、精錬処理場に持ち込まれる。こうした WEEE は、主に春と夏に自治体が組織するキャンペーン活動の期間中に回収されている。

危険物質を含む WEEE の場合、認可を受けた業者がそれを回収するまで所有者が保管しなければならない。再利用可能な機器については、売却や寄付（直接または慈善団体を通じて）などの処置を取るとというのが現状となっている。

回収・処理義務を負う製造者と輸入業者は、それぞれの義務を遂行する際に以下の 3 つの方法の中からひとつを選択できる。

- ・ 環境・水資源管理省が認める回収スキームを個々に導入する
- ・ 環境・水資源管理省の認可を受けた回収組織に参加する
- ・ いわゆる「プロダクトフィー」を支払う

なお、個々に回収スキームを導入する場合には、廃棄計画の認可を受け、同計画の実施状況に関する年間報告をまとめなければならない。

回収された WEEE は、リサイクル目標を達成させるために再処理施設に持ち込まれる。国内に適切な処理場がない場合、回収された WEEE は輸出される。

③ 域内で国境を超える場合の扱い

WEEE およびその部品、材料、物質をリサイクル目的で EU 域内に輸出する場合、廃棄物管理法第 5 章 V と廃棄物の輸出入・トランジットに関する法令の規定を満たしていなければならない。WEEE のうち、冷蔵庫などの電気・電子機器の場合、鉄くずは国内で処理するために残され（最終的に Ecobultech が専門のリサイクル業者に搬入する）、危険物質（CFC など）はオーストリアやチェコなどに輸出されている。

④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

ブルガリアには「Ecobultech」という民間コンソーシアムが存在する。電気・電子機器

²⁶ Antoniya Dimitrova: “Final Reseach Project, Thesis: WEEE Management in Bulgaria” (16.6.2008) / The Hague School of European Studies

のプロダクトフィーを支払う方法を選択した製造者は、WEEEの管理に関して環境・水資源管理省の認可を受けた Ecobultech に書類を提出し、料金を支払う。プロダクトフィーを支払った時点で、将来 WEEE となる機器の回収・処理義務は Ecobultech に移譲される。

Ecobultech の WEEE 処理システムは、43 の自治体と 65 カ所の回収所をカバーする。回収所はいずれもブルガリアの主要都市に設置されている。WEEE のうち国内で処理されるものは少なく、ほとんどが外国に輸出されるため、回収所は WEEE の一時保管所といってもよい。ここでは一時保管のほか、リサイクルのための下処理や解体が行われている。冷蔵庫などの電気・電子機器の場合、鉄くずはブルガリア国内で処理するために残され（最終的に Ecobultech が専門のリサイクル業者に搬入する）、危険物質（CFC など）はオーストリアやチェコなどに輸出される。Ecobultech は WEEE の保管と処理を「Nadin Commerce」に委託している。

- ・ Ecobultech

30 Petar Deyan St.

Sofia

Tel: +359 2 846 76 00

Fax: +359 2 846 46 00

<http://ecobultex.com>

- ・ Nadin Commerce

Novi Iskar

35 Pobeda St.

Sofia

Tel: +359 2 936 1051

<http://www.nadin-bg.com>

⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

2005 年 8 月 31 日以降、WEEE の回収は無料となっている。ブルガリアでは WEEE の回収のみならず、古紙、プラスチック、ガラスの分別回収が国民の間であまり定着していないため、当局は分別回収を奨励している。

⑥ WEEE 回収率

アントニア・ディミトロヴァ氏はブルガリアにおける WEEE 管理に関する論文の中で、同国における WEEE 回収率についても触れている。それによると国連大学の調べでは 2006 年の WEEE 回収率は国民一人当たり 5.55kg となっているものの、ブルガリア環境庁 (EEA) は 0.41kg と発表しており、回収率は定かではない。一方、C&E Recycling Portal のニューズレターによると、2006 年の WEEE 回収率は国民一人当たり 0.4kg、2007 年は 0.86kg となっている²⁷。

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① WEEE、RoHS 国内法の問題点

現在、ブルガリアでは回収システムを運営するのは Ecobultech のみである。アントニア・ディミトロヴァ氏が指摘しているとおり、リサイクル処理分野で競争を活発化させることにより、最終的に消費者が負担することになる処理費用を低減する必要がある。ディミトロヴァ氏によると、Ecobultech は自社が運営するシステムに参加する電気・電子機器製造者および輸入業者は 400 社を超えると発表している。そしてそれらの企業は環境・水資源管理省が定める一定の金額を WEEE のプロダクトフィーとして Ecobultech に支払っている。ところが、実際には回収システムには参加せずに料金だけ支払っているのが現状である。

こうした中、欧州委員会、中でも環境総局は、ブルガリアにおける WEEE 指令の運用状況を疑問視し始めている。WEEE を扱う各種組織やシステム同士のリンケージがなく、最も必要とされる組織やシステムが全く構築されていないことが指摘されている。さらに問題なのは、大量の都市ごみの扱いである。一般家庭から出される都市ごみに多くの電気・電子機器が混じっており、使用済み冷蔵庫に含まれる危険物質の取り扱いが問題となっている。WEEE、RoHS 指令へのこうしたブルガリアの取り組みは、WEEE 関連業界の NGO や環境保護団体などからも批判されている。

② 国内法対応の相談窓口情報

- ・ 環境・水資源管理省 廃棄物管理部
Ministry of Environment and Water
22 Maria Louiza Blvd.

²⁷ データの出所はいずれもオーストリアのコンサルティング会社 KERP

Sofia 1000

email: contact@moew.government.bg

URL: <http://www.moew.government.bg>

26. スイス（非 EU 加盟国）

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① WEEE 国内法と EU 指令との比較

WEEE に関しては、EU とは根本的な考え方が違う個所がある。例えば、事業廃棄物と一般家庭からの廃棄物を分けて取り扱っているが、スイスでは同様に取り扱っている。EU が、システムの正確性、公平性を重視する一方、スイスは効率性を重視する傾向がある。スイス国民は WEEE への対応がスイス国内の環境改善につながるもののスイス製品の対 EU 輸出には直結せず、その一方で著しい行政コスト増につながることから消極的な姿勢をとっている。一方で、RoHS への対応を怠れば、EU 域内市場向け製品輸出の障壁となりうするため、EU と完全に互換性のある制度を速やかに導入している。

WEEE はスイスの 26 ある各州が責任を持つ。各州は単独または協力して対応することが可能。仮に税関などで問題のある事例があれば、税関はすぐに州政府に連絡・確認することになる。連邦政府レベルではその調整を行うのみとなっている。

② 罰則規定および違反事例

罰則については、政府は何も対応していないのが現状。

a. WEEE 罰則規定

違反などの問題事例が発生した場合は、州政府がそれぞれの州の裁判所に持ち込む司法処理を原則としている。

b. WEEE 国内法違反の事例

実際にどれくらい違反事例があったかは確認できないが、多くはない。

c. RoHS 国内法違反の事例

過去 3 年間で、5 件の輸入差し止め案件があったが、これはいずれも自己申告による。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

RoHS の規制においても基本は州政府が責任を持つ。税関でどのようにチェックをするかは他国の例を見て検討しているが、実現に至っていない。何らかのサンプリングにより、

例えば X 線などを使って実施することになる。今のところ、RoHS に関して、輸出入の際に書類提出が義務つけられているといったことはなく、サプライヤー（製造事業者、輸入事業者）がしっかりと制度を理解し実現しているとの前提で運用されている。

(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

① 民間コンソーシアムの有無と参加方法

a. SWICO

SWICO（本部チューリッヒ）は、スイスの ITC 産業が製造・輸入・販売される、スイス国内における電気・電子製品（携帯電話や PC 機器など）の回収・リサイクルを組織化して行い、材料別にリサイクルを行うために関係企業や業界の調整業務を主としておこなう非営利団体である。1994 年に設立され、2009 年で 15 年目になる。姉妹組織にあたる SENS（本部チューリッヒ）は、冷蔵庫や洗濯機、TV などの白物家電製品を扱う非営利団体である。電池関係の回収コンソーシアムは INOBAT が組織化されているが、SWICO のネットワークに入っており、また、電球や蛍光灯の回収・リサイクリングコンソーシアムは SLRS が組織されているが、SENS のネットワークで機能している。

98 年に制定、発効した OREA（電気・電子製品廃棄物回収リサイクル処理に関する連邦法）によって、製造・輸入・販売・消費者、すべてが回収し、リサイクルすることを義務付けられた。

92 年から大手 IT 製品輸入販売業者 6 社が、ワーキンググループを組織して、業界の廃棄物回収リサイクル問題に取り組んだ。Swico Recycling Guarantee である。94 年に IT セクター 30 企業・団体で ARF（Advanced Recycling Fee）という前払い制度を取り入れた。これは各業者・消費者が前払いで製品別に設定された ARF（製品取引の中にあらかじめ決められた料金）を組み込んで販売され、回収リサイクルの実績に応じて、支払いをする制度である。2008 年には SWICO に参加する企業団体は、630 となった。400 の認定回収所を持ち、自治体や小売店が運営する 6,000 店の回収ポイントを持っている。

ARF 前払い制度が機能していることから、スイスにおける回収率は、国民一人当たり 14kg と、EU が WEEE 法によって義務付けている一人当たり 4kg をはるかに上回る達成率となっている。EU 加盟国で組織している WEEE フォーラム諸国でトップの回収率である。

最近問題になっているのは、SWICO や SENS に加盟しないでこのシステムを利用する業者、消費者（フリーライダー）があること。特に今後増大が予想されるのは、ネット販

売され、消費者が回収ポイントに持ち込むフリーライド・グッズの横行である。今後、法改正が準備されることが予想される。

b. SENS

スイスにおける家電製品（冷蔵庫、洗濯機、おもちゃなども含む）のリサイクルをコーディネートする非営利団体。ちなみに SENS とは *Stiftung Entsorgung Schweiz* の略である。同様な、主に電子製品を扱う SWICO とは、歴史的な経緯が異なるものの、双子の兄弟の関係にあり、取り扱う製品で棲み分けをしている。

SENS は 10 人で運営しており、主に大型家電製品をリサイクルする際の、関係者（廃棄物リサイクルの責任を負うメーカー及び輸入事業者、廃棄物回収事業者、廃棄物処理業者等）の調整を行い、また、毎年、消費者から回収するリサイクル料 (ARF: Advanced Recycle Fee) の算定を担当している。創立 20 周年で、まずは冷蔵庫の取り扱いのみから始まった。SWICO とは協調・協力関係にあり、回収場所も相当部分 (全体 600 ヶ所のうち、8 割程度) は共有している。

SENS は、リサイクル義務を負う製造業者、輸入事業者と協定を締結し、それに基づき事業を円滑に進めるための運営を行っている。リサイクルコストは消費者から購入時に回収 (ビジブルフィー) し、リサイクルシステム (回収、リサイクル、及び SENS 事務局運営など) に充当されている。ARF は年一回、SENS に設置した委員会 (メンバーは主な製造事業者、輸入事業者、消費者などで構成) で審議され透明に決定されている。

EU の規制との比較では、WEEE 指令は、非常に包括的で多くのことを規定しているのに対して、SENS でのリサイクル運営は、基本はリサイクル義務を負う事業者らと SENS との協調に基づく「自主性」にある。事業者と SENS の関係を政府に規定されることもなく、また、ARF も自由に決めて良い仕組みとなっている。スイスにおける伝統的な自主性 (地方分権に見られる、「自分のことは自分で決めるという考え」ともあいまって機能しているシステムである (回収量は、SENS で 6 万 4,000 トン、SWICO と合わせて一人当たり約 14kg であり、EU 指令の目標とする 4 キログラムをはるかに超えている)。また、SWICO の活動と併せて、WEEE で対象にしている品目をすべてカバーしており、非常に効率的である。家電製品一台あたりの回収料金もすべて従量制であり、リサイクルのしやすさなどを元に決めることもできなくはないが、そうした事務負担を省き、一律で効率的に行う工夫をしている。

一方、SWICO と同様、前払い式であるため、フリーライダーが一定の割合でいることが

一つの課題となっている。最初に消費者からコストを回収するために、コストを支払っていない中古品の廃棄や、個人による輸入品の廃棄は、事実上無料で行われている可能性がある。特に、インターネット販売による個人輸入は、SWICO とともに大きな問題となっている。ただし、SENS としては、フリーライダーが現時点でクリティカルな量を占めているとは考えていないとのこと。システム全体の問題としては、こうしたフリーライダーがどの程度いるか、抑制できるかということがポイントであるが、それは前払い式に移行した7年前から論点であった。現に、以前採用していた後払い方式だと、不法投棄が発生しリサイクルに対するディスインセンティブになってしまっていた。

また、ARF は、システム全体の運営上、採算がとれるよう設定されるが、最近のリサイクルコストの上昇や、回収品の価格下落などの影響もあって、11年には引き上げざるを得ない状況にある。

製造事業者等の登録先は SENS と SWICO。SENS (または SWICO) とのオンラインベースでの協定書締結 (最期は相互にサイン) に基づく。協定の締結手数料はなし。

なお、WEEE 指令の見直しが欧州で議論されているが、スイスは独自の仕組みを運用しているため、改正動向に注視はしているが、そのまま EU での規制見直しをスイスに導入することにはならないと考えられる。

② WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

回収費用は重量に応じて課金を行っている。リサイクルは無料。過去に購入したリサイクル料金が支払われていない製品のリサイクルについても無料。

リサイクル料金は、かつては日本と同様、リサイクル品を回収するときにリサイクル料を徴収するシステムであり、例えば、冷蔵庫は回収時に 70 フランを徴収していた。しかしこの方式だと、不法投棄が増えるということで、前払い方式に変更された。新たに購入するときに支払うリサイクル料で、制度以前の品の廃棄料も賄う。

③ WEEE 回収率

現在スイスでは WEEE 回収率は 80% と極めて高い。年間一人当たり 14kg を達成している。EU 諸国と比較してもトップクラスである。国民一人当たりのリサイクルコストは 9.4 フラン。WEEE 製品 1kg 当たり平均 0.67 フランのリサイクルコストというパフォーマンスである。連邦環境省はこうしたコストについて関与しないという原則は持っているが、独占による弊害 (不必要に高価になっていないか) という疑念は拭い切れないと思ってお

り、何らかの対応ができないか検討中である。

(3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

① WEEE、RoHS 国内法の問題点

WEEEに係る事業者側の課題としては、現在連邦政府が把握する限り大きな問題はない。小売業者も特に問題ない。WEEEの回収は、大手メーカーや販売店が直接行う場合と、コミュニティー単位で行っている場合があり、割合は半々であり、小売店が自ら行う場合は非常に少ない。リサイクル義務は製造業者または輸入事業者が負うので、収集体制は望ましいやり方を地域ごとに考えることが望まれる。

27. トルコ（非 EU 加盟国）

トルコと EU は 1996 年より関税同盟の発効、そして 2005 年に EU 加盟交渉をはじめており、EU 基準との調和を進め、諸制度も EU 基準に準拠し始めている。

2004 年より CE マーキングの導入も始まり、EU との運用が異なる面もあるが、導入初期の混乱からは、通関は輸入者側が税関の運用に合わせざるを得ない状況で、その対応にもある程度慣れ落ち着きを見せている。

その中で、EU の環境規制である RoHS 規則は 2008 年 5 月 30 日付官報 26891 号で公示され、2009 年 6 月 1 日より効力を発している。

(1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

① 国内法と EU 指令との比較

a. WEEE

未発効。

2009 年 5 月に上記 RoHS 規制の発効に合わせ、対応を確認した時点では、環境森林省によると 2009 年末には WEEE 規制の発効を進めるとのコメントであったが、09 年 12 月末に同省へ再度確認を行ったところ、2010 年の第 4 四半期（10～12 月）に発効を考えたいとの同省のコメントがあった。

b. RoHS

本規則の所管官庁である環境森林省及び通関を所管する外国貿易庁に確認したところ、EU では既に 2003 年 2 月より同規則が施行実施されているが、トルコ向け製品も EU と同様の対策がされていれば基本的に問題はなく輸入、流通できる。また医療機器などは EU の同規則と同様に対象外となっている。

手続き上異なる点は、①同規則の 7 条 d に謳われている「この製品は電気・電子機器における特定危険物質の使用制限に関する規則に適合している製品である」旨トルコ語で明記する必要があること。その記載場所、フォーム等は規定がない。また、②同規則の付属書 3（官報、EK-3、UYGUNLUK BEYAN FORMU）にフォームが提示されているが、同規則の対象商品を輸入・販売する際にはこの付属書 3 の「適合宣言書」を環境森林省へ毎年 2 月末までに提出することと規定されている。同宣言書は既に前年提出していても毎年更新し提出する必要がある。この 2 点のうち、特に①に関して記載場所やフォームなどに明確な指定がないこともあり、対応する輸入者やメーカーにとっては非常に判断のしづら

いものとなっている。また、業界筋によると、日本企業の関心事も①の7条 d に謳われている表記方法に最も多く集まっているとのことである。

② 罰則規定および違反事例

a. RoHS 国内法違反の事例

6月発効以降、サンプル検査は実施されておらず、また、通関時の提示も求められない現状で、事例は発生していない。同規制対象品利用の消費者からのクレームが出れば対応していくというぐらいの姿勢とみられている。

③ RoHS 対応に対する通関時の確認

トルコにおいて、同規制の対象となるのは輸入品の生産者ではなく、輸入者である。輸入者として禁止物質不使用証明書を、以下のどちらかで取得しておくことが重要である。

- ・ 生産者が生産国の同規制検査を承認されている指定検査機関で取得する。
- ・ もしくは、本格的な輸入後、上市する前に、輸入者がサンプルを輸入し、輸入国（トルコ）で同規制検査を承認されている指定検査機関で取得する。

環境森林省によると、トルコでは通関時にも、上市の際にも、特段同証明書の提示を求められるわけではないので、現実には今後の上市後のサンプリングなど同規制の運用の進展に備えて準備しておく必要があるとのこと。通常輸入者は違反が発覚した際の罰則を気にするので、同証明書の対策は行っているとしている。

EUの同規制に対する証明書の取得方法の変更が出る可能性があるので、それに合わせる方向で調整中。

また、上市後のサンプリング等も実施時期や実施内容については、実施を進めていくのかどうかも含め未確定。

a. 必要書類

輸入時のこの規則に関する特段の書類提出義務はない。

b. 税関での検査、確認方法

「この製品は電気・電子機器における特定危険物質の使用制限に関する規則に適合している製品である」旨トルコ語で明記する必要があるという7条の d についても特別なチェ

ック項目ではない。

また、環境森林省によると、7条のdの明記については、機械の上でも、ラベル上でも、説明書上でも構わず、特段の明記場所の規定はない。ただし、英語での明記は不可でトルコ語とすること。

同規則（RoHS）への適合については、基本的に輸入する際に適合している旨の書類（これも形式は全く問わないとの回答。おそらく付属書3の適合宣言書で構わないとも思われる）をトルコ環境森林省のWASTE MANAGEMENT DIVISIONに提出してほしいとの回答。ただし同規則の規定では上記のとおり、適合宣言書を毎年2月末までに提出することとなっており、輸入する際とは特段定められていないので、最初の輸入時期あたりに提出するのが望ましいとの解釈と理解できる。

c. RoHS 対応違反時の対応

将来的には適合製品であると届けられたものは、市場に出回っているものの中からサンプリング検査を地域ごとに今後環境森林省が指定する試験所に行わせることを検討中。いつになるかは現段階で未定。

項目	英国	フランス	ドイツ	イタリア	アイルランド	ベルギー	オランダ	ルクセンブルク	オーストリア	
規則の現状 WEEE国内法とEU指令の比較	<p>○英国はWEEE指令で定められている回収目標値に再利用分を含めている唯一の加盟国である。</p> <p>○英国のWEEEに関する規定は、EUのWEEE指令を反映したものに過ぎず、EU指令と比較して英国でより厳しい規制は存在しない。</p>	○基本的にEU指令に準拠	○基本的にEU指令に準拠(一人当たりのWEEE回収義務が年間4kgなど)	○基本的にEU指令に準拠(住民1人当たり回収量、再使用・リサイクル率はEU指令と同等)	○展示会や関連イベントなどに登録を行っていない企業が参加する場合、展示会/イベントの主催者に特別な義務を課している。	○小売業者や地方自治体がセルフ・コンプライアントである者あるいはコンプライアンス・スキームに代わって回収する者以外の者に回収されたEEEを引き渡すことは禁じられている(Article 15)。	○フランドゥス地域のみ一人当たりのWEEE回収量が年間8.5kg(それ以外の地域はEU指令通り4kg)	○基本的にEU指令に準拠	○確認出来ず	○電気・電子機器のカテゴリは5つ。 ○廃電気機器回収調整機関が設置されている。
	スペイン	ギリシャ	スイス	デンマーク	スウェーデン	フィンランド	ポーランド	ハンガリー	チェコ	
	<p>○製造者登録の際、国家登記と自治州環境当局の両方への登記が必要。</p> <p>○運用は国ではなく自治州の権限。</p>	○基本的にはEU指令に準拠(一人当たりのWEEE回収義務が年間4kgなど、特に大きな違いはない)。	○基本的にEUのWEEE指令とは別システムだが、WEEE対象製品はすべてカバー。 ○回収目標はないが、実態は一人当たり14kgを達成。	○基本的にEU指令に準拠	○スウェーデンの生産者情報を製品にマーキングしなくてはならない(電気・電子製品の製造者責任法SFS2005:209、2005年8月13日施行、第11条)。 ○2010年1月1日より書面における使用法および保証情報を包装物に明記することがさらに義務付けられる(同法改正法SFS2009:1212、同11条)	○基本的にEU指令に準拠(国民一人当たり年間4kgのWEEE回収目標など)	<p>○WEEE回収率を製造者に義務付け(製品カテゴリ①~⑦、⑨は24%、⑤の一部は40%)</p> <p>使用済み電気・電子機器法(18条、66条)、WEEE年間最低回収率に関する環境省令</p> <p>○上記の回収率を達成できなかった場合は、未達成量(kg)×1.8PLNの罰金が科せられる。</p> <p>(⑤照明器具の一部は×18PLN)</p> <p>製品への課金に関する環境省令(官報2006年19号152項、2006年2月6日施行)</p> <p>○ケーブル、基板など、製品の状況によってWEEE指令の対象が否か解釈が分かれる事例がある。</p>	○基本的にEU指令に準拠	○基本的にEU指令に準拠	
	スロバキア	エストニア	リトアニア	ラトビア	ルーマニア	ブルガリア	スロベニア			
	○リサイクル基金の設置義務	○基本的にEU指令に準拠	○基本的にEU指令に準拠	○基本的にEU指令に準拠	○基本的にEU指令に準拠	○ラベルに登録番号、製造者または製造者IDを明記	○回収率目標達成期日2008年12月31日。 ○販売業者に一対一ベースでの引き取り義務はない。			

項目	英国	フランス	ドイツ	イタリア	アイルランド	ベルギー	オランダ	ルクセンブルク	オーストリア
罰則規定および違反事例 WEEE罰則規定	○WEEE罰則規定に記載。 ○罰則規定に従って訴訟となった際、治安判事裁判所の即決判決において製造者、流通業者、スキームのオペレーターに非が認められた場合は5,000ポンド以下の罰金。 ○刑事法院での起訴で有罪判決が出た場合は罰金(上限は設けられていない)が科される(WEEE規則Part 14)。	○環境法典R543-205、R543-206 ○マーク非表示: 罰金450ユーロ ○回収システムの構築無: 1,500ユーロ、など	○廃電気・電子機器法(罰則規定は2005年8月13日施行) ○マーク非表示: 罰金上限5万ユーロ ○製造者不登録: 罰金上限5万ユーロ、など	○政令2005年7月25日151号(同8月13日発効) ○WEEE回収システムの構築義務違反: 罰金3万~10万ユーロ ○製造者不登録: 罰金3万~10万ユーロ ○処理施設への情報提供義務違反: 罰金5,000~3万ユーロ ○報告義務違反: 罰金2000~2万ユーロ ○WEEE回収システム適用の告知義務違反: 罰金2,000~5,000ユーロ ○ごみ箱×マークの非表示: 罰金電気・電子機器1台につき200~1,000ユーロ	○廃電気・電子規則(2005年8月13日施行) ○S.I. No 375 of 2008(修正法) ○生産者は登録なしに製品を上市することが許されない。卸売業者は未登録の生産者から製品を購入することはできない。	○『持続可能な方法、消費並びに環境、健康の保護の奨励を目的とする製品の規格に関する1998年12月21日法』、『商行為、消費者への情報、消費者保護に関する1991年7月14日法』 ○ラベル表示などの規則に違反する者には、250~1万ユーロの罰金(故意に違反を犯す者には、500~2万ユーロの罰金)。 ○その他の違反には、8日から3年間の禁固刑、160ユーロから400万ユーロの罰金刑(人の安全や健康に具体的な危険があることを知りながら上記の違反行為を行う者に対する罰則は、禁固刑は最高8年間に、罰金刑は最高1000万ユーロ)。	○2004年8月13日発効 WEEE(WEEEとRoHS含)管理規則(オランダ語: BEA、英語: WEEE Management Decree) ○環境経営法(Wet Milieubeheer) ○販売停止措置、罰金 ○経済刑法(Wet op de Economische Delicten) 罰金最高6万7,000ユーロ、懲役刑最高6年	○確認出せず	○廃棄物管理法(改正法2005年1月1日施行) ○製品に関する記録・保管・提示・登録・報告義務および製造者登録義務を怠った場合、最高2,910ユーロの罰金。 ○マーク非表示の場合は360~7,270ユーロの罰金。
	○廃棄物法(法10/1998、1998年5月12日施行)および工業法(法21/1992、1992年8月12日施行) ○マーク非表示: 罰金600ユーロ~最高30万ユーロ ○製造者不登録: 罰金3,000ユーロ~60万ユーロ、など	○生産業者の国内登録義務および小売店の登録生産業者からの製品購入義務の決定(2005年9月23日) ○罰金額等詳細は明示なし。	○違反が発覚した場合、司法当局により罰金額を裁定	○電気・電子廃棄物省令、BEK664号(2005年6月27日施行) ○マーク非表示、製造者不登録などに罰金	○環境制裁課金法(SFS1998:950)の改正に関する法律(SFS2008:642、2008年7月15日施行) ○販売量の報告が期限を過ぎた場合: 罰金1万クローナ ○回収量・処理された量の報告期限を過ぎた場合: 罰金1万クローナ	○廃棄物法(1072/1993、1993年12月3日施行)および1993年廃棄物法の改正法(452/2004)(2004年9月1日施行)。 ○第9章 情報収集、検査および監督、第10章 強制的な手段および制裁措置。 ○フィンランド刑法(39/1889、940/2008までの改正事項を含む)。 ○第44章 衛生・安全を脅かす違反、第48章 環境を害する違法行為。 ○罰則には、条件付罰金、是正、操業中止、遵守命令、生産者データ登録簿における当該メーカーの承認決定取消、当該製品の一次的または永久的な製造、輸入、取扱い、販売、輸送または使用の禁止などの措置が含まれる。	○製造者不登録: 罰金5,000-500万ズロチ(80条1項) ○使用済み電気・電子機器法 ○マーク非表示: 20~5,000ズロチ(同法では罰金額明示せず(72条3項、環境保護法に基づく罰金額(348条2項)) 環境保護法	○政令 271/2001(X II. 21.) ○回収量未達成: 罰金35万フォリント ○回収義務不履行: 罰金2万5,000フォリント/件 ○リサイクル・廃棄義務の不履行: 罰金30万フォリント	○廃棄物法2001年法令集No.185。 ○法令が定める義務に違反した場合、強制的に罰金が課される。この場合、処罰の上限は5,000万チェココルナ。 ○法令が定める義務の非遵守には、法的な救済措置(是正措置)が適用されない。 ○WEEE指令が生産者に法的に課した最も高額な罰金は、35万チェココルナ。 ○不法な廃棄に対するWEEE指令の最も高額な罰金は、45万チェココルナ。 ○処罰の重さは、環境に対する危険度や、それぞれのケースに付随した状況次第で、行政の裁量に基づいて決定される。
	○廃棄物法改正法(2005年1月1日施行)。 ○違反行為については罰金: 最高500万スロバキアコルナ	○廃棄物法 第12章 責任(2004年5月1日施行)。 ○5万クローン以下の罰金。 ○刑法(2002年9月1日施行)。	○The code of administrative law offences(2006年6月15日施行) Article 51(18) ○マーク非表示: 罰金1,000-2,000リタス ○製造者・輸入業者不登録: 罰金1,000-2,000リタス、など	○行政違反法(2000年12月14日制定)。 ○マーク非表示: 罰金 355-1万4,238ユーロ。	○政府決定2005年448号 ○電気製品の未回収 罰金: 個人: 500~1,000レイ 法人: 2,500~5,000レイ ○製造者不登録、販売商品の量およびカテゴリなど情報公開未履行: 罰金1万~2万レイまたは営業停止。	○廃棄物管理法(2003年9月30日公布) ○マーク非表示: 罰金・製品総額の30%~60%。 ○製造者不登録、販売商品の量およびカテゴリなど情報公開未履行: 罰金700~5,000レバ。	○廃電気・電子機器処理に関する法令(2006年11月1日施行)により2,000~8万3,000ユーロの罰金。製品の上市停止措置がとられることもある。		
	○The code of administrative law offences(2006年6月15日施行) Article 51(18) ○マーク非表示: 罰金1,000-2,000リタス ○製造者・輸入業者不登録: 罰金1,000-2,000リタス、など								

項目	英国	フランス	ドイツ	イタリア	アイルランド	ベルギー	オランダ	ルクセンブルク	オーストリア	
罰則規定および違反事例	<p>○RoHS規則で禁止されている有害物質に関する規定に違反した場合、または警告に従わない場合、責任者に対し、即決判決で最高5,000ポンドの罰金、または起訴の結果、有罪判決が出た場合は上限が設定されていない罰金が科される。</p> <p>○執行当局(NMO)の要請でRoHS対応を示す文書が提出できない場合、即決判決で最高5,000ポンドの罰金が科せられることがある。</p> <p>○手続き上の違反(執行担当者の邪魔をする、虚偽もしくは誤解を招く情報を執行当局に提出する等)も罰せられることがあり、その場合は、即決判決で5,000ポンドの罰金が科せられることがある。</p>	<p>○環境法典R543-206</p> <p>○特定有害物質の基準以上の使用: 罰金1,500ユーロ。</p>	<p>○廃電気・電子機器法(罰則規定)は2005年8月13日施行)</p> <p>○特定有害物質を基準以上に使用した製品の上市: 罰金上限5万ユーロ、など。</p>	<p>○政令2005年7月25日151号(同8月13日発効)</p> <p>○特定有害物質の使用: 罰金EEE1台につき50~500ユーロまたは台数にかかわらず3万~10万ユーロ。</p>	<p>○廃電気・電子機器規則(2006年7月1日施行)</p> <p>○S.I. No. 376 of 2008(修正法)</p>	<p>○『持続可能な方法、消費並びに環境、健康の保護の奨励を目的とする製品の規格に関する1998年12月21日法』、『商行為、消費者への情報、消費者保護に関する1991年7月14日法』</p> <p>○ラベル表示などの規則に違反する者には、250~1万ユーロの罰金(故意に違反を犯す者には、500~2万ユーロの罰金)。</p> <p>○その他の違反には、8日から3年間の禁固刑、160ユーロから400万ユーロの罰金刑(人の安全や健康に具体的な危険があることを知りながら上記の違反行為を行う者に対する罰則は、禁固刑は最高8年間に、罰金刑は最高1000万ユーロ)。</p>	○確認出来ず	○確認出来ず	<p>○廃棄物管理法(改正法2005年1月1日施行)</p> <p>○特定有害物質使用制限違反の場合、360~7270ユーロの罰金。</p>	
	RoHS罰則規定	<p>○廃棄物法(法10/1998、1998年5月12日施行)および工業法(法21/1992、1992年8月12日施行)</p> <p>○特定有害物質の基準以上の使用: 罰金3,000ユーロ~最高60万ユーロ、など。</p>	<p>○大統領令2939号第20条(2001年8月6日施行)</p> <p>○罰金の金額は制定されていない。</p>	<p>○違反が発覚した場合、司法当局により罰金額を裁定。</p>	<p>○RoHS省令、BEK449号(2006年6月3日施行)</p> <p>○特定有害物質の制限以上の使用などに罰金</p>	<p>○環境基本法(Miljöbalk,SFS1998:808)第26章第9条</p> <p>○特定有害物質の基準以上の使用や不法処理など: 電気・電子製品の販売禁止。</p>	<p>○廃棄物法(1072/1993、1993年12月3日施行)および1993年廃棄物法改正法(452/2004)(2004年9月1日施行)、第9章 - 情報収集、検査および監督、第10章 強制的な手段および制裁措置、2.フィンランド刑法(39/1889、940/2008までの改正事項を含む)例: 第44章 衛生・安全を脅かす違反、第48章 環境を害する違法行為。</p> <p>○罰則には、条件付罰金、是正、操業中止、遵守命令、生産者データ登録簿における当該メーカーの承認決定取消、当該製品の一時または永久的な製造、輸入、取扱い、販売、輸送または使用の禁止などの措置が含まれる。</p>	<p>○RoHSに違反した製品の上市: 20~5,000ズロチ(環境保護法に基づく罰金額(348条2項))</p> <p>○環境保護法(官報2001年62号627項(2001年10月1日施行)、2008年25号150項(2008年1月23日施行))</p> <p>○「電気・電子機器における危険物質の使用制限に関する経済省令」には罰則規定なし(官報2007年69号457項(2007年5月3日施行))</p>	<p>○政令 271/2001(X II.21.)</p> <p>政令 16/2004.(X.8.)</p> <p>○罰金はケースごとに判断。</p>	<p>○罰金の上限は最大5,000万チェココルナ。</p> <p>○チェコ環境検査局は救済措置を提供できない。</p>
	スロバキア	<p>○廃棄物法改正法(2005年1月1日施行)</p> <p>○違反行為については罰金: 最高500万スロバキアコルナ。</p>	<p>○廃棄物法 第12章 責任2004年5月1日施行。5万クローン以下の罰金。</p> <p>刑法 2002年9月1日施行。</p>	<p>○The code of administrative law offences(2006年6月15日施行) Article 84(1) and 84(2)</p> <p>○認可を受けずに有害物質を販売、製品に利用した場合: 罰金4,000-10,000リタス、など。</p>	<p>○行政違反法(2000年12月14日制定)、</p> <p>○規則に違反した製品の販売: 製品没収あるいは製品非没収、同時に罰金712-7,115ユーロ</p> <p>○特定有害物質の基準以上の使用: 製品没収と共に罰金 143 -1,423ユーロ</p>	○確認出来ず	<p>○廃棄物管理法(2003年9月30日公布)</p> <p>○特定有害物質の基準以上の使用: 罰金・製品総額の30%~60%</p>	<p>○化学物質法(2003年11月12日施行)により2,000~8万3,000ユーロの罰金。</p> <p>○製品の上市停止措置がとられることもある</p>		
エストニア										
リトアニア										
ラトビア										
ルーマニア										
ブルガリア										
スロベニア										

項目	英国	フランス	ドイツ	イタリア	アイルランド	ベルギー	オランダ	ルクセンブルク	オーストリア
R o H S 対応に 対する通関時の 確認 必要書類	○特になし	○特になし	○通常の通関書類	○確認出来ず	○製造者または販売業者は供給者から製品に関する証明書入手し、証拠書類の確認手段を持ち、最低6年間記録を保持しなければならない。	○通常の通関書類	○特になし	○確認出来ず	○規定なし。輸出国側の規定に準じること
	スペイン	ギリシャ	スイス	デンマーク	スウェーデン	フィンランド	ポーランド	ハンガリー	チェコ
	○特になし(CEマークの貼付をもってRoHS適合品とみなすのが実態)	○確認出来ず	○特になし	○特になし	○通常の通関書類	○特になし	○RoHS指令に基づく省令は、検査方法を定めていない。 ○通関では、「輸入製品の安全に関する規制」に基づいた通常の検査が行われているものの、RoHS対応としての検査はほとんど行われていない模様。	○税関へ検査済み品質証明書の提出	○通常の通関書類
	スロバキア	エストニア	リトアニア	ラトビア	ルーマニア	ブルガリア	スロベニア		
	○確認出来ず	○特になし	○確認出来ず	○原産地証明書、税関申告書、RoHSおよびその他のEU指令の条件合致確認状	○有害物質を国内へ持ち込む場合、ライセンスの取得が必要 取得先:環境省、防衛省または内務・行政省	○確認出来ず	○確認出来ず		

項目		英国	フランス	ドイツ	イタリア	アイルランド	ベルギー	オランダ	ルクセンブルク	オーストリア				
規則の現状	RoHS 対応に対する通関時の確認 税関での検査、確認方法	○税関におけるRoHS対応の申告義務はない	○確認出来ず	○通関申告と製品に添付義務のラベルを検査	○確認出来ず	○税関では検査を行わない	○税関への通関申告をもとに、リスク分析を行う部署が分析を実施し、リスクがあると思われるものに関しコントロールを実施。 ○問題のある場合は、所轄当局の連邦保健省に通知する。同省が違反の有無を確認、処置を決定する。	○特になし	○確認出来ず	○税関では検査を行わない				
		スペイン	ギリシャ	スイス	デンマーク	スウェーデン	フィンランド	ポーランド	ハンガリー	チェコ				
		○税関ではなく、むしろ国内で保健社会政策省消費総局が検査強化期間を不定期に設け、無作為の抽出サンプルを検査、また通報に応じて随時分析検査を実施	○確認出来ず	○特になし	○デンマーク税関では、RoHSに対する検査・確認は行われていない。代わりに、環境保護庁が、既に輸入された製品に対し、市場において抽出検査を行う。	○一般には提出された通関書類の確認のみであるが、規制担当当局による抜き打ち検査が行われる場合もある	○税関では検査を行わない	○RoHS指令に基づく省令は、検査方法を定めていない。 ○通関では、「輸入製品の安全に関する規制」に基づいた通常の検査が行われているものの、RoHS対応としての検査はほとんど行われていない模様。＜法律事務所ヒアリング＞	○検査官による見本調査、品質証明書および製造関連資料の確認	○税関では検査を行わない				
		スロバキア	エストニア	リトアニア	ラトビア	ルーマニア	ブルガリア	スロベニア	○確認出来ず	○税関では検査を行わない	○確認出来ず	○確認出来ず	○ラトビアの公認専門組織が準備したRoHSおよびその他のEU指令の条件合致確認状を輸入業者が提出	○確認出来ず

項目		英国	フランス	ドイツ	イタリア	アイルランド	ベルギー	オランダ	ルクセンブルク	オーストリア			
規則の現状	R o H S 対応に対する通関時の確認 検査にかかる期間、コスト	○税関では検査を行わない	○ケース・バイ・ケース	○確認出来ず	○確認出来ず	○税関では検査を行わない	○確認出来ず	○無し	○確認出来ず	○税関では検査を行わない			
		スペイン	ギリシャ	スイス	デンマーク	スウェーデン	フィンランド	ポーランド	ハンガリー	チェコ			
		○確認出来ず	○確認出来ず	○税関では検査を行わない	○環境保護庁による市場での抽出検査は年に1～2回ほど行われ、1製品当たり平均約2時間かかる。	○現在までは担当当局であるKEMI(化学物質監査庁)での検査は無料であるが将来は有料になる可能性あり	○税関では検査を行わない	○通関時の通常の検査に際し、疑いのある製品を発見した場合はGIOSに通知。 ○GIOSから3日以内に回答がない場合、通関を許可。 <法律事務所ヒアリング>	○期間:30日間 ○コスト:無料	○税関による確認の期間は、製品の性質と数量、事業の種類、必要書類の提出の有無、などによって異なる。 ○確認には1時間から、中には1週間を要することもある。 ○確認は無料であるが、法律違反が発覚した場合は当然罰金の対象となる。			
		スロバキア	エストニア	リトアニア	ラトビア	ルーマニア	ブルガリア	スロベニア	○確認出来ず	○税関では検査を行わない	○確認出来ず	○期間:2週間～1ヶ月。 ○コスト:検査室でのコストによるが最低300ユーロ	○確認出来ず

項目		英国	フランス	ドイツ	イタリア	アイルランド	ベルギー	オランダ	ルクセンブルク	オーストリア			
規則の現状	RoHS違反時の対応	<p>○違反企業は違反事実への対処を問うNMOからの手紙に対して28日以内に回答をしなければならない。 ○NMOへの回答がない場合、当局はその企業の製品検査を行い、未対応の場合には起訴される。</p>	○確認出来ず	○通関を抑制、各州の担当機関に通知	○確認出来ず	○商品回収指令	○確認出来ず	○特になし	○確認出来ず	○税関では検査を行わない			
		スペイン	ギリシャ	スイス	デンマーク	スウェーデン	フィンランド	ポーランド	ハンガリー	チェコ			
		<p>○廃棄物法(法10/1998、1998年5月12日施行)および工業法(法21/1992、1992年8月12日施行)に応じた罰則適用、罰金以外に営業停止や工場閉鎖などの措置適用も</p>	○確認出来ず	○仮に違反が見つければ所管の州政府担当部署に税関から連絡。	○該当製品は、EU域内での販売が禁止され、輸入者あるいは製造業者の費用負担で、小売業者から引き取られる。	○製品販売禁止。当該企業が輸入業者の場合は警察へ通告	○禁止物質を含む製品は送還または押収される。	○20～5,000ズロチの罰金(関連省令では罰則規定なし。環境保護法に基づく(348条2項)) <法律事務所ヒアリング>	○確認出来ず	○廃棄物法(Law on Waste)の違反については、チェコ環境検査局による処罰がある。			
スロバキア	エストニア	リトアニア	ラトビア	ルーマニア	ブルガリア	スロベニア	<p>○廃棄物法改正法(2005年1月1日施行) 違反行為については罰金:最高500万スロバキアコルナ</p>	○禁止物質を含む製品は送還または押収される。	○確認出来ず	○RoHSおよび他のEU指令の条件合致が未確認の場合販売不可能	○確認出来ず	○確認出来ず	○化学物質法(2003年11月12日施行)により2,000～8万3,000ユーロの罰金。製品の上市停止措置がとられることもある

項目		英国	フランス	ドイツ	イタリア	アイルランド	ベルギー	オランダ	ルクセンブルク	オーストリア			
運用状況	製造者登録先	○WEEE製造者コンプライアンス・スキーム(WEEE Producer Compliance Scheme(PCGS))	○ADEME(環境・エネルギー管理庁)	○EAR(連邦環境省より権限を委譲)	○当該企業の登記上の事務所を所管する商工会議所	○WEEE Register Society Ltd	○RECUPEL及び各地域の所轄当局(ワロン廃棄物事務局、ブリュッセル環境管理研究所、フランダース地域廃棄物公社)	○SenterNovem Waste	○ECOTRELに加盟、あるいは環境省に廃棄物管理プランを提出	○連邦環境庁			
		スペイン	ギリシャ	スイス	デンマーク	スウェーデン	フィンランド	ポーランド	ハンガリー	チェコ			
		○産業観光商務省・産業開発局・産業品質安全部、および各自治州環境庁	○環境省	○SENS、SWICO	○DPAシステム	○自然保護庁	○Pirkanmaa地域環境センター	○環境保護検査局(GIOS)	○環境保護管理局	○環境省			
		スロバキア	エストニア	リトアニア	ラトビア	ルーマニア	ブルガリア	スロベニア	○環境省	○環境省(Ministry of the Environment)	○リトアニアに事務所がある場合は地域環境保護局(Regional Environmental Protection Department) ○リトアニアに事務所がない場合は環境保護庁(The Environmental Protection Agency)	○電気エンジニアリング・電子産業協会(LEtERA)	○環境省環境保護庁

項目	英国	フランス	ドイツ	イタリア	アイルランド	ベルギー	オランダ	ルクセンブルク	オーストリア
製造者登録 登録方法	<p>○登録はスキームに対して直接行う。 ○スキームによってはオンラインでの申し込みも可能。 ○製造者はすべてスキームに対し登録費用を払う。登録費用は登録企業の売り上げに基づいて Environment Agency が決定する。現時点の登録費用は次の通り: ①売り上げが5万ポンドまでの場合は30ポンド、②売り上げが5万ポンド以上100万ポンド以下の場合は220ポンド、③売り上げが100万ポンドを超える場合は445ポンド。このほか、PCSの会費を払う必要がある。</p>	<p>○登録フォームに記入しオンライン登録</p>	<p>○登録フォームに記入 ○オンライン登録可能 ○コスト: 90ユーロ</p>	<p>○オンライン登録のみ ○合計212.62ユーロ</p>	<p>○登録フォームに記入 ○オンライン登録可能 ○コスト: 売上高に応じて異なる。例えば2009年であれば、150ユーロ、250ユーロ、500ユーロ、1,000ユーロ、2,000ユーロの5段階に分かれる。 ○登録した製造者は毎月市場に投入したEEE製品の数量・重量のデータ提出が求められる。また、ERP Ireland または WEEE Ireland に加入するか、もしくは「セルフ・コンプライアント」であることが求められる。</p>	<p>○直接の登録は不要 (RECUPEL への加盟、あるいは廃棄物管理プランの各地域への提出を通じ登録)</p>	<p>○所定フォームによる届け出</p>	<p>○ECOTREL: 加盟協約に記入。</p>	<p>○登録フォームに記入 ○オンライン登録可能 ○無料</p>
	<p>○登録フォームに記入 ○オンライン登録可能 ○コスト: 無料</p>	<p>○環境省のウェブサイトの新規登録フォーム(ギリシャ語)に記入。毎年、登録更新の義務があり、その際は更新用フォーム(ギリシャ語)に記入</p>	<p>○オンラインで協定書記載、相互に郵送でサイン。</p>	<p>○オンライン登録 ○加入料: 1000 DKK</p>	<p>○オンライン登録可能 ○コスト: 年間3,000クロウナの見込み</p>	<p>○登録フォームに記入。郵送による登録。登録料は440ユーロ、年次報告書提出料は130ユーロ。 ○登録の手引きは以下のサイトで入手できる(英語)。</p>	<p>○登録フォームに記入 ○オンライン登録可能 ○コスト: 50~4,000ズロチ(企業規模、売上額によって異なる) ○登録費用と年間費用に関する環境省令(官報2008年236号1649項(2009年1月1日施行))</p>	<p>○登録フォームに記入 ○オンライン登録可能 ○コスト: 7万5,000フォリント</p>	<p>○環境省が指定する書類を提出することにより登録</p>
	<p>○スロバキア国内で手続きを取る。 ○無料</p>	<p>○ Probleemtooteregister (PROTO) に登録 ○申請書の提出方法は、インターネットを通じて行う方法と電子メールにデジタル署名を付す方法の2種。 ○登録とデータ提出に関する手数料は不要。</p>	<p>○所定の用紙を提出 ○2010年1月1日からオンライン登録可能 ○コスト: 無料</p>	<p>○登録フォームに記入 ○オンライン登録可能 (URL) ○コスト: 無料</p>	<p>○登録フォームに記入 ○費用: 500レイ</p>	<p>○確認出来ず</p>	<p>○通常の登録の他、廃電気・電子機器の管理計画の認可および環境認可を受け、環境税を納める</p>		
	スロバキア	エストニア	リトアニア	ラトビア	ルーマニア	ブルガリア	スロベニア		

項目	英国	フランス	ドイツ	イタリア	アイルランド	ベルギー	オランダ	ルクセンブルク	オーストリア
運用状況 回収の仕組み 回収所設置の責任	○家庭の電気・電子機器を処分する時は、指定の回収施設(自治体及び民間の回収施設、スーパーマーケット等に併設されていることもある)か、店舗で取り回している小売店に持っていく必要がある。	○地方自治体	○地方自治体	○地方自治体	○一般家庭は1対1(同等交換)の形で小売業者あるいは地方自治体が設けたりサイクルセンターでWEEEを回収してもらえらるほか、コンプライアンス・スキームが一般家庭排出WEEEを回収する。 ○一般家庭以外(B2B)からのWEEEは個々の契約に従って回収される。	○地方自治体	○自治体、小売店	○地方自治体	○地方自治体(民間コンソーシアムと契約) + 廃電気機器回収調整機関
	スペイン	ギリシャ	スイス	デンマーク	スウェーデン	フィンランド	ポーランド	ハンガリー	チェコ
	○地方自治体や販売業者	○地方自治体	○SWICO及びSENSが認定したofficial Pointsで実施。約400箇所。自治体及び小売業者で運営する末端集積場所が6000箇所。	○主に地方自治体	○地方自治体	○製造者。ただし、製造者は通常、製造者団体に加盟することにより、この責任を製造者団体に委譲する。	○WEEE法では、製造業者、自治体、回収業者による回収所設置を認めている。 ○設置義務については規定なし。	○生産者、販売業者	○回収は専ら製造業者及び製造業者が認可する関係者(集団システム)の責任。
スロバキア	エストニア	リトアニア	ラトビア	ルーマニア	ブルガリア	スロベニア			
○地方自治体	○製造者 ○ただし、製造者は通常、製造者責任団体に加盟することにより、この責任を製造者責任団体に移転する。	○地方自治体指定の回収場所。大型スーパー近辺のコンテナ、など。	○環境省から認証された民間回収業者	○製造者および地方自治体	○地方自治体が年に2回、回収キャンペーンを実施	○地方自治体、製造者、販売・小売業者			

項目	英国	フランス	ドイツ	イタリア	アイルランド	ベルギー	オランダ	ルクセンブルク	オーストリア
運用状況 回収の仕組み 回収責任	<p>○指定の回収施設あるいは店舗で回収された電気・電子機器廃棄物は、再利用のために認可を受けた処理施設(AATF)もしくは認可を受けた輸出業者(AE)のもとに搬送される。</p> <p>○企業が電気・電子機器廃棄物を処理する場合は、廃棄物処理業者を通して廃棄物を搬送するか、またはPCSの代表者と合意の上、AATFもしくはAEにて処理・再利用する。</p>	<p>○1次回収：地方自治体、小売店、アソシエーション</p> <p>○2次回収：エコ・オーガニズムにより委託を受けた業者</p>	○製造者	○自治体(家庭用)、製造者(産業用)	○製造者およびコンプライアンス・スキーム(ERP IrelandおよびWEEE Ireland)	○RECUPELが製造者	○自治体、回収を行う協会	○ECOTRELあるいは製造者	○製造者
	スペイン	ギリシャ	スイス	デンマーク	スウェーデン	フィンランド	ポーランド	ハンガリー	チェコ
	○製造者または民間コンソーシアム	○政府公認のAppliances Recycling S.A.社とFotokyklosi A.E.社の委託業者	○SENS、SWICOの認定した回収事業者が実施。	○WEEE処理会社	○販売者・民間コンソーシアム・製造者	○製造者。 ○ただし、製造者は通常、製造者団体に加盟することにより、この責任を製造者団体に委譲する。	○製造者は、家庭からのWEEEについて回収制度を組織し費用を負担する義務がある。 ○業者に委託することも可能。	○生産者	○確認出来ず
スロバキア	エストニア	リトアニア	ラトビア	ルーマニア	ブルガリア	スロベニア			
○製造者	○製造者。 ○ただし、製造者は通常、製造者責任団体に加盟することにより、この責任を製造者責任団体に移転する。	○製造者、輸入業者	○環境省から認証された製造者 ○WEEE回収の認証された廃棄物回収業者	○地方自治体または製造業者	○製造者・輸入業者	○製造者			

項目	英国	フランス	ドイツ	イタリア	アイルランド	ベルギー	オランダ	ルクセンブルク	オーストリア
運用状況 回収のための民間コンソーシアム	<p>○民間コンソーシアムとしてはPCSが35機関存在する。 ○このほか、流通業者引き取りスキーム(DTS)も存在する(Valpak社の1社のみ)。</p>	<p>○調整機関:OCAD3E ○エコ・オーガニズム(ECOLOGIC, ECO-SYSTEMES, ERP, RECYLUM)</p>	<p>○ERP、Zentek</p>	<p>○15団体(ECODOM, ECOLAMP, ERPItalia, RAEC YCLE, REMEDIAほか)</p>	<p>○アイルランドで一般家庭排出WEEEの運用が環境・遺産・地方自治省によって認められた組織としてWEEE Ireland とERP Irelandがある。</p>	<p>○REGUPEL</p>	<p>○ICT Milieu (ICT関連機器) ○NVMP(その他の消費電気機器) ○ORTA(専門危機)</p>	<p>○ECOTREL</p>	<p>○UFH, ERA, ERP, EVA</p>
	スペイン	ギリシャ	スイス	デンマーク	スウェーデン	フィンランド	ポーランド	ハンガリー	チェコ
	<p>○全国に9団体</p>	<p>○Appliances Recycling S.A.社およびFotokyklosi A.E.社</p>	<p>○SENS、SWICOなど民間コンソーシアム</p>	<p>○Elretur ○ERP Denmark fmba ○Lyskildebranchens WEEE forening ○RENE AG</p>	<p>○エル・クレツツェン社El-Kretsen AB ○電子製品回収連盟Elektronikatervinningsforeningen</p>	<p>製造者団体: ○SELT (電気・電子機器製造者団体) ○ ICT Producers' Cooperative (ICT製品) ○ Finnish Lamp Importers and Producers (FLIP) ○SERTY (WEEE製造者団体、多数の製品カテゴリー) ○ NERA (多数の製品カテゴリー)</p>	<p>○ELEKTROEKOなど8団体</p>	<p>○ELECTRO-COORD Magyarország Nonprofit Kft など5社</p>	<p>○チェコ共和国の環境省では、6合弁企業(集団システム)を公認している。 ○ASEKOL s.r.o. ○EKKOLAMP s.r.o. ○ELEKTROWIN a. s. ○OFO - Recycling s.r.o. ○REMA Systém, a.s. ○RETELA, s.r.o.</p>
	スロバキア	エストニア	リトアニア	ラトビア	ルーマニア	ブルガリア	スロベニア		
	<p>○Envidom、SEWAなど13の組織がある</p>	<p>○製造者責任団体(Producers responsibility organizations): ○MTÜ EES-Ringlus (WEEE廃棄物) ○MTÜ Eesti Elektroonikaromu (WEEE 廃棄物) ○Ekogaisma SIA Eesti filial (ランプ)</p>	<p>○EEPA協会(Association EEPA, www.epa.lt) ○生産業者・輸入業者協会(Association of producers and importers, www.gia.lt)</p>	<p>○EKOGAISMA ○LATVIJAS ○ELEKTROTEHNIKAS ○APSAIMNIKOSSANA、 ○LATVIJAS、 ○ZALAIS ELEKTRONS、 ○LATVIJAS ZALAIS PUNKTS、 ○ZALA JOSTA、 ○ZALAS CENTRS 環境省から認可されると企業独自のWEEE管理システムを開発することができる。</p>	<p>○ECO TIC ○RoRec ○ENVIRON ○RECOLAMP ○CCR Logistics Systems RO ○Ecosys Recycling</p>	<p>○Ecobultech</p>	<p>○ZEOS, Slopak, Interseroh</p>		

項目	英国	フランス	ドイツ	イタリア	アイルランド	ベルギー	オランダ	ルクセンブルク	オーストリア	
運用状況 消費者のコスト負担	<p>○原則的に、家庭用機器の廃棄については消費者の負担はない(WEEE規則Part 5)。</p> <p>○英国においては新製品販売時に電気・電子機器廃棄物の回収費用としてビジブルフィーを利用するのは必須ではないが、ビジブルフィーを利用したい企業は利用する自由が認められている。</p>	<p>○旧製品については電気・電子機器購入時に明記された必要コストを負担。コストは製品カテゴリー毎にエコ・オーガニズムが算定。</p>	○無し	<p>○ビジブルフィー(Eco-contributo)として新品購入時に負担(金額は製品、コンソーシアムごとに異なる)。</p>	<p>○コストは電気・電子機器購入時に含まれる。製品によってはビジブルフィーの形で消費者の負担額がわかるものがある。</p>	○無し	<p>○電気・電子機器にビジブルフィーとして表示。</p>	<p>○消費者がお店で電気製品を買う時に回収費用を払う。</p>	<p>○電気・電子機器にビジブルフィーとして記載。</p>	<p>○一対一のベースで無料で引き取り。</p>
	スペイン	ギリシャ	スイス	デンマーク	スウェーデン	フィンランド	ポーランド	ハンガリー	チェコ	
	<p>○電気・電子機器購入時に負担、金額は製品により異なる(0.10～24.14ユーロ)</p>	○無し	<p>○販売時に製品価格とは別途、固定かまたは従量で消費者が負担。(連邦環境省の試算では、0.67スイスフラン/kg)</p>	<p>○消費者の製品購入時にWEEE回収にかかるコストについて知らせる義務はないが、権利がある。しかし、その権利は2011年(大型家庭用品は2013年)になくなる予定である。</p>	○無し	○無し	<p>○別途料金は徴収せず。WEEE回収コストは小売価格に直接転嫁される。</p>	<p>○小売販売時に明示されたリサイクルコストを負担。</p>	<p>○具体的な負担額については規定なし(電気・電子機器の小売価格に含む)。</p> <p>○WEEE回収時は無料。</p>	<p>○旧製品処分の費用負担はビジブルフィーとして表示。</p> <p>○新製品処分の費用負担は製造業者又は輸入業者によって直接支払われる。</p>
	スロバキア	エストニア	リトアニア	ラトビア	ルーマニア	ブルガリア	スロベニア			
	○無料で回収される。	<p>○別途料金は徴収せず。</p> <p>○WEEE回収コストは小売価格に直接転嫁される。</p>	<p>○WEEEの処理に要するコストは、電気・電子機器製品価格に含まれている。</p>	<p>○新電気・電子機器コストに含まれている。負担額として示されないのはWEEE管理費(天然資源税がkg当り1.66ユーロでありWEEE管理費がkg当り0.36ユーロである)。</p> <p>○WEEE回収コストは無料。</p>	<p>○商品購入の際に支払(グリーンスタンプ)。</p>	○無し	○確認出来ず			

注：2005年8月13日以前に上市された電気・電子機器を「旧製品」、同日以降に上市された電気・電子機器を「新製品」と表記した

項目	英国	フランス	ドイツ	イタリア	アイルランド	ベルギー	オランダ	ルクセンブルク	オーストリア
問題点 国内法	<p>○小売店がWEEE規制による費用負担で苦しんでいることを示す情報は業界紙などでは見られない。 ○また、WEEE規則に関して、英国国内では起訴事例はまだない。 ○RoHSに関しても取り立てて大きな問題はなく機能しており、2007年9月以降訴訟は起きていない。</p>	○特になし	<p>○製造業者への費用負担が過度。 ○複雑な回収システム ○廃電気・電子機器法のいくつかの条文が曖昧である点。</p>	<p>○「監督・検査委員会」の未設置によるWEEEシステム運営の監督機関の不在、違反状況の把握不可能。 ○流通業者による「1対1」の引取り義務に関する法律の未施行。</p>	<p>○ネット上で販売を行う業者(online companies)の中には、流通拠点をアイルランド国内に持っていない企業も存在するが、こうした企業も法律では「生産者」と位置づけられ、回収義務を果たすために国内における事業の場所を指定しなければならない。 ○08年以降、オンラインでの登録が可能となった。</p>	<p>○環境問題は地域の権能であることから、3地域でそれぞれ法律が作られ、内容が異なる場合がある。例えば、ワロン地域とブリュッセル首都圏地域の回収目標が住民一人当たり4kgなのに対し、フランダース地域は8.5kg。</p>	○特になし	○確認出来ず	○特になし
	スペイン	ギリシャ	スイス	デンマーク	スウェーデン	フィンランド	ポーランド	ハンガリー	チェコ
	<p>○未登録の「ただ乗り」企業がビジブルフィーを不当に利益として得ている ○輸入業者を通さない国際取引の際、輸入企業側が製造者登録をしなければならない</p>	○確認出来ず	<p>○現時点で特に無いが、先払い方式のため、ネット販売等を通じたフリーライダー増大が懸念される。現在、当該問題に対処するための新たな規制を2010年より準備予定。</p>	○特になし	<p>○マーキングのルール(シンボル、生産者情報など)に従わない企業が多い。 ○製品が規制の対象かどうかの解釈の問題。グレーゾーンに属す製品が少なくない。</p>	<p>○環境省からもPirkanmaa地域センターからも、特に重大な問題は指摘されていない。</p>	<p>○<WEEE> 自治体による分別収集などのリサイクルシステム構築の遅れ。 ○<RoHS> 検査や罰金の課金など運用面でルールが整備されていない点。</p>	<p>○生産者はWEEEに関する法令とは別に製品環境税法の適応を受ける。 ○一人当たりのWEEE回収義務(年間4kg)が、国や自治体ではなく生産者に課せられる。</p>	<p>○環境省がWEEE回収システム全体を著しく高価にし、解決を難しくしているあらゆる状況を認知していない。おそらく、確認された問題には、集団システムの運営に関連した決定の問題(未だに解決を見ない、古い電気電子機器を確実に管理する上で必要な資金面の管理についての議論)が含まれる。</p>
	スロバキア	エストニア	リトアニア	ラトビア	ルーマニア	ブルガリア	スロベニア		
	<p>○リサイクル基金のあり方をめぐって議論が高まっている。</p>	<p>○環境省(Ministry of Environment)からも、環境検査局(Environmental Inspectorate)からも特に重大な問題は指摘されていない。</p>	<p>○EEE製品のエンドユーザー(一般消費者)は回収に積極的ではなく、回収率が非常に低い(3kg強)。特に、WEEEの一部のカテゴリー製品(例えば、電気電子工具や玩具、レジャー、スポーツ用機器など)に関しては回収が非常に困難である。</p>	<p>○確認されていない。 ○WEEE回収コストは天然資源税よりずっと少ないのでEEE販売会社はWEEE管理に関心が高い。</p>	<p>○国内法が不整備であり、施行は困難。 ○回収された商品のスペース確保は、小売業者にとって困難。</p>	<p>○国内で分別回収が浸透していない。 ○回収スキームへの参加が徹底されていない。</p>	○確認出来ず		

項目	英国	フランス	ドイツ	イタリア	アイルランド	ベルギー	オランダ	ルクセンブルク	オーストリア
問題点 相談窓口	<p>○コンサルタントあるいは弁護士でWEEEおよびRoHS対応をしているところは多数。 ○<コンサルタント> Eco3、Environ、WEEEco、Rathroy ○<法律事務所> Eversheds ○WEEEに関する公的機関は以下の通り The Environment Agency The Vehicle Certification Agency The Department of Business Innovation and Skills ○RoHSに関する機関には以下のものがある The National Measurement Office (NMO) The Department of Business Innovation and Skills</p>	<p>○環境・エネルギー・持続可能・海洋省 公害防止・環境対策課</p>	<p>○EERA、ZVEI、BITKOM、Oekopel</p>	<p>○電気・電子産業協会 (ANIE)、家電輸入・製造者協会 (ANDEC) など</p>	<p>○EPA (環境保護庁) ○環境・遺産・地方自治省 ○WEEE Register Society ○WEEE Ireland ○ERP Ireland</p>	<p>○連邦経済省のホームページにヘルプデスク以外の相談窓口 (consulting、IT-systemes、laboratories) が紹介されており、WEEE、RoHS、REACHを含む環境問題関連のコンサルタント会社がピックアップされている。</p>	<p>○SenterNovem helpdesk Waste Management Desk</p>	<p>○確認出来ず</p>	<p>○廃電気機器回収調整機関 オーストリア連邦産業院</p>
	スペイン	ギリシャ	スイス	デンマーク	スウェーデン	フィンランド	ポーランド	ハンガリー	チェコ
	<p>○環境省持続的生産消費副総局 ○民間コンソーシアム ○ジャパンデスクを設置している会計弁護士事務所</p>	<p>○確認出来ず</p>	<p>○連邦環境省廃棄物原材料課消費者製品・ライフサイクルアセスメント室</p>	<p>民間コンソーシアム ○Elretur ○ERP Denmark fmba ○Lyskildebranchens WEEE forening ○RENE AG</p>	<p>○自然保護庁のEE-Registret ○スウェーデン・エンジニアリング企業連盟 Teknikforetagen ○電子産業連盟 Elektronikindustriforeningen ○エル・クレッツェン社El-Kretsen AB ○電子製品回収連盟 Elektronikatervinningsforeningen ○スウェーデン空調連盟 Svensk ventilation ○インター・セムコ社 Intertek Semko AB ○WSP社 WSP Sverige AB ○グッドポイント社 Goodpoint AB ○ラグンセルス環境コンサルタント社Ragn-Sells Miljö konsult AB</p>	<p>○WEEE: Pirkanmaa地域環境センター ○RoHS: TUKES (安全技術局 (Safety Technology Authority))</p>	<p><WEEE> ○Ministry of Environment, Waste Management Dept. ○GIOS, Market Control Dept <RoHS> ○Ministry of Economy, Economic Regulations Dept <法律事務所> ○CMS Cameron McKenna 法律事務所 ○DZP法律事務所</p>	<p>○民間コンソーシアムなど</p>	<p>○チェコ共和国環境省 ○RETELA ○Deloitte Advisory s.r.o. (コンサルティング及び諮問会社) ○ETC Consulting (ECOコンサルティング会社)</p>
スロバキア	エストニア	リトアニア	ラトビア	ルーマニア	ブルガリア	スロベニア			
<p>○スロバキア環境省</p>	<p>○環境省 (Ministry of the Environment) (WEEE/RoHS) ○MTÜ EES-Ringlus (WEEE) ○MTÜ Eesti Elektroonikaromu (WEEE) ○Ekogaisma SIA Eesti filiaal (WEEE) ○SGS ESTONIA LTD (RoHS検査)</p>	<p>○1.(WEEE) 環境保護庁環境評価局汚染地域・廃棄物課 ○2.(RoHS) 環境保護庁産業・サービス・取引局産業政策課 ○3.EEPA協会 ○4.生産業者・輸入業者協会</p>	<p>○ラトビア環境保護基金庁</p>	<p>○環境省環境保護庁</p>	<p>○環境・水資源管理省 廃棄物管理部</p>	<p>○スロベニア環境・国土計画省</p>			